

財政・税制関係資料

財務省主税局

目 次

1. 国債の歴史

(資料①) 国債の歴史	3
-------------	---

2. 税制総論

(資料②) 平成24年度一般会計予算から見る財政の現状	4
(資料③) 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移	5
(資料④) 平成2年度(1990年度)を基準とした普通国債(除く復興債)の残高増加の要因分析	6
(資料⑤) 明治23(1890)年度以降の政府債務残高の名目GDP等に対する比率の推移	7
(資料⑥) 主要国・GIIPS諸国の債務残高の国際比較	8
(資料⑦) 純債務残高の国際比較(対GDP比)	9
(資料⑧) イタリア・スペイン・ギリシャ・ポルトガル・日本の主な財政関連指標について	10
(資料⑨) 利払費と金利の推移	11
(資料⑩) 国債の所有者別内訳(平成24年3月末(速報))	12
(資料⑪) 国債金利1%上昇時の影響について	13
(資料⑫) 国債管理政策の歴史	14
(資料⑬) 主要税目の税収の推移(一般会計分)	15
(資料⑭) 国民負担率(対国民所得比)の内訳の国際比較	16
(資料⑮) 社会保障支出・社会保障以外の支出の対GDP比	17
(資料⑯) OECD諸国における社会保障支出と国民負担率の関係(2009年)	18
(資料⑰) 年金や医療関係の給付と財政の関係	19
(資料⑱) 消費税の使途	20
(資料⑲) 財政運営戦略の概要(平成22年6月22日閣議決定)	21
(資料⑳-1) 社会保障と税の一体改革(1)	22
(資料⑳-2) 社会保障と税の一体改革(2)	23
(資料⑳-3) 社会保障と税の一体改革(3)	24
(資料⑳-4) 社会保障と税の一体改革(4)	25
(資料⑳-5) 社会保障と税の一体改革(5)	26
(資料⑳-6) 社会保障と税の一体改革(6) (「税制全体を通じた改革」のポイント)	27
(資料⑳-7) 社会保障と税の一体改革(7) (社会保障・税一体改革に係る3党協議に基づく修正について(全体像))	28
(資料⑳-8) 社会保障と税の一体改革(8) (内閣府試算(平成24年8月)による財政健全化目標の達成状況)	29

2. 税制各論

(資料②①) これからの課題は……………	30
----------------------	----

低所得者への配慮

(資料②②) 受益と負担の関係……………	31
(資料②③) 給付き税額控除等、複数税率、簡素な給付措置……………	32
(資料②④) 諸外国の税制を活用した給付措置について……………	33
(資料②⑤) 「社会保障・税番号制度」の導入について……………	34
(資料②⑥) 複数税率について……………	35
(資料②⑦) 『請求書等保存方式』と『インボイス方式』……………	36
(資料②⑧) 複数税率におけるインボイスの役割……………	37

経済への配慮

(資料②⑨) 経済状況を好転させることを条件として消費税率の引上げを実施……………	38
---	----

課税の適正化、価格転嫁対策等

(資料③⑩) 課税の適正化……………	39
(資料③⑪) 消費税の新設法人の免税事業者要件の見直し……………	40
(資料③⑫) 転嫁対策への取組、価格表示のあり方……………	41
(資料③⑬) 「中間整理」のポイント……………	42

再分配機能の回復等（所得税、資産課税等の見直し）

(資料③⑭－1) 個人所得課税－①……………	43
(資料③⑭－2) 個人所得課税－②……………	44
(資料③⑭－3) 個人所得課税－③（所得税非課税世帯人員（未定稿））……………	45
(資料③⑭－4) 個人所得課税－④（所得税の税率区分ごとの税収）……………	46
(資料③⑭－5) 個人所得課税－⑤（所得税の限界税率ブラケット別納税者 （又は申告書）数割合の国際比較）……………	47
(資料③⑭－6) 個人所得課税－⑥……………	48
(資料③⑮－1) 資産課税－①……………	49
(資料③⑮－2) 資産課税－②……………	50
(資料③⑯) 法人課税……………	51
(資料③⑰) 消費税以外の消費課税等、地方税制……………	52

国債の歴史

出典: "A History of Interest Rates"

筆者: Sidney Homer (元ソモン・ブラザーズ幹部)、Richard Sylla (元ニューヨーク大学教授)

国債の起源

- 12世紀、イタリアの都市国家ベネチア: 東方貿易による繁栄を背景に、市民からの強制借入という形で貸付債券を発行
- 中世絶対王政時代: 戦費調達を目的とした国王の借金、しばしば恣意的にデフォルト
(例: スペインのフェリペ2世、フランスのルイ13世・14世)
- 17世紀、オランダ: 当時のヨーロッパにおける商業の中心地として、州政府・都市がその信用を基に公債を発行
- 17世紀、イギリス(オレンジ公ウィリアムの時代)
 - ・ 名誉革命 & 権利の章典: 国王による借金や課税に議会の承認が必要に ⇒ **国王の私的財政と国家財政の分離**
 - ・ 1692年、国債に関する最初の法律が成立: オランダの制度に基づき、物品税を担保とした国債発行

⇒ 低利での資金調達が可能に

国債の信用力の向上

- 草創期のイギリス国債: 新たな発行のたびに、利払いの担保として新しい物品税を創設(例: ビール、塩)
- 18世紀半ば、コンソール債の誕生 (consols)
 - ⇒ 担保となる税が異なる種々の国債を、償還期限の無い金利3%の国債に整理統合 (consolidate)

⇒ 国債商品の統一を通じた流動性の向上、信用リスクの低下

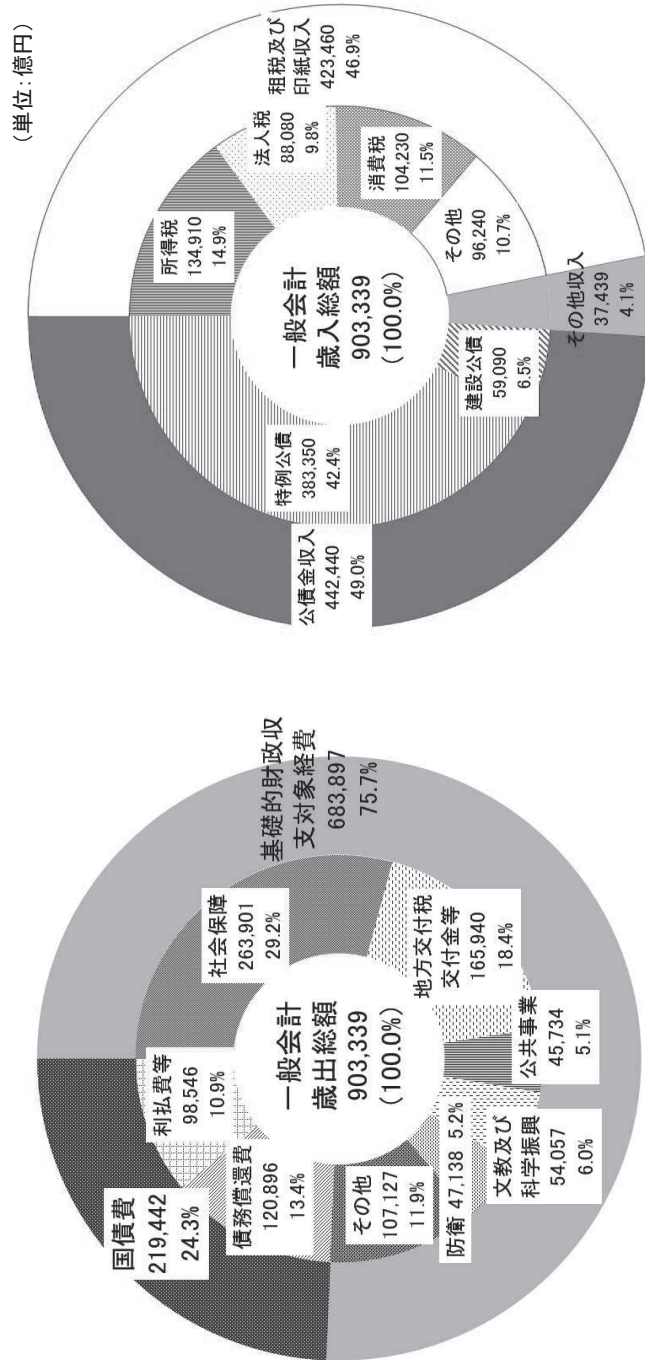
国の信用力を表す指標としての国債

- 事例: 第二次百年戦争 (ナポレオン戦争)
- イギリス: 名誉革命以降確立した国債の信用を背景に、大量の戦費を国債で調達
 - フランス: 歴代国王のデフォルトの多発による信用力の低下
 - ナポレオンは財政改革に取り組むも、イギリスに比べて高利率の利息を支払わねばならなかった

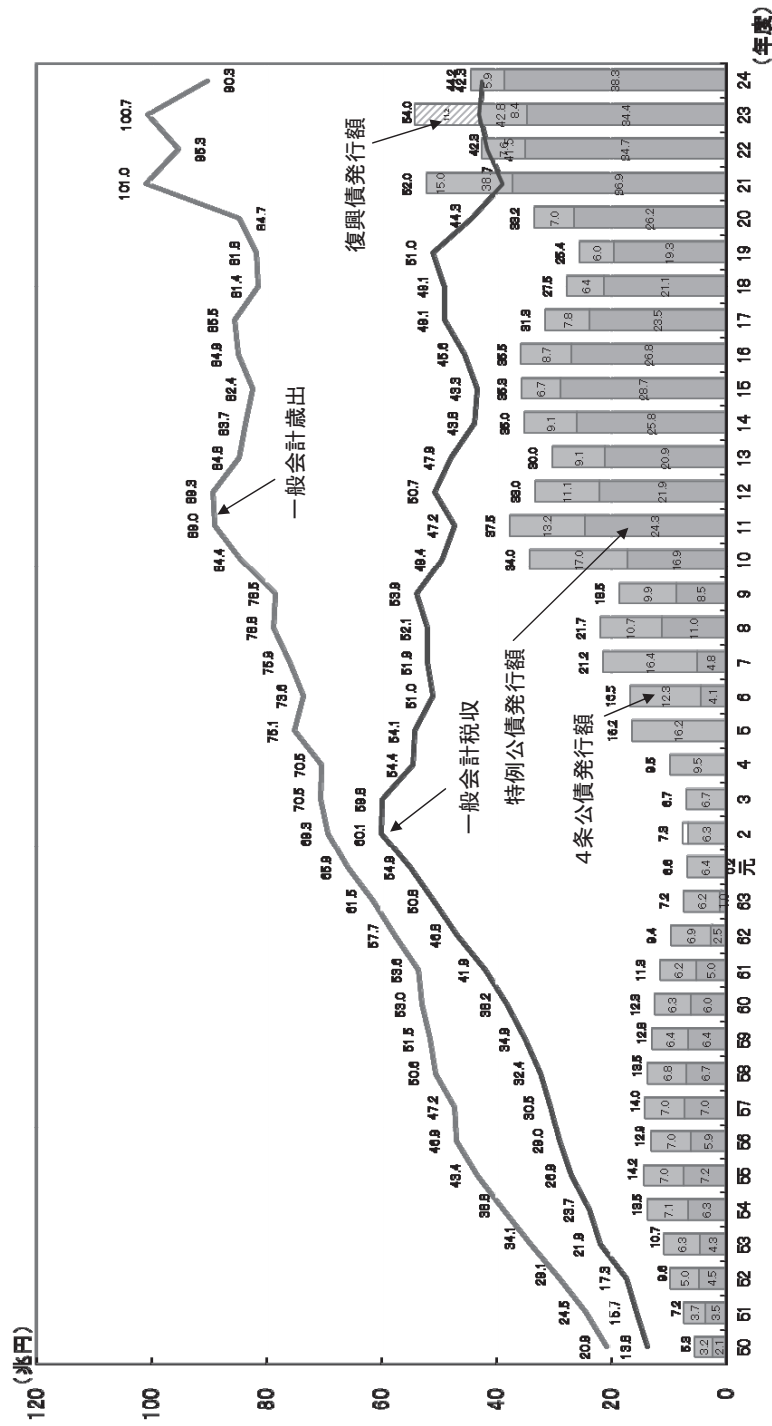
⇒ 国債発行力(国の信用力)の差が、戦争の帰趨を左右

平成24年度一般会計予算から見る財政の現状

平成24年度一般会計予算は約90.3兆円ですが、このうち歳出についてみると、国債の元利払いに充てられる費用（国債費）と地方交付税交付金と社会保障関係費で、歳出全体の約7割を占めています。一方、歳入のうち税収は約42兆円であり、一般会計予算における歳入のうち、税収でまかなわれているのは5割に満たず、5割弱は将来世代の負担となる借金（公債金収入）に依存しています。



一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

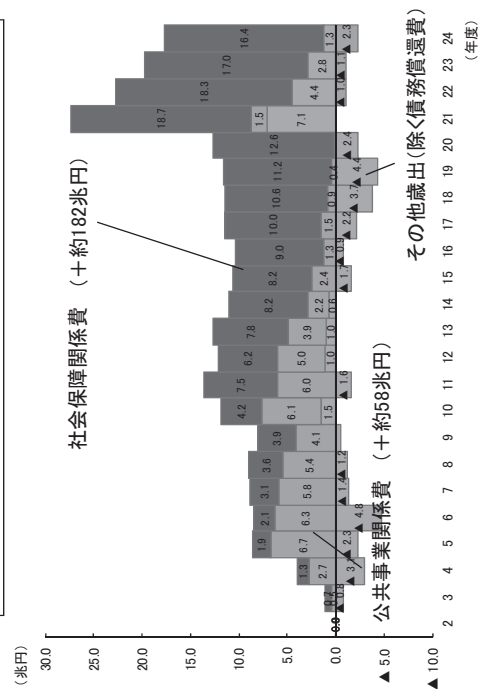


- (注1) 平成23年度までは決算、24年度は予算による。
(注2) 歳入の「その他収入」は、官業益金及官業収入(病院収入など)、政府資産整理収入(国有財産売却収入や回収金収入など)及び雑収入(日本銀行等による納付金や特別会計からの受入金など)等である。
(注3) 平成2年度は、湾岸地域における平和回復活動を支援するための臨時特別公債を約10兆円発行。
(注4) 平成23年度は、東日本大震災からの復興のために平成23年度～平成27年度まで実施する施策に必要な財源について、復興特別税の収入等を活用して確保することとし、これらの財源が入るまでの間のつなぎとして復興債を発行(平成23年度:11.2兆円)。なお、平成24年度においては、東日本大震災復興特別会計を設置することとし、当該特会の負担において復興債を発行するため、上記の平成24年度の公債発行額には計上していない。

平成2年度(1990年度)を基準とした普通国債(除く復興債)の残高増加の要因分析

平成2年度末から24年度末にかけての普通国債残高増加額： 約530兆円

歳出の増加要因： 土約229兆円



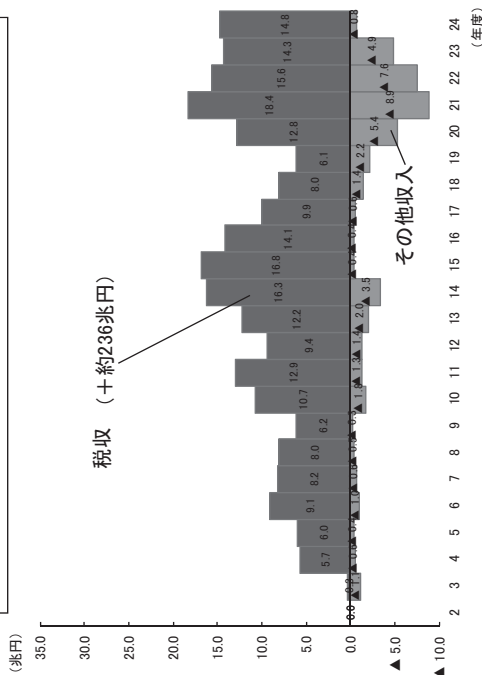
平成2年度の収支差分による影響： 土約62兆円

毎年度約3兆円の債務増加 × 22年 (平成3～24年度)
(平成2年度の財政赤字約3兆円)

その他の要因(国鉄等債務承継など)： 土約49兆円

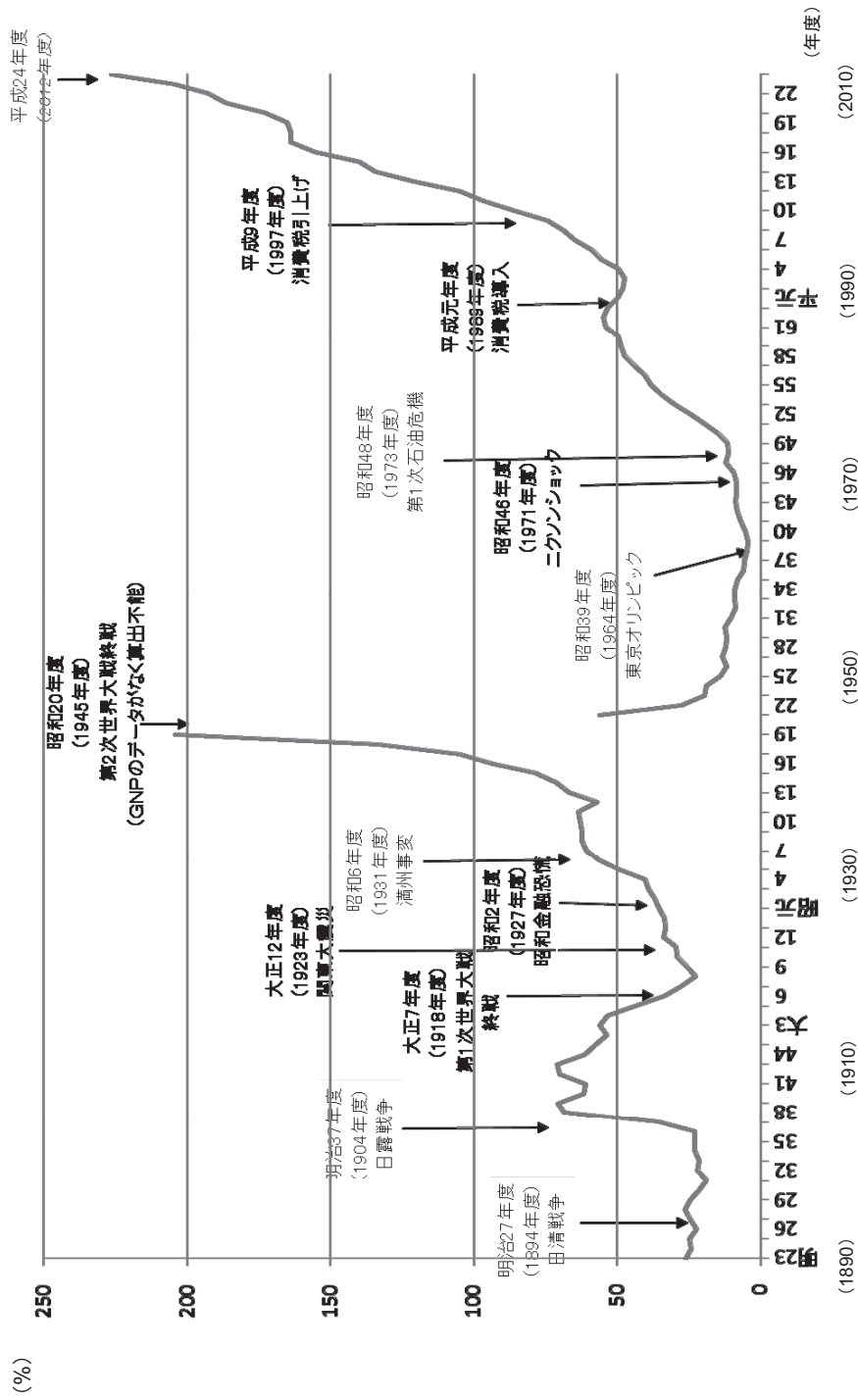
(注1) 平成23年度までは決算、24年度は予算による。
(注2) 東日本大震災からの復興のために平成23～平成27年度まで実施する政策に必要な財源として発行される復興債(平成23年度は一般会計において、平成24年度は東日本大震災復興特別会計において負担)を公債残高からは除くとともに(平成24年度末で12.7兆円)、平成23年度歳出のうち復興債発行に係るもの(7.6兆円)を除いている。

税收等の減少要因： 土約189兆円



(資料⑤)

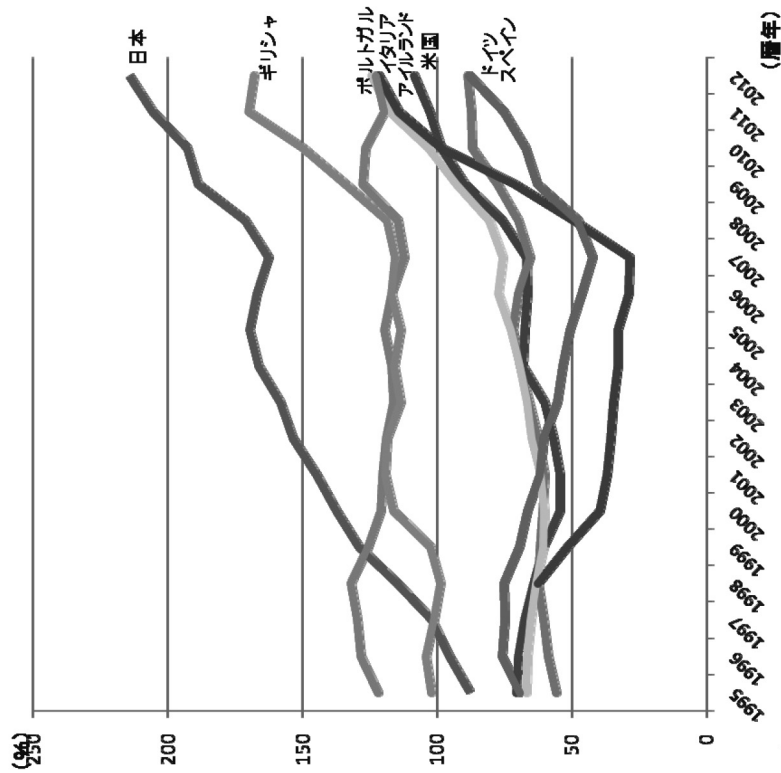
明治23（1890）年度以降の政府債務残高の名目GDP等に対する比率の推移



(注1) 政府債務残高は、「国債及び借入金現在高」の年度末の値(「国債統計年報」等による)。平成24年度は年度末の算込み。
(注2) GDPは、昭和4年度までは「大川・高松・山本推計」における粗国民支出、昭和5年度から昭和29年度までは名目GDP、昭和30年度以降は名目GDPの値(昭和29年度までは「日本長期統計総覧」、昭和30年度以降は国民経済計算による)。平成24年度は算出し。

主要国・GIIPS諸国の債務残高の国際比較

日本の一般政府総債務残高は、OECDの試算では、対GDP比200%を超えています。これは、主要先進国の中で最悪の水
準であり、GIIPS諸国の債務残高をも大幅に上回っています。



(出所) OECD "Economic Outlook 91"

(注) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース

暦年	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
日本	87.8	95.4	102.0	115.0	128.9	137.5	144.6	153.4	158.2
米国	70.7	69.9	67.4	64.2	60.5	54.5	54.4	56.8	60.2
ドイツ	55.7	58.8	60.4	62.3	61.8	60.8	60.1	62.5	65.9
ギリシャ	102.0	104.1	100.9	98.6	102.4	116.4	119.2	118.6	113.3
アイルランド	..	..	..	62.6	51.7	39.7	36.8	35.8	34.5
イタリア	121.9	128.1	129.6	131.8	125.7	120.8	120.1	118.8	116.3
ポルトガル	66.7	66.5	65.2	63.1	60.4	60.1	61.5	64.8	66.5
スペイン	69.3	76.0	75.0	75.4	69.4	66.5	61.9	60.3	55.3

暦年	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
日本	166.2	169.5	166.7	162.4	171.2	188.8	192.7	205.5	214.1
米国	68.0	67.6	66.4	67.0	75.9	89.7	98.3	102.7	108.6
ドイツ	69.3	71.9	69.8	65.6	69.8	77.4	86.8	87.2	88.5
ギリシャ	115.8	113.4	117.0	115.4	118.7	134.0	149.6	170.0	168.0
アイルランド	33.1	32.9	29.0	28.6	49.5	71.1	98.4	114.1	121.6
イタリア	116.8	119.4	116.7	112.1	114.6	127.7	126.5	119.7	122.7
ポルトガル	69.1	72.6	77.3	75.4	80.7	92.9	103.2	117.6	124.3
スペイン	53.3	50.7	46.2	42.3	47.7	62.9	67.1	75.3	87.9

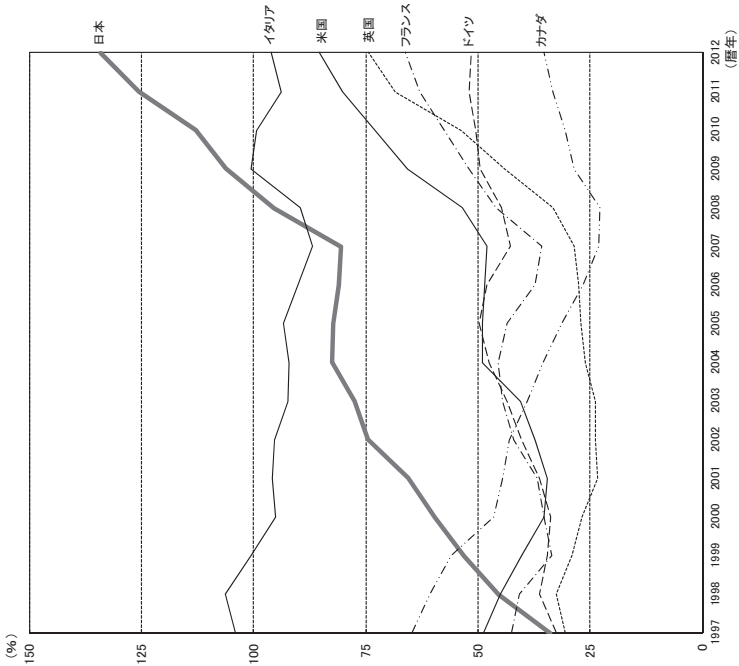
純債務残高の国際比較（対GDP比）

純債務残高とは、政府の総債務残高から政府が保有する金融資産（国民の保険料からなる年金積立金等）を差し引いたものです。我が国は、純債務残高で見ても、主要先進国で最悪の水準となっています。
※純債務残高を比較する場合、我が国政府の金融資産の多くは将来の社会保障給付を賄う積立金であり、すぐに取り崩して債務の償還や利払いの財源とすることができないこと等に留意する必要があります。

暦年	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
日本	33.8	45.4	53.0	59.7	65.5	74.5	77.5	82.4
米国	48.8	44.9	40.2	35.3	34.6	37.2	40.5	48.9
英国	30.6	32.6	29.0	26.8	23.2	23.7	23.9	25.9
ドイツ	32.5	36.3	34.5	33.8	36.1	40.4	43.4	47.5
フランス	42.4	40.6	33.6	35.2	36.7	41.9	44.4	45.4
イタリア	104.1	106.4	100.5	94.9	95.8	95.2	92.3	92.0
カナダ	64.7	60.8	56.1	46.5	44.5	42.9	38.9	35.4

暦年	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
日本	82.1	81.0	80.5	95.3	106.2	112.8	125.5	134.1
米国	49.0	48.4	48.0	53.6	65.7	72.9	80.1	85.3
英国	27.1	27.5	28.4	33.3	44.1	53.8	68.3	74.4
ドイツ	49.8	47.8	42.6	44.7	49.3	50.5	52.0	51.5
フランス	43.4	37.4	35.7	45.9	52.0	57.4	63.0	66.3
イタリア	93.3	90.2	86.8	89.7	100.6	99.3	93.7	96.2
カナダ	31.2	26.5	23.1	22.8	28.5	30.6	33.3	35.3

（出典）OECD “Economic Outlook 91”（2012年6月）
※ 数値は一般政府ベース。



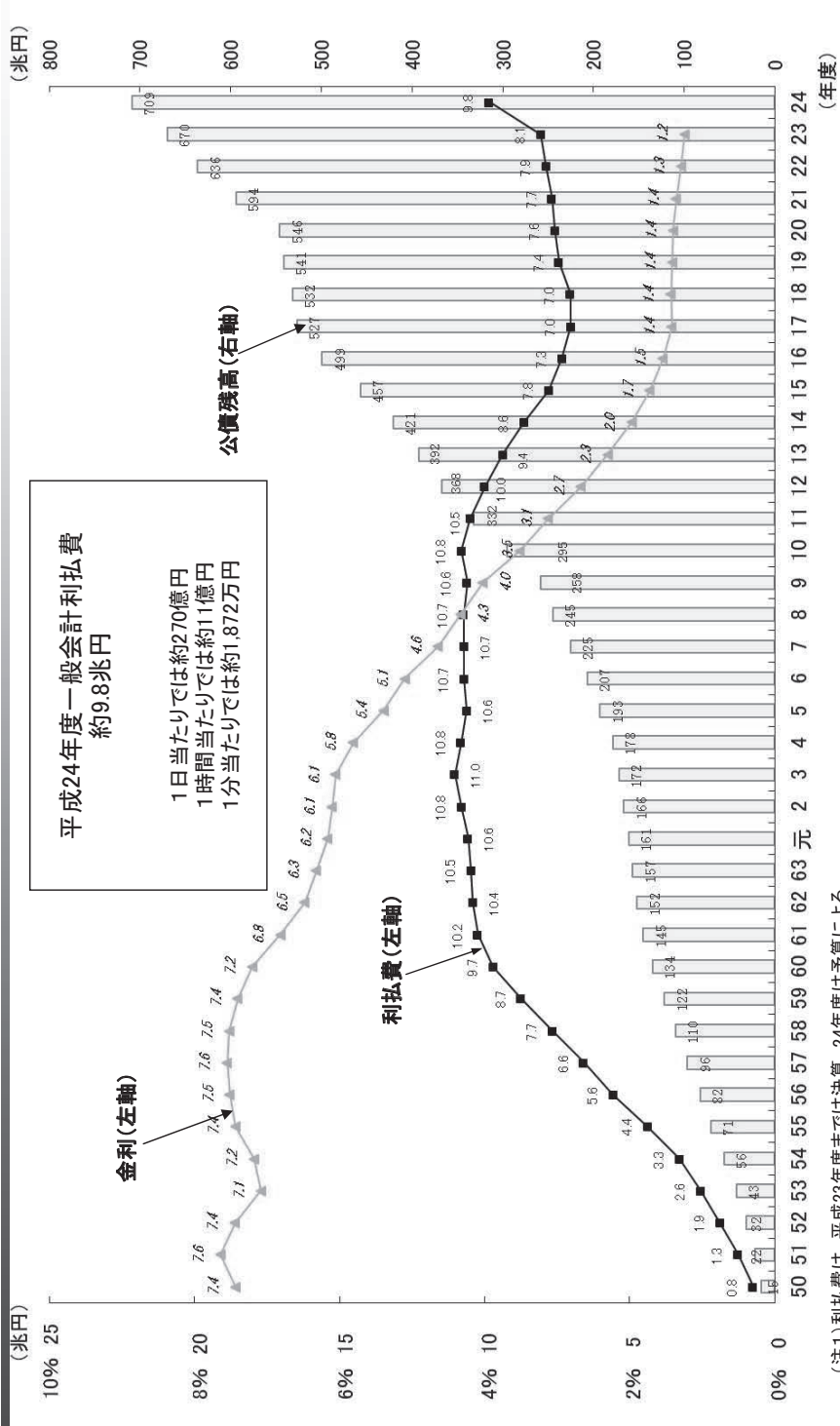
イタリア・スペイン・ギリシャ・ポルトガル・日本の主な財政関連指標について

	イタリア	スペイン	ギリシャ	ポルトガル	日本
名目GDP (2010年)	20,609億ドル	13,950億ドル	3,054億ドル	2,290億ドル	54,884億ドル
一人当たり名目GDP (2010年)	34,154ドル	30,334ドル	27,311ドル	21,526ドル	43,015ドル
一般政府債務残高(対GDP比) (2010年)	118.7%	61.2%	142.8%	93.4%	215.3%
財政収支(対GDP比) (2010年)	-4.5%	-9.3%	-10.6%	-9.8%	-9.4%
一般政府支出(対GDP比) (2010年)	50.5%	45.4%	49.6%	51.4%	39.0%
租税負担率 (イタリア・スペイン・ギリシャ・ポルトガル2009年、 日本2009年度)	42.9%	26.0%	26.9%	32.2%	22.0%
国民負担率 (イタリア・スペイン・ギリシャ・ポルトガル2009年、 日本2009年度)	63.2%	44.1%	44.0%	50.8%	38.3%
国債等の海外保有比率 (2011年12月末)	45.2%	37.2%	55.8%	41.3%	6.7%
10年国債利回り (2012年9月7日時点)	5.1%	5.6%	21.6%	8.1%	0.8%
経常収支(対GDP比) (2010年)	-3.5%	-4.6%	-10.0%	-10.0%	3.6%

(出典) IMF World Economic Outlook Database, April 2012、財務省、日本銀行、Banca d'Italia、Banco de España、Banco de Portugal、Bank of Greece、Bloomberg

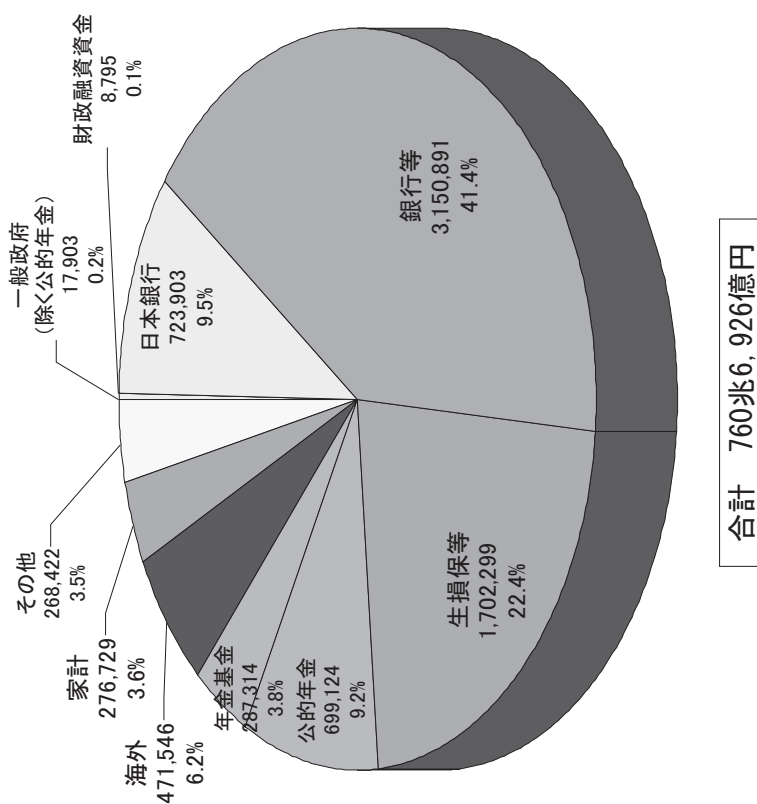
(資料⑨)

利払費と金利の推移



(注1) 利払費は、平成23年度までは決算、24年度は予算による。
 (注2) 公債残高は各年度3月末現在高。ただし、平成24年度末は予算に基づく見込み。
 (注3) 平成23年度及び平成24年度の公債残高は、東日本大震災からの復興のために、復興特別税の収入等を活用して確保することとし、これらの財源が入るまでの間のつなぎとして発行した復興債を含む(平成23年度末:10.6兆円、平成24年度末:12.7兆円)。

国債の所有者別内訳（平成24年3月末（速報））



出典：日本銀行 資金循環統計
(注1)「国債」は財投債を含むが、国庫短期証券(T-Bill)は含まない。
(注2)「銀行等」にはゆうちょ銀行、「証券投資信託」及び「証券会社」を含む。
(注3)「生損保等」はかんぽ生命を含む。

国債金利1%上昇時の影響について

① 国債費への影響

() 書きは国債費の額		
平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)
1.0兆円 (24.5兆円)	2.4兆円 (28.3兆円)	4.1兆円 (31.6兆円)

(出所) 平成24年度予算の後年度歳出・歳入の影響試算(財務省、平成24年1月)

※ 平成25年度以降に10年国債金利が1%上昇(2.0%⇒3.0%)したと仮定した場合の国債費の増額。

② 時価総額への影響

時価総額の減少額 33.4兆円(減少率10.5%、時価総額317.4兆円)

※ 残存5年以上のすべての固定利付国債について、1%利回り上昇時の価格を機械的に計算し集計(平成24年3月21日時点)。

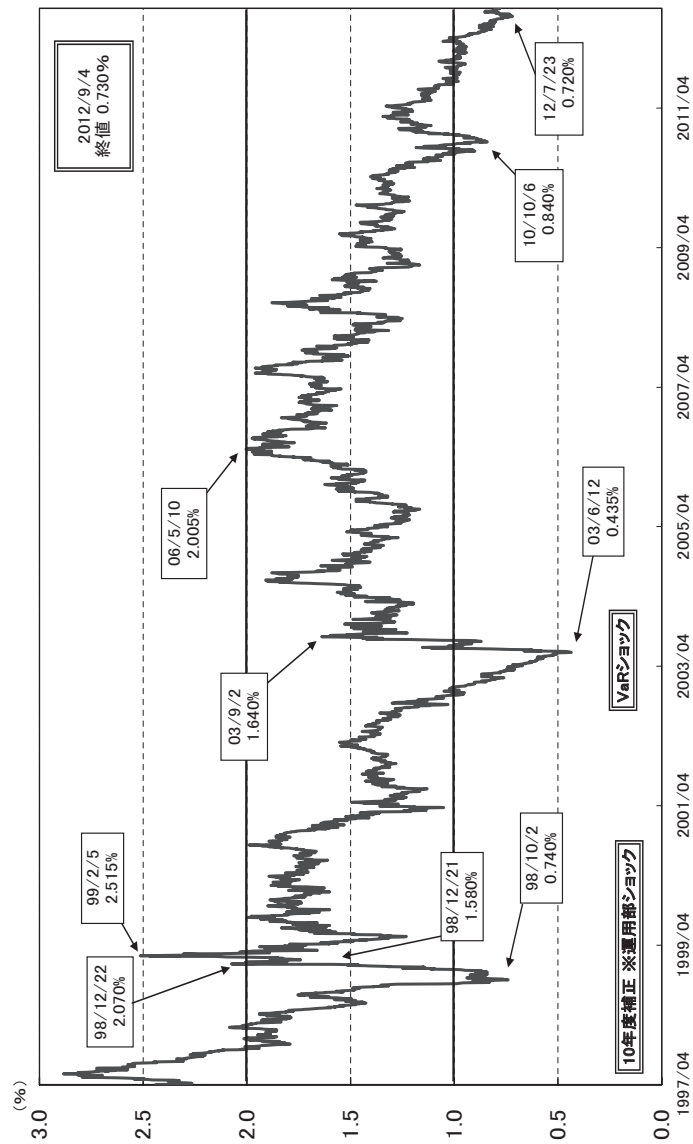
③ 金融機関への影響

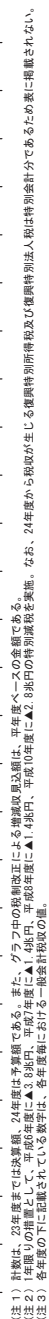
金融機関保有の債券価格の下落幅 6.3兆円(大手行3.4兆円、地域銀行3.0兆円)

※ 金利が全期間一律に1%上昇すると仮定(平成23年12月末時点)。

国債管理政策の歴史

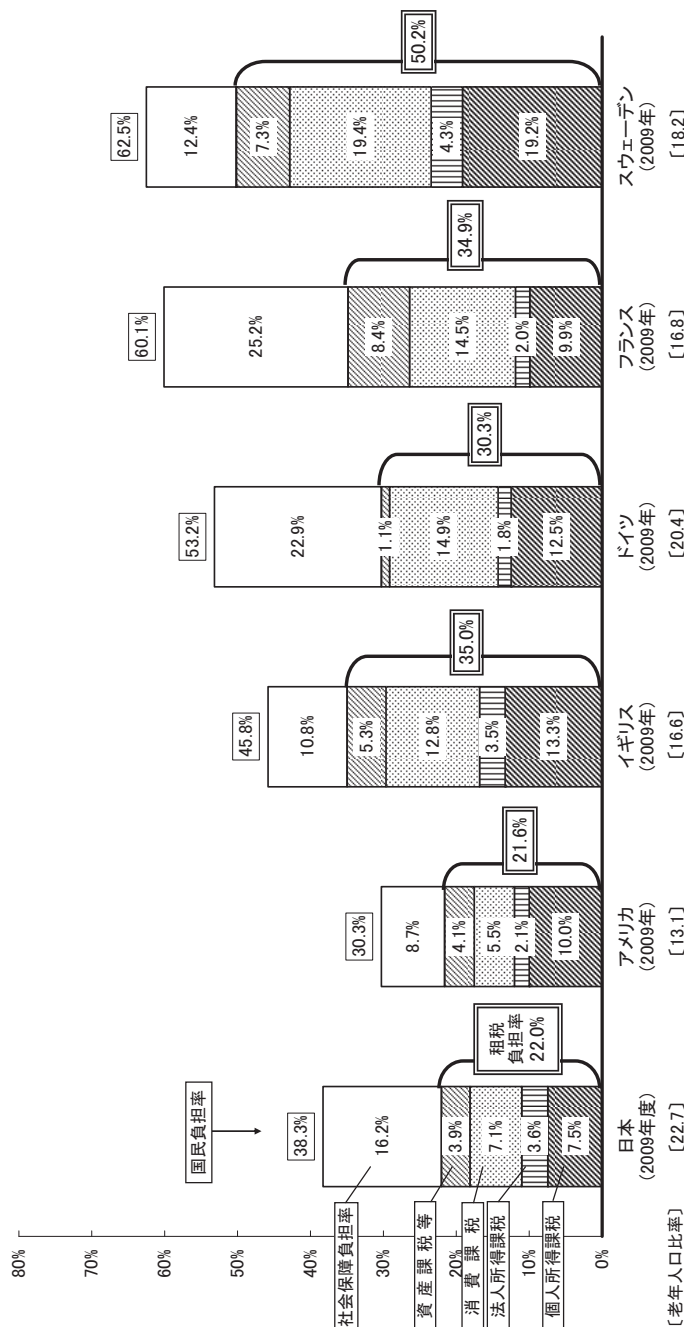
○運用部ショック (1998年12月)	→	市場との対話の強化	・市場懇 (2000年9月) ・投資家懇 (2002年4月)
○VaRショック (2003年6月)	→	保有者層の多様化	・個人向け国債の発行 (2003年3月) ・海外 I R (2005年1月)
○欧州債務危機	→	???	





国民負担率（対国民所得比）の内訳の国際比較

我が国の租税負担率は、主要国において最低の水準にあります。
また、諸外国と比べると、個人所得課税と消費課税の比率が低く、法人所得課税の比率が高くなっています。

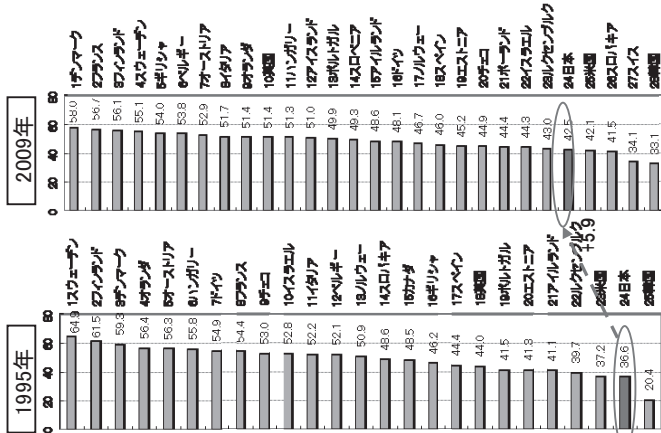


(注) 1. 日本は平成21年度(2009年度)実績、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2010" 及び同 "National Accounts 2003-2010" による。なお、日本の平成24年度(2012年度)予算ベースでは、国民負担率: 39.9%、租税負担率: 22.7%、個人所得課税: 7.3%、法人所得課税: 4.6%、消費課税: 7.2%、資産課税等: 3.7%、社会保障負担率: 17.1%となっている。
2. 租税負担率は国税及び地方税の合計の総額である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
3. 四捨五入の關係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
4. 老年人口比率については、日本は2009年の推計値(総務省「人口推計」)における10月1日現在人口、諸外国は2010年の数値(国際連合「World Population Prospects: The 2010 Revision Population Database」)による。なお、日本の2012年の推計値(国立社会保険・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計)による)は24.2となっている。

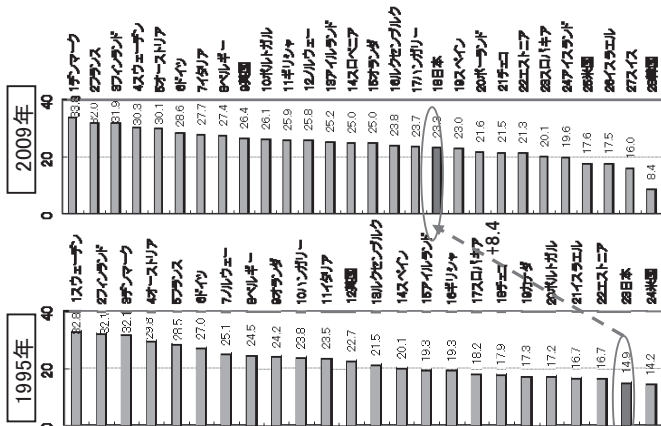
社会保障支出・社会保障以外の支出の対GDP比

日本においては、高齢化により社会保障支出が増加する一方、社会保障以外の支出はOECD諸国中最低の水準にまで減少しています。

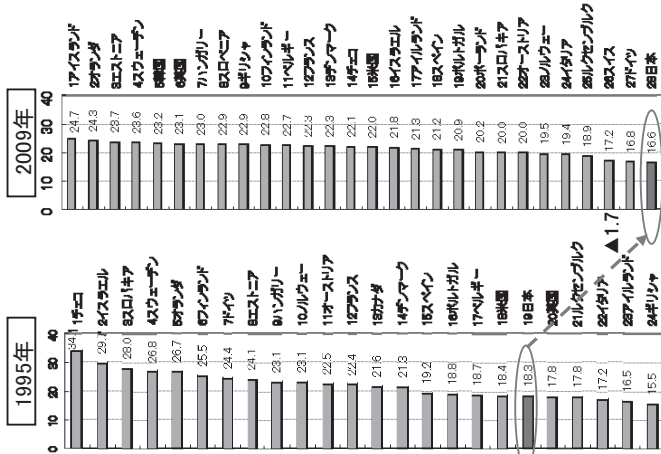
政府の総支出(対GDP比)



政府の社会保障支出(対GDP比)



政府の社会保障以外の支出(対GDP比)
※利払費を除く



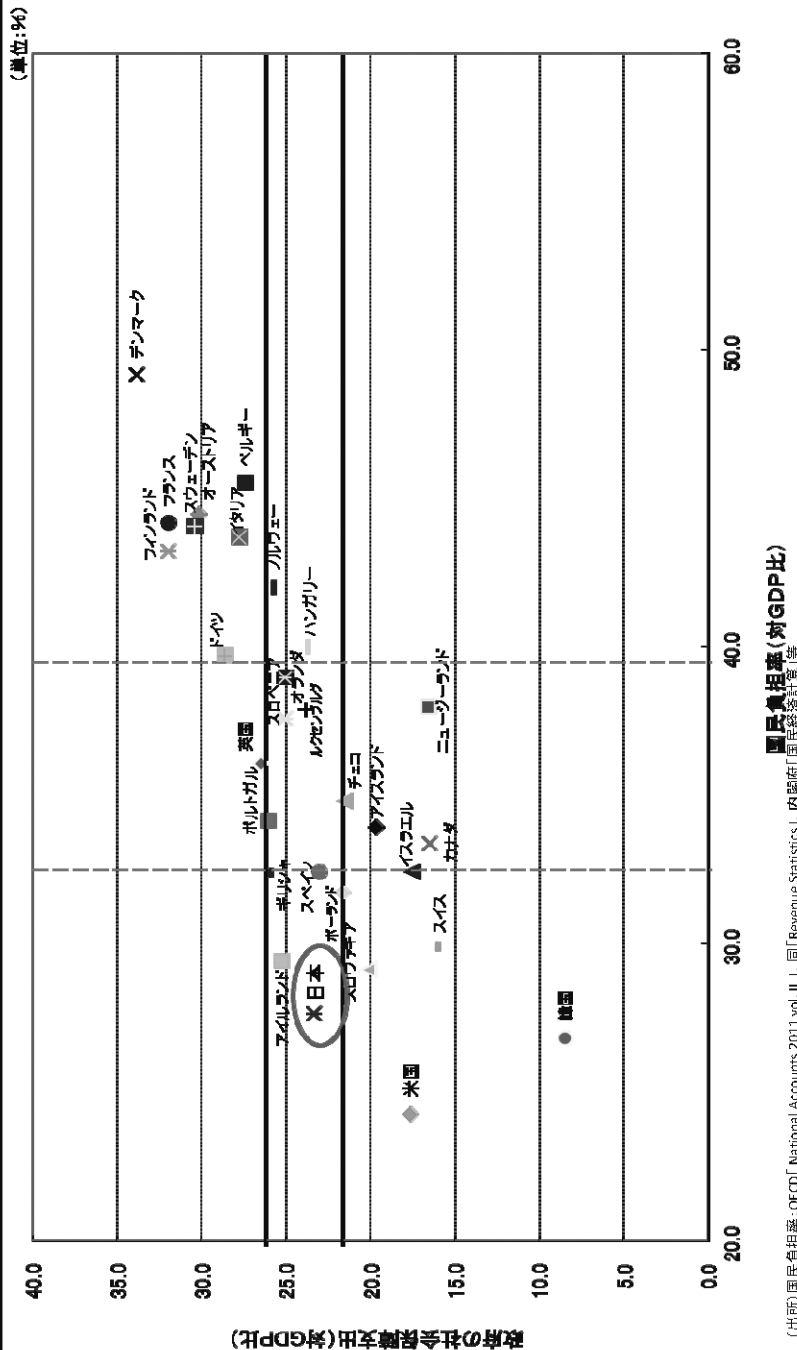
(出典) OECD/Stat Extracts National Accounts J, EU/Euro stat Government Finance Statistics J.

(注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

(注2) 政府の総支出には利払費が含まれている。

OECD諸国における社会保障支出と国民負担率の関係(2009年)

OECD諸国と比較してみると、日本の社会保障支出は中程度である一方、国民負担率は低水準です。



社会保険給付費と社会保険料収入の差額(=国や地方自治体の負担など)は拡大傾向が続いています。

社会保険給付費

社会保険料収入

社会保険給付費と社会保険料収入の差額(=国や地方自治体の負担など)は拡大傾向が続いています。

社会保険給付費の構成

項目	金額 (兆円)
介護・福祉その他	20.6
医療	35.1
年金	53.8
合計	109.5

社会保険料収入の構成

項目	金額 (兆円)
保険料	60.6
国税負担※	29.4
地方税等負担	10.9
合計	100.9

社会保険給付費と社会保険料収入の差額

項目	金額 (兆円)
介護・福祉その他	20.6
医療	35.1
年金	53.8
合計	109.5

社会保険料収入の構成

項目	金額 (兆円)
保険料	60.6
国税負担※	29.4
地方税等負担	10.9
合計	100.9

社会保険給付費と社会保険料収入の差額

項目	金額 (兆円)
介護・福祉その他	20.6
医療	35.1
年金	53.8
合計	109.5

社会保険料収入の構成

項目	金額 (兆円)
保険料	60.6
国税負担※	29.4
地方税等負担	10.9
合計	100.9

社会保険給付費と社会保険料収入の差額

項目	金額 (兆円)
介護・福祉その他	20.6
医療	35.1
年金	53.8
合計	109.5

社会保険料収入の構成

項目	金額 (兆円)
保険料	60.6
国税負担※	29.4
地方税等負担	10.9
合計	100.9

社会保険給付費と社会保険料収入の差額

項目	金額 (兆円)
介護・福祉その他	20.6
医療	35.1
年金	53.8
合計	109.5

社会保険料収入の構成

項目	金額 (兆円)
保険料	60.6
国税負担※	29.4
地方税等負担	10.9
合計	100.9

社会保険給付費と社会保険料収入の差額

項目	金額 (兆円)
介護・福祉その他	20.6
医療	35.1
年金	53.8
合計	109.5

社会保険料収入の構成

項目	金額 (兆円)
保険料	60.6
国税負担※	29.4
地方税等負担	10.9
合計	100.9

社会保険給付費と社会保険料収入の差額

項目	金額 (兆円)
介護・福祉その他	20.6
医療	35.1
年金	53.8
合計	109.5

社会保険料収入の構成

項目	金額 (兆円)
保険料	60.6
国税負担※	29.4
地方税等負担	10.9
合計	100.9

社会保険給付費と社会保険料収入の差額

項目	金額 (兆円)
介護・福祉その他	20.6
医療	35.1
年金	53.8
合計	109.5

社会保険料収入の構成

項目	金額 (兆円)
保険料	60.6
国税負担※	29.4
地方税等負担	10.9
合計	100.9

社会保険給付費と社会保険料収入の差額

項目	金額 (兆円)
介護・福祉その他	20.6
医療	35.1
年金	53.8
合計	109.5

社会保険料収入の構成

項目	金額 (兆円)
保険料	60.6
国税負担※	29.4
地方税等負担	10.9
合計	100.9

社会保険給付費と社会保険料収入の差額

項目	金額 (兆円)
介護・福祉その他	20.6
医療	35.1
年金	53.8
合計	109.5

社会保険料収入の構成

項目	金額 (兆円)
保険料	60.6
国税負担※	29.4
地方税等負担	10.9
合計	100.9

社会保険給付費と社会保険料収入の差額

項目	金額 (兆円)
介護・福祉その他	20.6
医療	35.1
年金	53.8
合計	109.5

社会保険料収入の構成

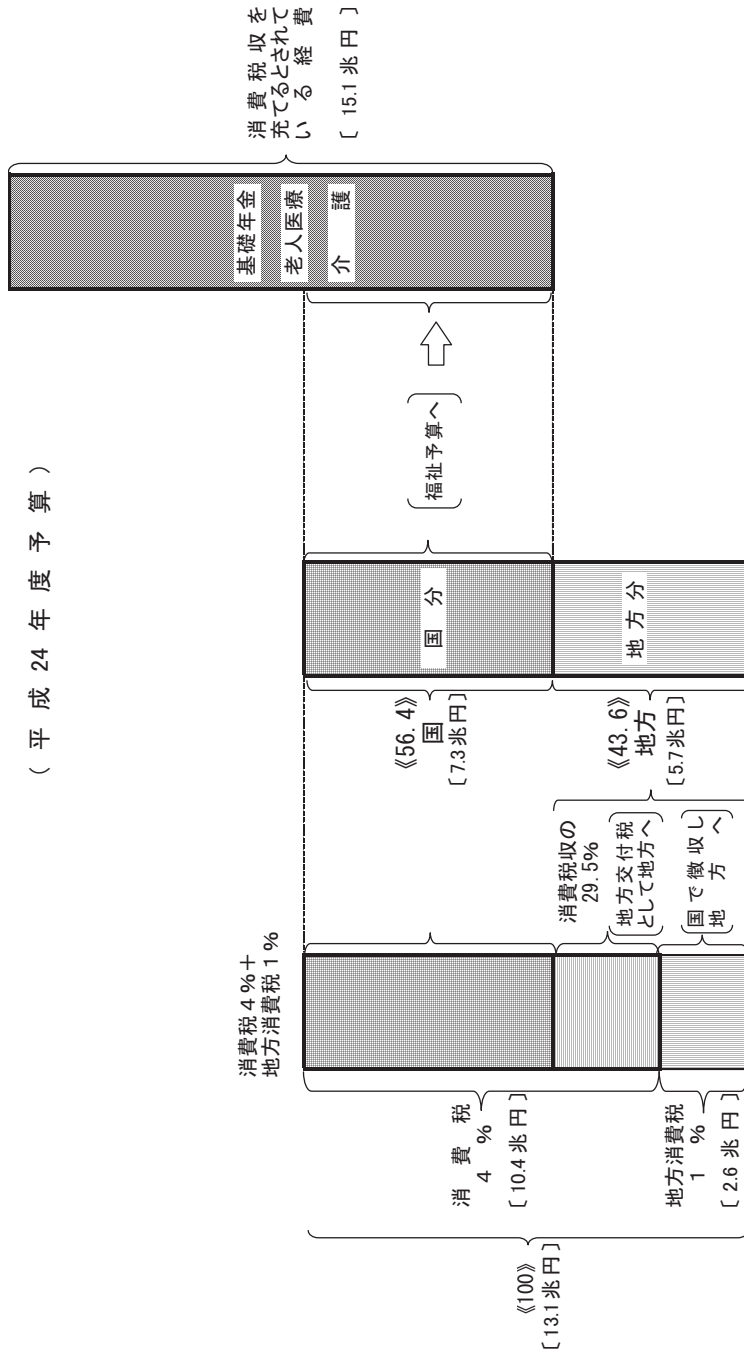
項目	金額 (兆円)
保険料	60.6
国税負担※	29.4
地方税等負担	10.9
合計	100.9

社会保険給付費と社会保険料収入の差額

(典) 社会保険・人口問題研究所「社会保険給付費」、平成24年度（予算ベース）は厚生労働省推計。
※社会保険・年金制度の基礎年金(国庫)負担2分の1については、年金特例公債（つなぎ公債）を対応予定。一般会計繰出た社会保険関係（2.5兆円）を加えると、28.9兆円。
年金差額分については、年金特例公債（つなぎ公債）を加えると、28.9兆円。

消費税の使途

消費税の収入が充てられる経費（地方交付税交付金を除く）の範囲（基礎年金、老人医療、介護）は、予算総則に規定されています。（平成11年度予算～）



財政運営戦略の概要（平成22年6月22日 閣議決定）

財政健全化目標

収支(フロー)目標	残高(ストック)目標
① 国・地方の基礎的財政収支(プライマリー・バランス) ・遅くとも2015年度までに赤字対GDP比を2010年度から半減 ・遅くとも2020年度までに黒字化 ② 国の基礎的財政収支:上記と同様の目標 ③ 2021年度以降も、財政健全化努力を継続	2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる

財政運営の基本ルール

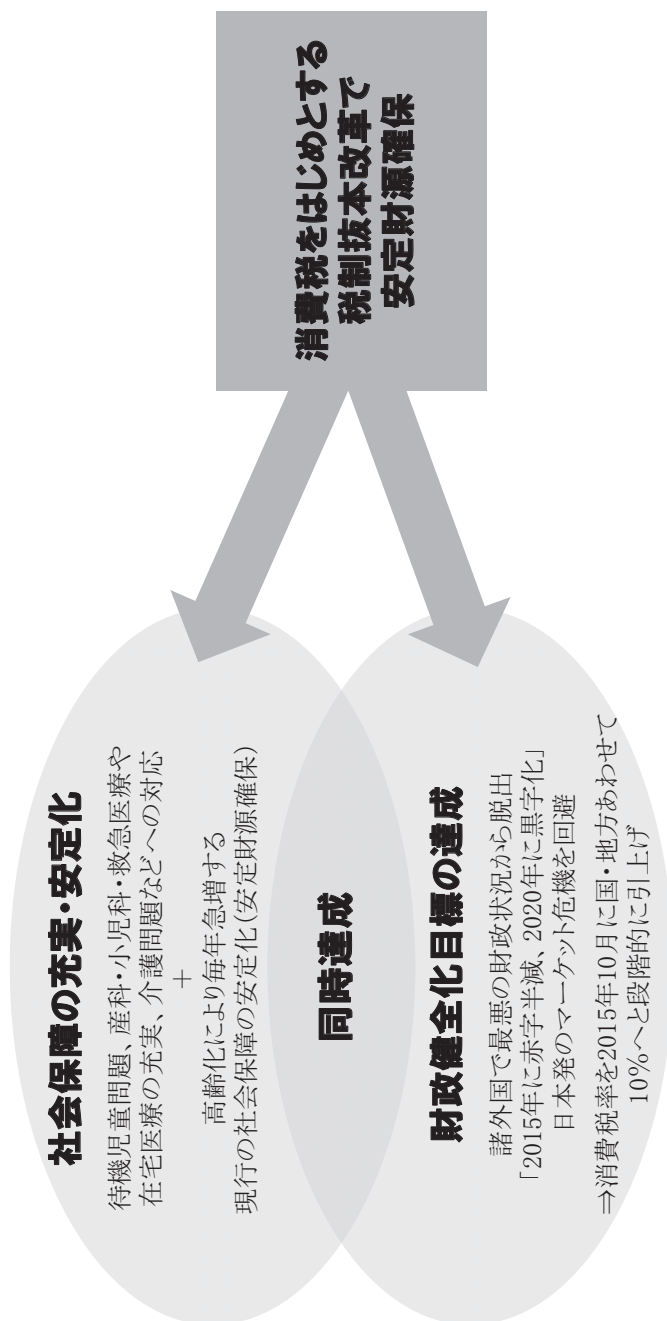
- (1)財源確保ルール(「ペイアズユゴー原則」)
歳出増・歳入減を伴う施策の新たな導入・拡充を行う際は、恒久的な歳出削減・歳入確保措置により安定的な財源を確保。
- (2)財政赤字縮減ルール
収支目標達成のため、原則として毎年度着実に財政状況を改善。
- (3)構造的な財政支出に対する財源確保
年金、医療及び介護の給付等の施策に要する社会保障費のような構造的な増加要因である経費には安定的な財源を確保。
- (4)歳出見直しの基本原則
特別会計を含め全ての歳出分野の無駄の排除を徹底し思い切った予算の組替え。
- (5)地方財政の安定的な運営
財政健全化は国・地方が相協力しつつ行う。国は、地方の自律性を損ない、地方に負担を転嫁するような施策は行わない。

中期財政フレーム

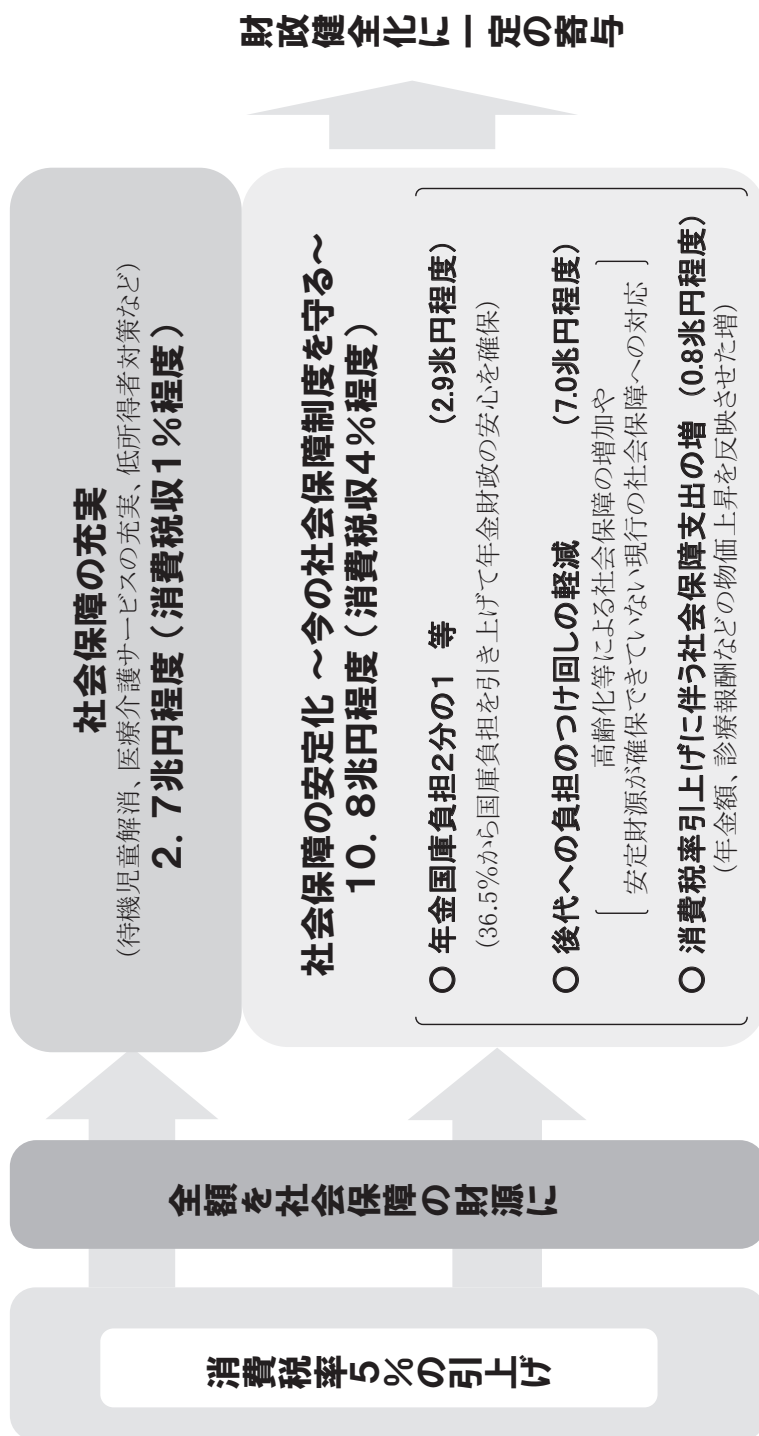
- ・ 複数年度を視野に入れて毎年度の予算編成を行うための仕組みとして、中期財政フレームを策定。
- ・ 中期財政フレームと整合的に設定された各関係別の概算要求枠の範囲内で、概算要求等を実施。
- ・ 毎年半ば頃、中期財政フレームの改訂を行い、翌年度以降3年間の新たな中期財政フレームを定める。

社会保障と税の一体改革

社会経済情勢が大きく変化する中で、
「社会保障と税の一体改革」は、①社会保障の充実・安定化と②財政健全化 という
我が国にとって待ったなしとなった2大目標を同時に実現するための改革です。



今回の一体改革による消費税率5%引上げは、
社会保障の充実・安定化と財政健全化を同時に達成するものです。



現在の社会保障の大きな問題は、

「サービスを受けたくても受けられない」方々の存在です。

- ・ 都市部の保育所不足による待機児童問題
- ・ 地方の医師不足や、患者のたらいまわしなどの問題
- ・ 特養ホームの入居待機者の増大

など

これらの問題に対応し、さらに制度を充実させるため、消費税率約1%分(2.7兆円程度(2015年度))の財源を確保します。

主な充実内容
2015年度の所要額(国・地方)
(充実策と効率化策の差額)

子育て

- 保育所など保育サービス量を増やすことで、待機児童を解消

0.7兆円程度

医療・介護等

- どこに住んでいても、高度な急性期入院治療、在宅の医療・介護を安心して受けられるようにこれらを充実

0.6兆円程度

- 低所得者の国保・介護保険料の軽減 など

1兆円弱程度

年金

- 年金受給者を対象とする
低所得高齢者・障害者等への福祉的な給付措置 など

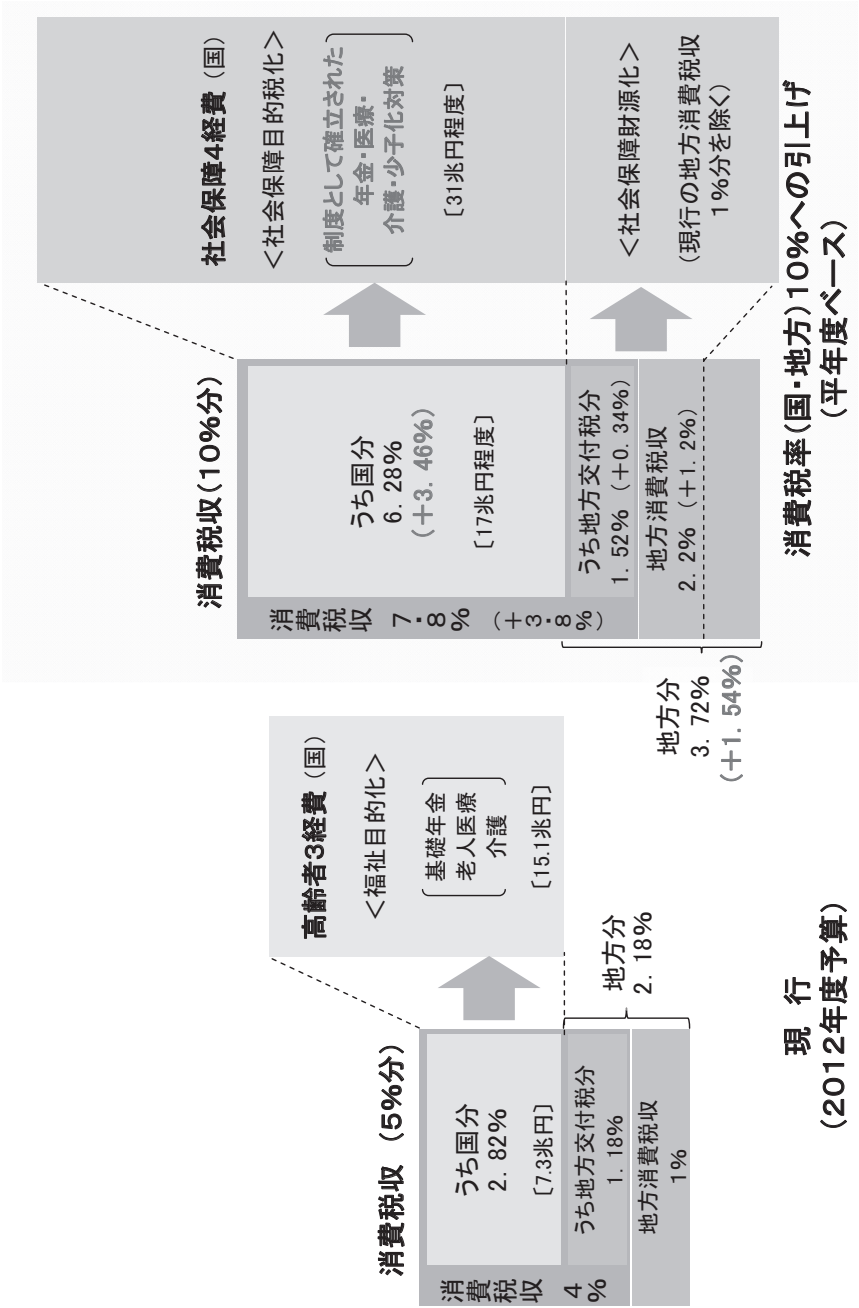
0.6兆円程度

充実策と効率化策
を合わせ、

2.7兆円程度
(消費税率
約1%分)

充実策：～3.8兆円程度
効率化策：～▲1.2兆円程度

また、今回の一体改革では、増税でお預かりした分は全て社会保障に充てるという考え方から、消費税(国分)の用途を年金・医療・介護・少子化対策に限定しています。

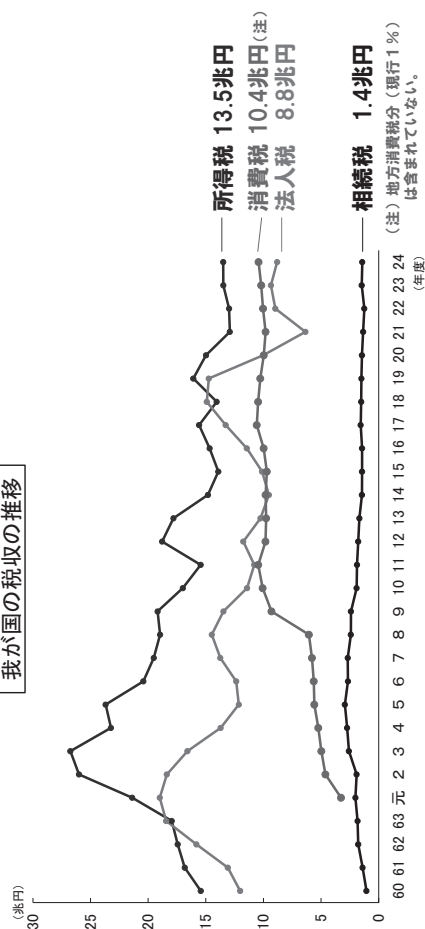


なぜ、消費税なのか・・・

<消費税の特徴>

- ✓ 税収が景気や人口構成の変化に左右されにくく安定している
- ✓ 働く世代など特定の者に負担が集中することなく、経済活動に中立的である
- ✓ 高い財源調達力

我が国の税収の推移



世代間・世代内の公平性を確保する観点、社会保障の安定した財源を確保する観点から、消費税は、社会保障の財源調達手段としてふさわしいと考えられます。

□ 消費税率の引上げ

- ・ 2014年4月1日より 8% (消費税6.3% 地方消費税1.7%)
- ・ 2015年10月1日より 10% (消費税7.8% 地方消費税2.2%)

※ 引上げ分の消費税収の地方分は、消費税率換算で、2014年4月1日から0.92%分、2015年10月1日から1.54%分とし、地方消費税の充実に基本とするが、併せて消費税の交付税法定率分の充実に図ることとしています。

「税制全体を通じた改革」のポイント

(「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)等をもとに作成)

消費税

- 社会保障財源化、税率の段階的引上げ
- 低所得者への配慮
- 課税(中小事業者の特例)の適正化

法人課税

- 法人税率を4.5% (法人実効税率を5%)引下げ
- 実効税率の引下げが実現する復興特別法人税課税期間終了後(平成27年度以降)、引き続き、雇用と国内投資拡大の観点から、法人課税のあり方について検討

個人所得課税

- 所得再分配機能の回復、格差の是正
 - ・ 最高税率の引上げ等の累進性の強化
 - ・ 給与所得控除に上限を設定
 - ・ 配当・株式譲渡益等に係る軽減税率の廃止
 - ・ 年少扶養控除の廃止・児童手当の拡充

その他

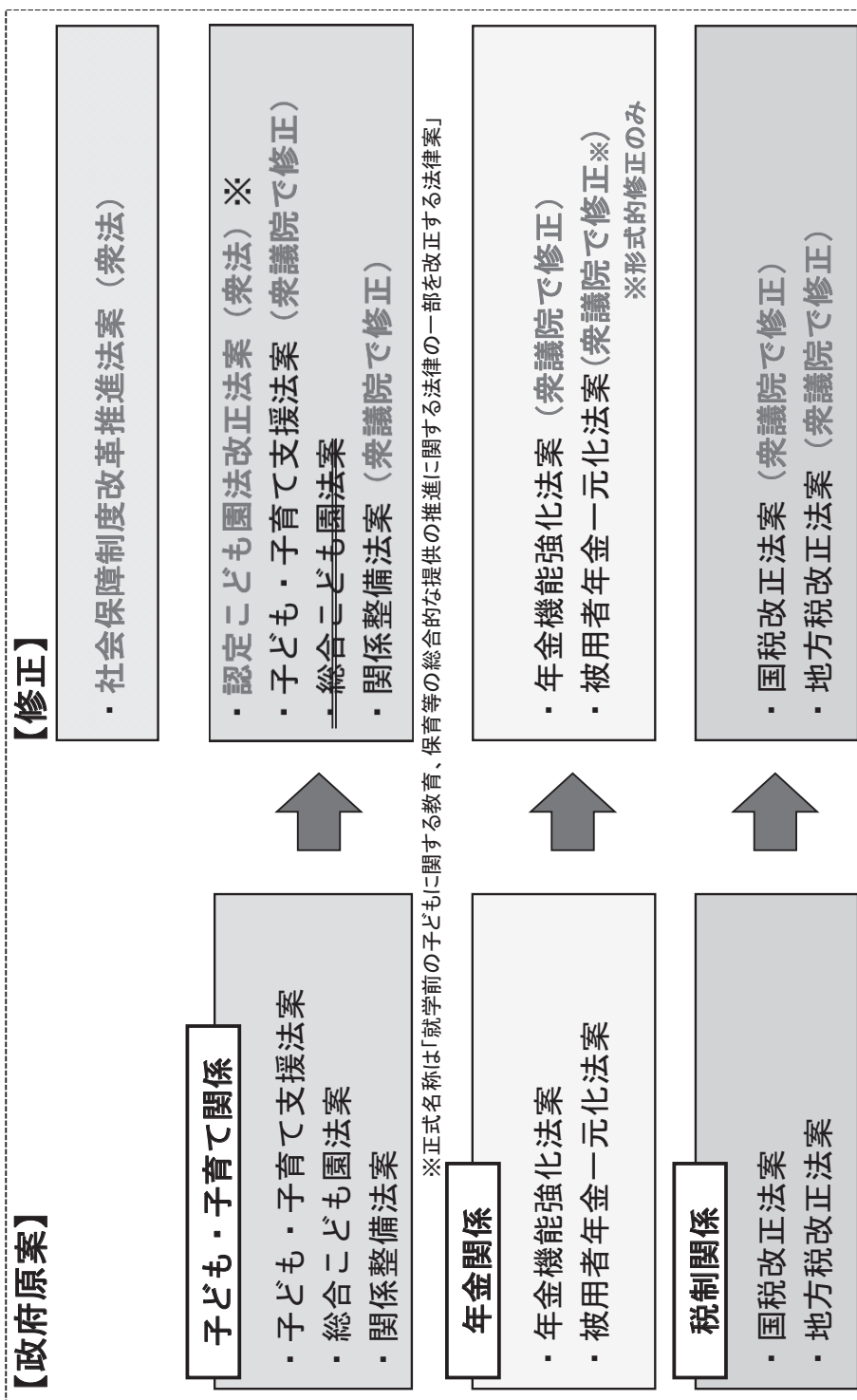
- ＜消費税以外の消費課税＞
 - 酒税、たばこ税、ガソリン税などの個別間接税
- ＜地方税制＞
 - 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築
 - 地方法人特別税は「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」であり、一体改革に併せて抜本的に見直す
- ＜番号制度＞
 - 社会保障・税番号制度(マイナンバー)の導入に伴い、申告書や法定調書等への「番号」の記載など(平成27年以降)

資産課税

- 資産再分配機能の回復、格差の固定化の防止、若年世代への資産移転の促進
 - ・ 相続税の課税ベース、税率構造等の見直し
 - ・ 贈与税の見直し

※ 下線は、既に平成22・23・24年度税制改正等において対応している施策
斜字は、平成24年度中に必要な法制上の措置を講ずることとされている施策

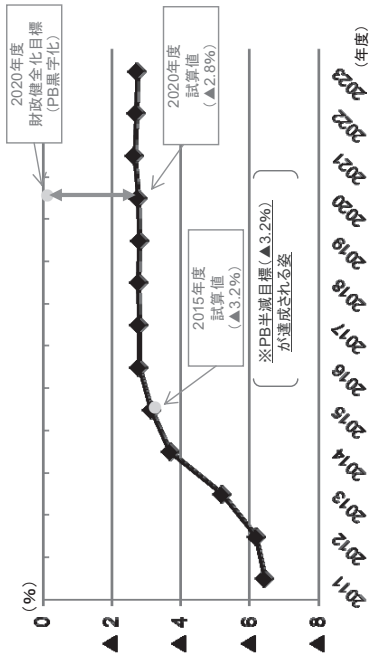
社会保障・税一体改革に係る３党協議に基づく修正について (全体像)



内閣府試算（平成24年8月）による財政健全化目標の達成状況

試算結果（慎重シナリオ）【2020年度までの平均で名目1%台半ば、実質1%強の成長。消費者物価上昇率は、2012年度にプラスとなった後、中長期的には1%近傍で安定的に推移。】

<国・地方合算の基礎的財政収支（対GDP比）>

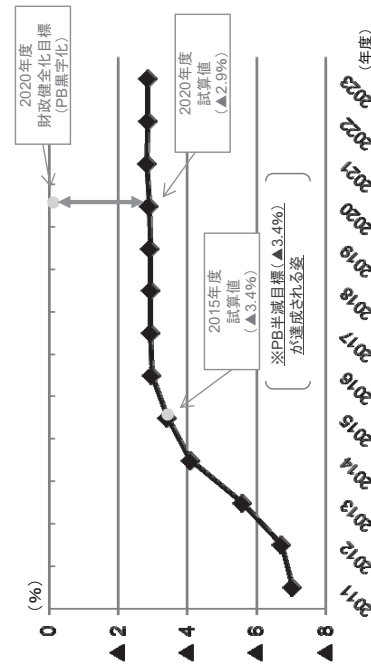


（注1）社会保障・税一体改革関連法等を踏まえ、消費税率（国・地方）が2014年4月1日より8%へ、2015年10月1日より10%へ段階的に引き上げられること、及び社会保障制度改革の実施などにより一定の歳出増が生じることを想定。

（注2）2012年度、2013年度は特例公債法案の修正案を踏まえて、年金差額分（基礎年金国庫負担2分の1と36.5%の差額）について年金特例公債の発行により措置されることを想定。

（注3）上記の数値は、復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース

<国単独の基礎的財政収支（対GDP比）>



財政健全化目標の達成状況（慎重シナリオ）

（[]は対GDP比）

	国＋地方		国単独	
	基礎的財政収支	健全化目標の達成状況	基礎的財政収支	健全化目標の達成状況
2015年度	▲16.1兆円 [▲3.2%]	PB赤字半減目標（▲3.2%）が達成される姿	▲17.4兆円 [▲3.4%]	PB赤字半減目標（▲3.4%）が達成される姿
2020年度	▲15.4兆円 [▲2.8%]	PB黒字化目標までにはさらなる収支改善が必要	▲16.1兆円 [▲2.9%]	PB黒字化目標までにはさらなる収支改善が必要

○ 2015年度については、国・地方のPBは対GDP比▲3.2%程度（2010年度の水準からの赤字半減目標：▲3.2%）、国単独は対GDP比▲3.4%程度（赤字半減目標：▲3.4%）となり、PB赤字半減目標が達成される姿。

○ 2020年度におけるPB黒字化目標を達成するためには、いずれもさらなる収支改善が必要。

○ 2021年度以降において、国・地方の公債等残高（対GDP比）を安定的に低下させるとの目標に対し、今回の試算では累増する姿。（2015年度：194.5%、2020年度：209.2%、2023年度：220.8%）

これからの課題は、・・・

○ 低所得者への配慮

○ 経済への配慮

○ 課税の適正化、価格転嫁対策等

○ 再分配機能の回復等
(所得税、資産課税の見直し)

受益と負担の関係

低所得者への配慮

- 消費税負担だけでなく、税制全体による所得再分配効果、社会保障給付による所得再分配効果を総合的に勘案する必要があります。
- ⇒ 社会保障制度には所得再分配機能があり、全体の受益と負担を見ると、低所得者には負担を大きく上回る受益があります。

- 今回の一体改革では、**社会保障の維持・充実**のために、消費税率を引き上げ、消費税収を**社会保障財源**化します。
- その上で、今般の社会保障改革に盛り込まれた**低所得者へのきめ細かな配慮策を着実に実施**します。

＜社会保障改革に盛り込まれた主な貧困・格差対策＞

1. **社会保障制度における低所得者対策の強化**
 - ・ 生活保護基準、各種福祉手当については、物価スライド等により消費税率引上げに伴う影響分を手当額に反映
 - ・ 低所得高齢者・障害者等に対する福祉的給付
 - ・ 市町村国保の保険料、介護の1号保険料における低所得者の保険料軽減の拡充等
 - ・ 長期高額医療の高額療養費の見直しの検討
 - ・ 社会保障の制度横断的な低所得者の負担軽減策として、総合算制度創設を検討
2. **社会保障の適用拡大**
 - ・ 短時間労働者に対する厚生年金・被用者年金の適用拡大
3. **重層的セーフティネットの構築・生活保護制度の見直し**
 - ・ 生活支援戦略（仮称）の策定 等

給付付き税額控除等

○ **番号制度の本格稼働・定着(2015年度以降)**を前提に、関連する社会保障制度の見直しや所得控除の抜本的な整理と併せて、**総合合算制度や給付付き税額控除等の施策の導入について、所得の把握・資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め様々な角度から総合的に検討**します。

(参考1) 給付付き税額控除は、諸外国に見られる制度であり、例えば、子育て支援や就労支援等を目的として、税の仕組みである税額控除あるいは給付により低所得者を中心に支援を行う仕組み。

(参考2) 総合合算制度は、制度単位ではなく家計全体をトータルに捉えて、医療・介護・保育等に関する自己負担の合計額に上限を設定する制度。

複数税率

○ **複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討**します。

簡素な給付措置

○ **消費税率が8%となる時期から給付付き税額控除等、複数税率の検討の結果に基づき導入する施策の実現までの暫定的、臨時的措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施**します。

諸外国の税制を活用した給付措置について

諸外国においては、税制を活用した給付措置(いわゆる「給付付き税額控除制度」)がすでに実施されているところであり、その目的や仕組みは以下のとおりとなっています。

目的

- 子育て支援(アメリカ・イギリス・ドイツ・カナダ)
- 就労促進(アメリカ・イギリス・フランス・カナダ)
- 付加価値税の負担軽減(カナダ)

仕組み

- 給付額について、まずは税額から控除し、税額から控除しきれない額を実際に給付するという仕組み(アメリカ・フランス・カナダ(就労促進))
- 低所得者に対しては給付を行い、中高所得者に対しては税負担軽減を行うという、給付又は税負担軽減のいずれか一方が適用される仕組み(ドイツ)
- 基本的には全額給付であるが、所得が一定額を超えると減額されることになる仕組み(イギリス・カナダ(子育て支援・付加価値税の負担軽減))

「社会保障・税番号制度」の導入について

- 平成27年（2015年）1月からの利用開始に向け、平成24年の通常国会に番号法案（通称「マイナンバー法案」）及びその整備法案を提出しています（2月14日国会提出）。
- 真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障を充実させ、効率的かつ適切に提供するために、番号制度の導入を早期に図る必要があります。
- 番号制度導入により、国民の給付と負担の公平性、明確性を確保するとともに、国民の利便性の更なる向上を図ることが可能となるほか、行政の効率化・スリム化に資する効果も期待できます。
- 導入に当たっては、制度・システムの両面で十分な個人情報保護策を講じるとともに、費用対効果やシステム調達の透明性を検証し、国民の納得と理解を得ることとしています。

番号制度でできること

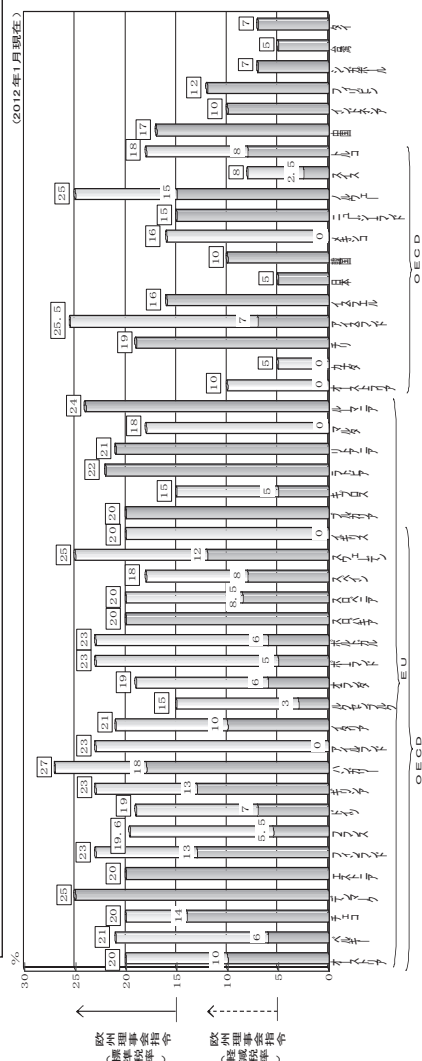
- ① よりきめ細やかな社会保障給付の実現、② 所得把握の精度の向上等、③ 災害時における活用、④ 自分に関する情報や必要なお知らせ等の情報を自宅のパソコンなどから簡単に入手、⑤ 各種事務・手続の簡素化、負担軽減

税務分野での利用

- 税務分野における番号制度の適正利用のため、「マイナンバー法の整備法」において、申告書・法定調書等に「番号」の記載を求めること等、所要の措置を講じます。また、納税者利便の向上策等につき引き続き検討します。

複数税率について

付加価値税率(標準税率及び食料品に対する適用税率)の国際比較



諸外国の食料品の税率は、平均すると10%程度の水

例之は

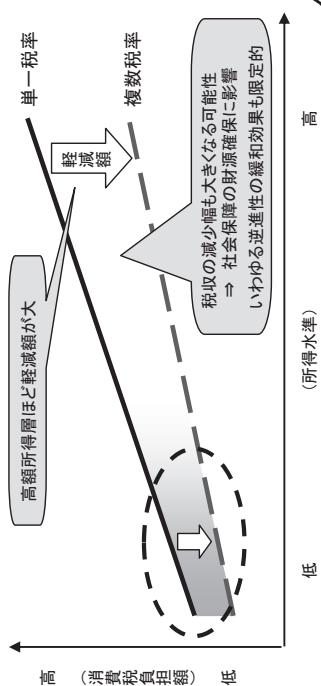
EU諸国(27カ国)

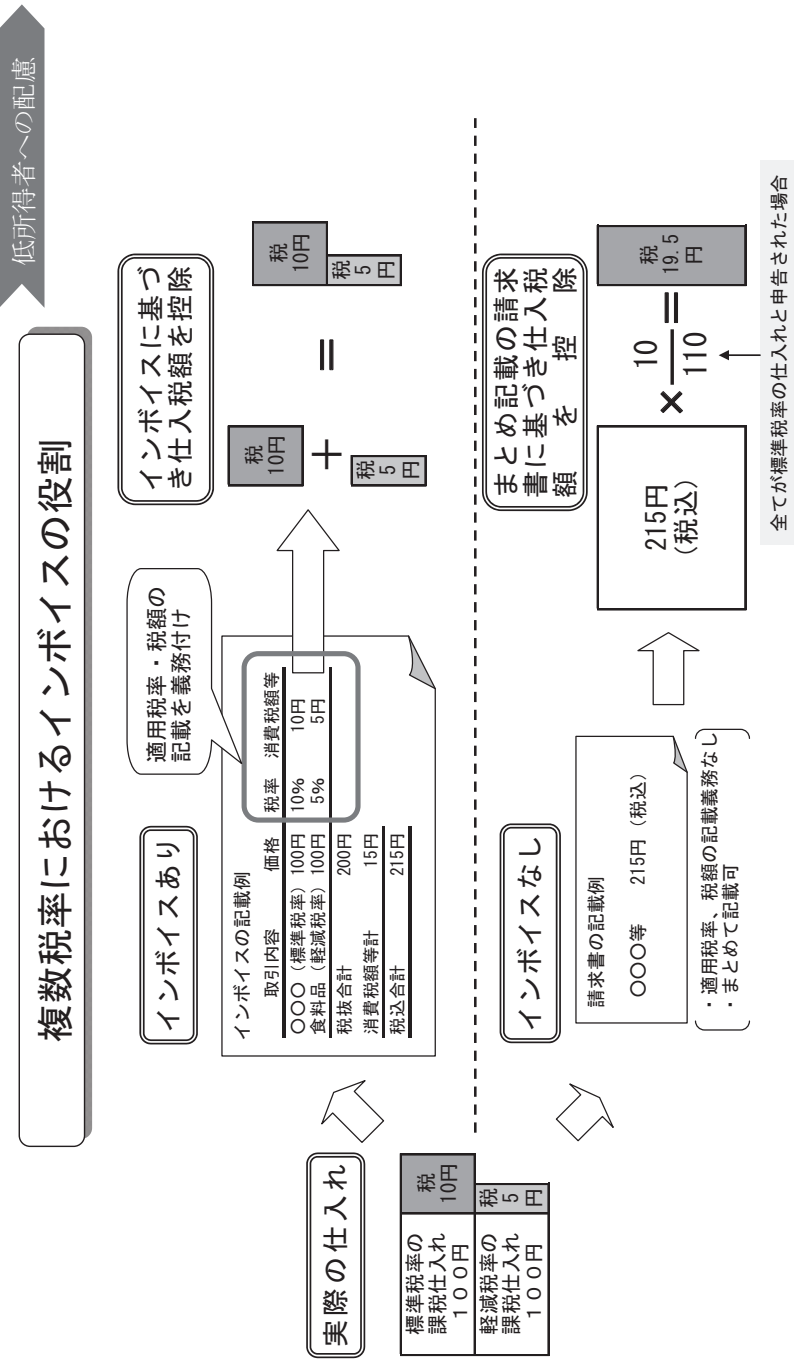
- ・標準税率(平均) 20.9%
- ・食料品に対する適用税率(平均) 11.2%

諸外国においては、「贅沢品か否かの違い」や「外食と食料品の違い」で適用税率が異なります。

標準税率	軽減税率
【フランス】 <u>キャビア</u> 	<u>フォアグラ</u>  <u>トリュフ</u> 
【イギリス】 フィッシュ&チップスやハンバーガー 一など温かいテイクアウト商品  	デリカテッセンなどスーパーの惣菜 

軽減税率は高所得者の方にも負担軽減効果が及び、その分、税収の減少幅も大きくなる可能性があります。





- 請求書等に異なる税率の商品がまとめて記載された場合、仕入れを行う事業者は、帳票類から帳簿を作成する際に標準税率の仕入れと軽減税率の仕入れを判別できず、記帳事務を円滑に行えなくなることがあります。
- この場合、仕入側ですべて標準税率の仕入れとして仕入税額の計算がおこなわれてしまうなど、適正な仕入税額控除ができなくなる可能性があります。

経済状況を好転させることを条件として消費税率の引上げを実施

① 消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、デフシからの脱却・経済の活性化に向けて、平成23年度から平成32年度までの平均において名目成長率3%程度、実質成長率2%程度を目指した望ましい経済成長のあり方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講じます。

② 税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略や事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討します。

消費税率引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応できるような仕組み※とされています。

※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況の好転について、名目・実質成長率、物価動向など種々の経済指標を確認し、上記①と②を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずる旨を規定しています。

課税の適正化

○ 課税の適正化については、消費税制度に対する信頼を確保するため、これまでも累次の見直しを行ってきました。

…《これまでの取組》

(導入時)		(現行)	
①事業者免税点制度 (適用上限)	課税売上高 3,000万円	⇒	1,000万円
	課税売上高 5億円	⇒	5,000万円
②簡易課税制度 (みなし仕入率)	90%, 80%の2区分	⇒	90%～50%の5区分

○ 中小事業者の事務負担に配慮し設けられている事業者免税点制度・簡易課税制度については、その趣旨に鑑み、引き続き制度を維持します。その上で、制度の不適切な利用に対処する観点等からの見直しを行います。

<事業者免税点制度>

新設法人による免税点制度を利用した課税逃れに対応するため、課税売上高5億円超の事業者が設立した法人は設立当初から課税事業者とすることとしました。

<中間申告制度>

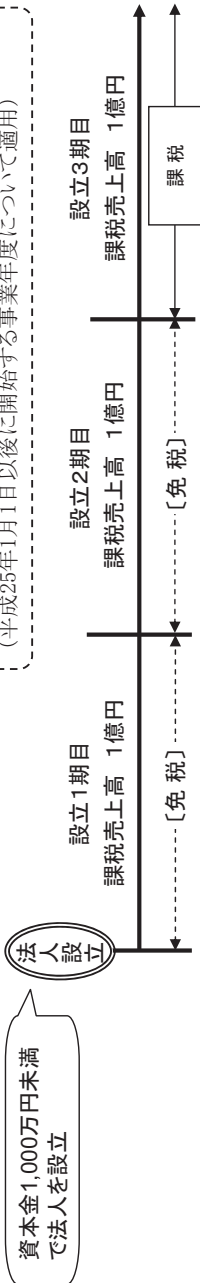
中間申告義務のない中小事業者の方々が、任意で中間申告を選択できる制度を導入しました。

<簡易課税制度>

簡易課税制度のみなし仕入率について、今後、実態調査の結果も踏まえた上で、いわゆる「益税」問題に対応する観点から、その水準について必要な見直しを行います。

消費税の新設法人の免税事業者要件の見直し

改正前

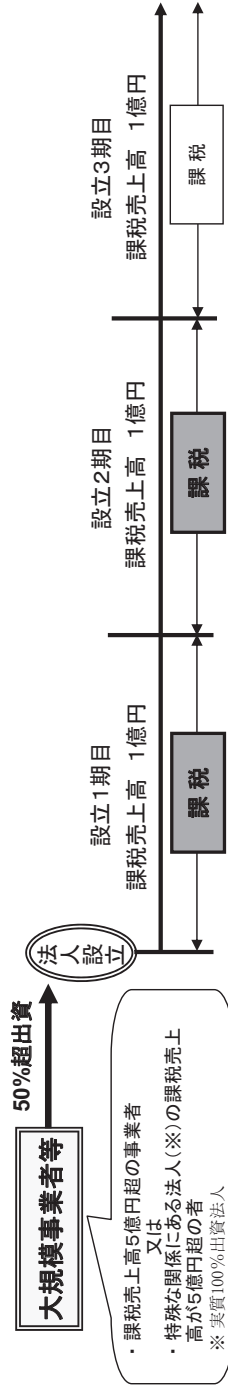


基準期間(前々事業年度)のない新設法人の設立1期目及び2期目の扱いは資本金の額のみで判定。

※ 資本金1,000万円未満の新設法人は、設立当初の2年間、免税事業者となる。

(資本金1,000万円以上の新設法人は、設立当初の2年間、事業者免税点制度が適用されないため課税事業者となる。)

改正後



資本金1,000万円未満の新設法人であっても、課税売上高5億円超の事業者等がグループで50%超出資し設立された法人については、設立当初の2年間、事業者免税点制度を適用しないこととする。

(注) 平成26年4月1日以後に設立される法人について適用する。

転嫁対策への取組

- 今般の消費税率の引上げに当たっては、段階的な引上げになることも踏まえ、円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、以下の取組を含め、より徹底した対策を講じていきます。

- (1) 消費税の転嫁・表示等に関するガイドラインを策定し、その周知徹底、相談等を行います。
- (2) 中小事業者向けに相談窓口を設置するとともに、講習会の開催等を行います。
- (3) 取引上の優越的な地位を利用した不正な取引の取締り・監視の強化を行います。
- (4) 便乗値上げ防止のための調査・監督及び指導を行います。

- さらに、独占禁止法・下請法に係る必要な法制上の措置を講じます。また、転嫁状況に関する監視・検査体制を強化するため、所要の体制整備を図ります。
- ⇒ 関係府省の緊密な連携を確保し、総合的に対策を推進するための本部を内閣に設置します。

価格表示のあり方

- 価格表示に関する業界内の統一基準の策定が独占禁止法上問題なく行えることを明らかにし、その周知徹底を行うとともに、必要に応じ、表示カルテルを独占禁止法の適用除外とするための法制上の措置を検討します。
- 事業者における値札貼替え作業などの事務負担にも配慮し、書籍における例などを参考に、消費者に最終的な支払額を誤認させないための代替的な措置を講じていけば、総額表示義務を弾力的に運用することを検討し、その周知徹底を行います。

「中間整理」のポイント

1. 円滑な転嫁の推進

○ 独占禁止法・下請法の更なる対応

- ・ 原則として消費税の転嫁の拒否やこれに類する行為を行えないような立法措置の在り方について、関係省庁間で更なる検討を行う。
- ・ 必要に応じ、消費税導入時に実施した「転嫁カルテル」を独禁法の適用除外とするための法的措置を検討する。

○ 独禁法等の違反行為に対する監視・検査体制の強化

- ・ 公正取引委員会、中企庁が中心となって、積極的に独禁法や下請法上の違反行為等に関する調査を行うこととし、そのために時限的に人員を拡大するなど所要の体制整備を図る。

2. 価格表示のあり方

○ 価格表示に関する業界内の統一基準の策定

- ・ 業界ごとに価格の表示方法を統一する決定が、独禁法に違反しないことをガイドラインで明らかにするとともに、必要に応じ「表示カルテル」を独禁法の適用除外とするための法的措置を検討する。

○ 総額表示義務の弾力運用

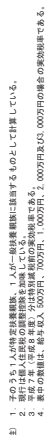
- ・ 値札の付替え作業など事業者の事務負担に配慮し、書籍における例などを参考に、総額表示義務を弾力的に運用することを検討する。

3. 財政上・税制上その他の支援措置等

- ・ 党WTTより提言された予算措置・税制措置を含め、予算編成や税制改正等の過程において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。

昭和60年代から大幅に累進緩和がなされてきました。また、近年、平均的な所得水準が下落する中で、特に高い所得階層の割合はむしろ高まっていて、格差が拡大する傾向がみられます。

個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦2人(専業主婦)の給与所得者)



1. 子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族に該当するものとして計算している。
2. 現行は個人住民税の課税控除を加味している。
3. 平成7年(平成8年度)分は特別減税前の要約税率である。
4. 表中の数値は、給与収入500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合

Figure 1: Trend of the ratio of total income to total population (2012: present). The graph shows the ratio of total income to total population for various countries from 1970 to 2012. The Y-axis represents the ratio (1.00 to 4.00), and the X-axis represents total income in 10,000 yen (0 to 3,000). A solid line represents Japan, and dashed lines represent the USA, UK, France, Germany, and Italy. Japan's ratio increases steadily from approximately 1.5 in 1970 to 3.5 in 2012. The USA and UK show a significant increase from 1.0 to 2.0. France, Germany, and Italy remain relatively stable around 1.0 to 1.5.

Year	Japan	USA	UK	France	Germany	Italy
1970	1.5	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
1980	2.0	1.5	1.5	1.0	1.0	1.0
1990	2.5	1.8	1.8	1.0	1.0	1.0
2000	3.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0
2012	3.5	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0

[illegible]

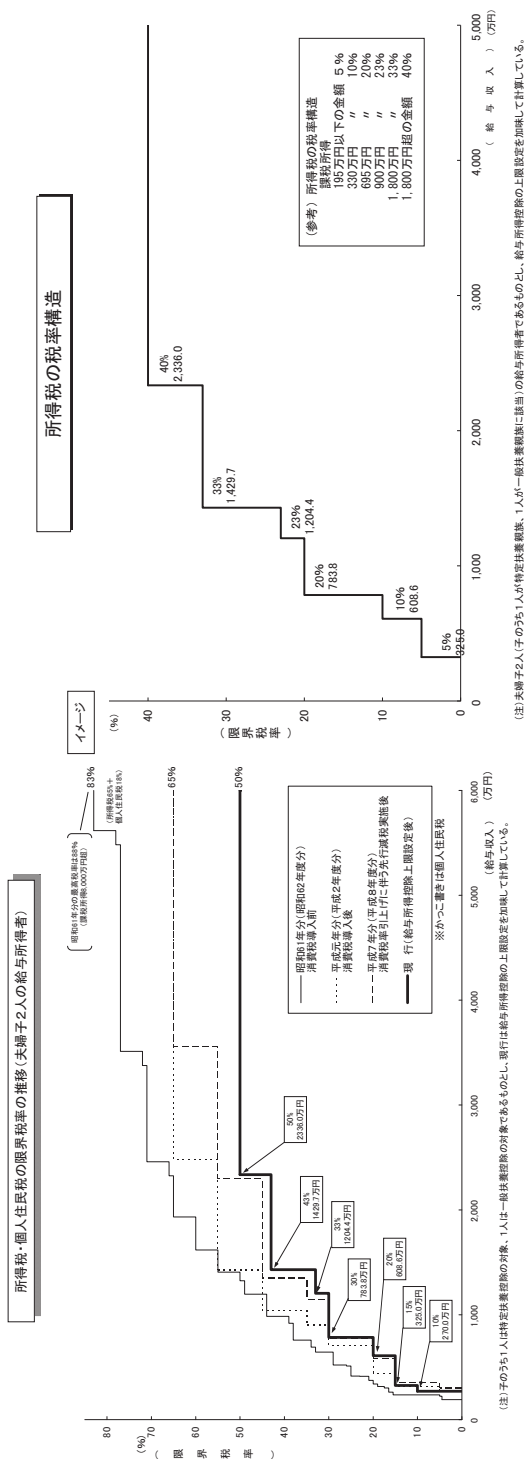
個人所得課税

□ 最高税率の引上げなど累進性の強化

- 格差是正及び所得再分配機能の回復の観点から、最高税率の引上げ等による累進性の強化に係る具体的な措置について検討を加え、その結果に基づき、平成24年度中に必要な法制上の措置を講じます。

(参考)民主党・自由民主党・公明党による税関係協議結果においては、以下のとおりとされています。

具体化にあたっては、今回の政府案課税所得5,000万円超については協議の過程における公明党の提案（課税所得3,000万円超について45%、課税所得5,000万円超について50%を踏まえ）の検討を進める。」



未定稿

所得税非課税世帯人員

総人口 約1億2,700万人

所得税課税世帯人員 8,800万人(69%)

- ・納税義務者 5,100万人
- ・配偶者控除対象人員 1,400万人(推計)
- ・扶養控除対象人員 2,400万人(推計)

(参考)各税率を上限とする納税者数

40%	:	30万人(0.6%)
33%	:	50万人(1.0%)
23%	:	110万人(2.3%)
20%	:	570万人(11.8%)
10%	:	970万人(20.0%)
5%	:	3,110万人(64.1%)

所得税
非課税世帯人員
3,900万人(31%)
(推計)



(世帯類型) (給与収入)
夫婦子2人…325万円以下
夫婦子1人…220万円以下
夫婦のみ…156万円以下

(出典)

・総人口は平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

・所得税の納税義務者は「平成22年度市町村課税状況等の調べ」(総務省自治税務局)による。

(注)

・配偶者及び扶養控除対象人員は、住民税(所得割)課税世帯と同じ世帯構成であることを前提として、推計したもの。
・夫婦子2人の場合は、子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族に該当するものとして、夫婦子1人の場合は、子が一般扶養親族に該当するものとして計算している。

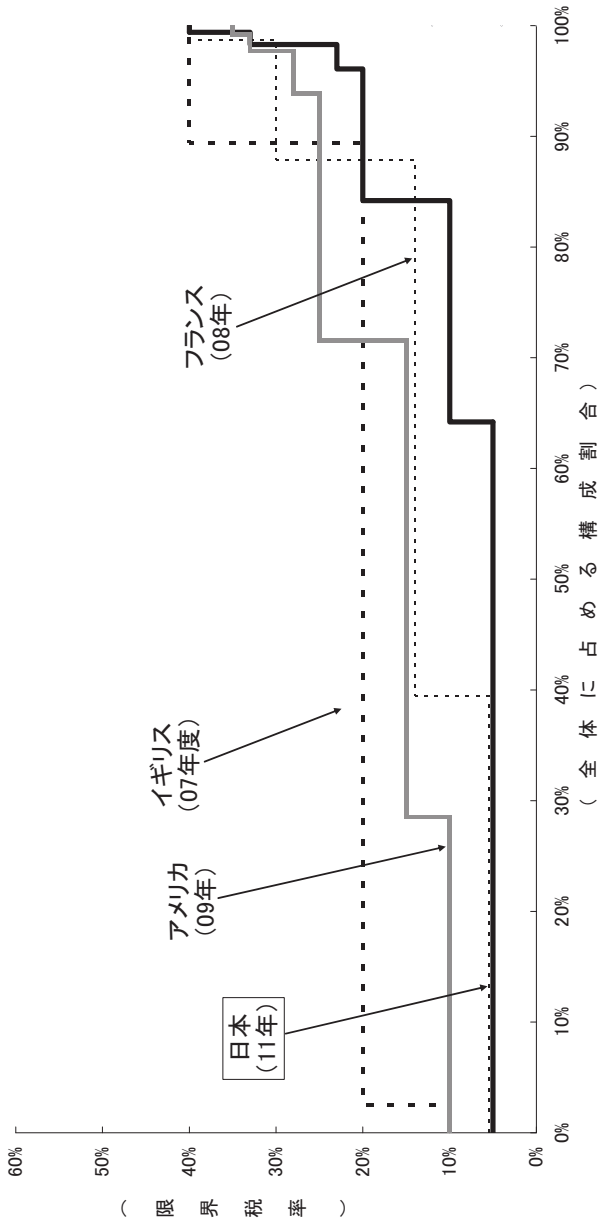
所得税の税率区分ごとの税収

各ブラケットの税収総額		税率区分	課税所得 (給与収入)	総課税所得	税率1%引上げ 当たりの増収力	(参考)	
約1.5兆円	約1.5兆円	40%	1,800万円～ (2,340万円～)	約3.8兆円	約380億円	約30万人 【0.6%】	約4,850万人 (100.0%)
		33%	900万円～1,800万円 (1,387万円～2,340万円)	約4.4兆円	約440億円	約50万人 【1.0%】	約4,820万人 (99.4%)
約2.9兆円	約10.6兆円	23%	685万円～900万円 (1,182万円～1,387万円)	約2.6兆円	約260億円	約110万人 【2.3%】	約4,770万人 (98.4%)
		20%	330万円～685万円 (736万円～1,182万円)	約14.5兆円	約1,500億円	約570万人 【11.8%】	約4,660万人 (96.1%)
約3.3兆円	約1.7兆円	10%	195万円～330万円 (544万円～736万円)	約16.5兆円	約1,700億円	約970万人 【20.0%】	約4,080万人 (84.1%)
		5%	0円～195万円 (261万円～544万円)	約65.3兆円	約6,500億円	約3,110万人 【64.1%】	約3,110万人 (64.1%)

(注1) 平成23年度予算ベースの推計値に、給与所得控除の上限設定（24年度改正）を加味。
(注2) 「各ブラケットの税収総額」は、各ブラケットが適用される納税者全員の納税額の合計である。
(注3) (参考) 内の「対象納税者数」は、各ブラケットの税率を上限とする納税者数とその割合である。

所得税の限界税率ブラケット別納税者(又は申告書)数割合の国際比較

(2012年1月現在)



限界税率	10%以下	10%超～20%以下	20%超
日本 (11年)	84%	12%	4%
アメリカ (09年)	29%	43%	28%
イギリス (07年度)	14%	0%	86%
フランス (08年)	40%	48%	12%

(注) 1. 日本のデータは、平成23年度予算ベースを基に推計したものである。
2. 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成した。
3. アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制であり、フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。
4. ドイツは課税所得に応じて税率が連続的に変化するため、ブラケット別納税者数割合は不明。
5. 各国の税率構造について、表中の課税期間においては、日本は6段階(5・10・20・23・33・40%)、アメリカは6段階(10・15・25・28・33・35%)、イギリスは3段階(10・22・40%)、フランスは4段階(5.5・14・30・40%)である。なお、2012年1月現在、イギリスは3段階(20・40・50%)、フランスは4段階(5.5・14・30・41%)となっている。

個人所得課税

□ 給与所得控除

- 給与収入1,500万円を超える場合の給与所得控除に上限(245万円)を設定しています。
〔平成25年分の所得税から適用〕

□ 扶養控除・配偶者控除

- 年少扶養控除を廃止し、児童手当を拡充しています。
〔平成23年分の所得税から適用済〕
(参考) 民主党・自由民主党・公明党による税関係協議結果においては、以下のとおりとされています。
「成年扶養控除を含む扶養控除及び配偶者控除の在り方については、引き続き各党で検討を進めるものとする。」

□ 金融所得課税

- 現行法令どおり、上場株式の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率を平成26年1月から20%の本則税率とします。
- 20%の本則税率と同時に、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(日本版ISA)を導入します。

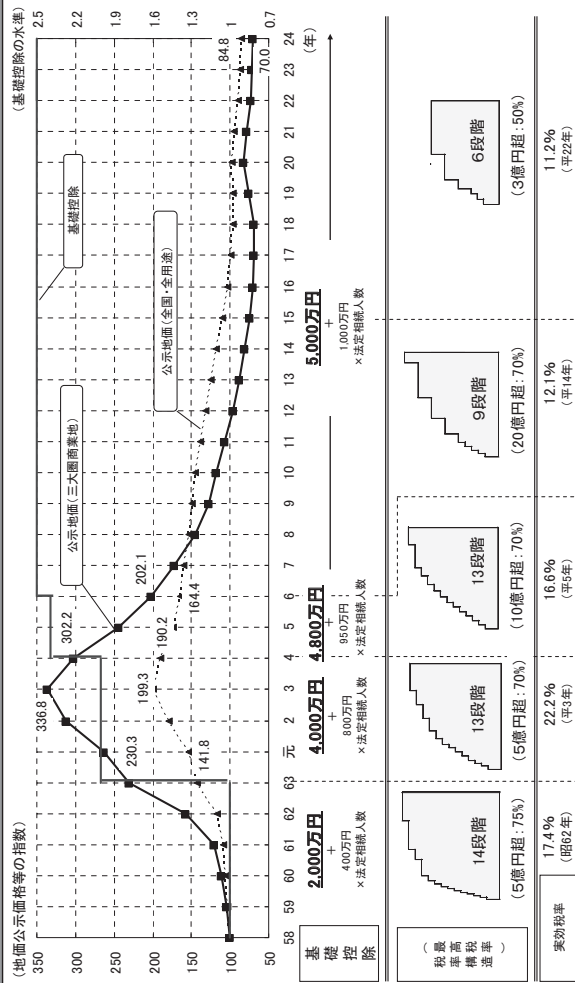
□ 高齢者・年金に対する課税

- 今後の年金制度改革の方向性も踏まえ、世代内・世代間の公平性を確保する観点から、年金課税のあり方を検討します。

資産課税

バブル崩壊後、地価は下落しましたが、基礎控除は据え置かれ、最高税率の引下げなども行われてきました。（相続税の実効税率もピーク時の20%台から11.2%に低下）このため、相続・贈与税収は、平成5年の約3兆円をピークに減少傾向にあり、平成24年度においては、約1.4兆円程度となっています。また、相続税が課税されるのは、相続100件中4件程度となっています。

⇒ 相続税による資産再分配機能は低下。



資産課税

再分配機能の回復等

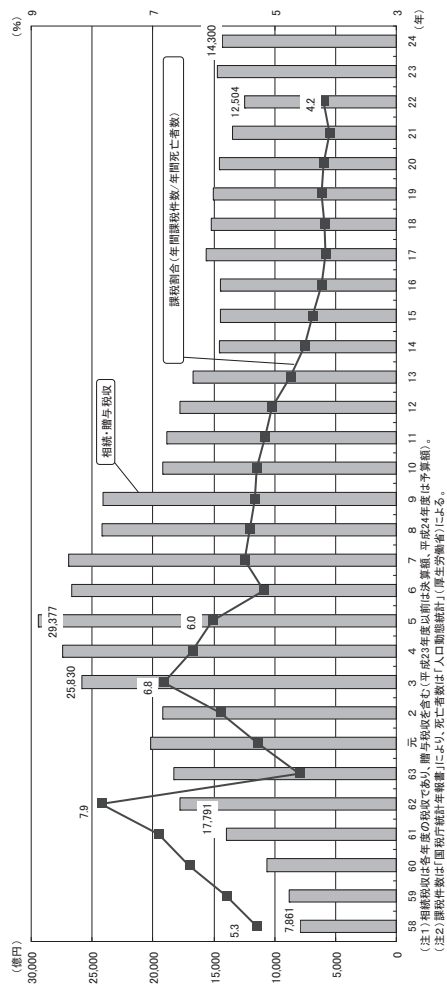
□ 相続税の課税ベース、税率構造等の見直し及び贈与税の見直し

- 格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点からの相続税の課税ベース、税率構造等の見直し及び高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点からの贈与税の見直しについて検討を加え、その結果に基づき、平成24年度中に必要な法制上の措置を講じます。

(参考) 民主党・自由民主党・公明党による税関係協議結果においては、以下のとおりとされています。
「具体化にあたっては、バブル後の地価の大幅下落等に対応して基礎控除の水準を引き下げる等としている
今回の政府案を踏まえつつ検討を進める。」

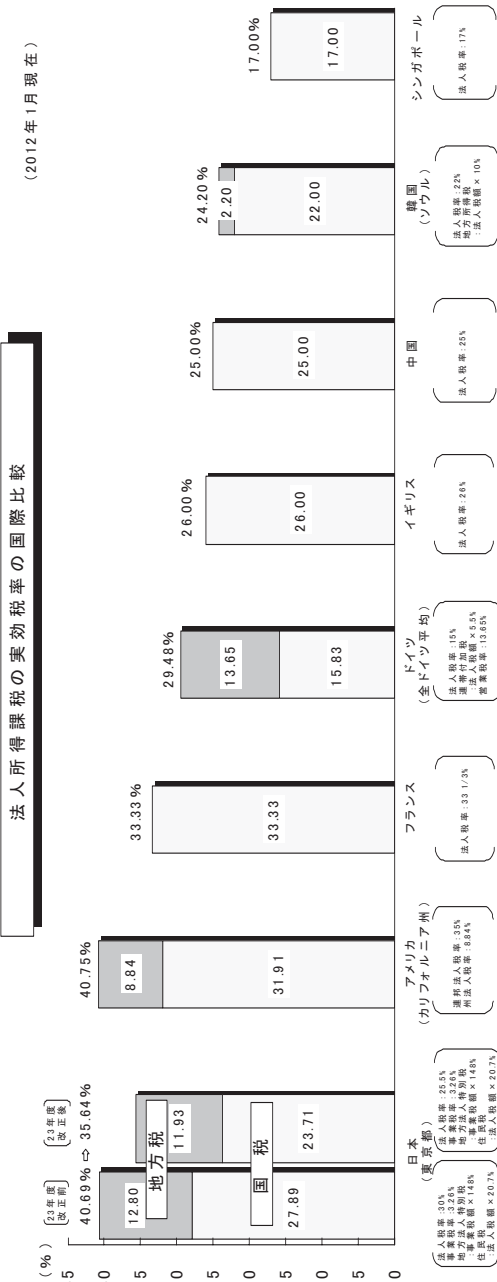
- 上記に加えて、事業承継税制について、相続税の課税ベース、税率構造等の見直しの結果に基づき講ぜられる措置の施行に併せて見直しを行います。

相続・贈与税の課税割合及び税収の推移



法人課税

- 我が国企業の競争力の維持・向上等の観点から、課税ベースの拡大と併せ、**法人税率を4.5%（法人実効税率を5%）引き下げる措置**を実施しました。中小法人に対する軽減税率も引き下げました。（平成23年度税制改正）
- 復興特別法人税課税期間終了後（平成27年度以降）において、この実効税率の引下げが実現します。
- その後も引き続き、雇用と国内投資拡大の観点から、今回の税率引下げの効果や主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、新成長戦略も踏まえ、法人課税のあり方について検討します。



(注) 1. 上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
2. 日本の地方税には、地方法人特別税(都道府県により国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別税として都道府県に譲渡される)を含む。また、法人事業税及び資本割が課税される。
3. なお、このほか、付加価値割及び資本割の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いて日本の改正後の実効税率は、平成24年4月1日以後開始する事業年度のものである。なお、復興特別法人税(法人税額に対する10%の付加税)により、平成24年度から法人税率(国税の表面税率)は実質的に28.05%となる。

消費税以外の消費課税等

○酒税：類似する酒類間の税負担の公平性の観点の引上げに併せて見直しを行う方向で検討します。

○「地球温暖化対策のための税」(石油石炭税の税率の上乗せ)：平成24年度税制改正において実現しました。

○燃料課税

温暖化対策等の観点から当分の間税率が維持されていることや24年度以降において石油石炭税の上乗せを行うこととしたことも踏ま

え、引き続き検討します。

○自動車取得税及び自動車重量税

国及び地方を通じて関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、抜本的見直しを行うこととし、消費税率の8%への引上げ時までに結論を得ます。

○印紙税：建設工事請負契約書、不動産譲渡契約書及び領収書について負担軽減を検討します。

○医療

今回の改正に当たっては、診療報酬については非課税の取扱いとします。その際、医療機関等の行う高額の治療に係る消費税負担に関し、一定の基準に該当するものに対し区分して手当てを行うことを検討し、診療報酬など医療保険制度において対応することとします。また、医療機関等の消費税負担について定期的に検証する場を設けるとともに、課税のあり方については、引き続き検討します。

なお、高額の治療に係る消費税負担については、医療保険制度において他の診療行為と区分して適切な手当を行う具体的な手法について検討し、消費税率の8%への引上げ時までに結論を得ます。また、医療に関する税制上の配慮等についても幅広く検討を行います。

○住宅の取得

消費税率の引上げの前後における駆け込み需要とその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化及び緩和する観点から、必要な措置について財源も含め、平成25年度以降の税制改正及び予算編成の過程で総合的に検討を行い、消費税率の8%への引上げ時・10%への引上げ時にそれぞれ十分な対策を実施します。

地方税制

○地域主権改革の推進・社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税法体系を構築します。

○地方法人特別税・地方法人特別譲与税は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税法体系の構築が行われるまでの間の措置」であり、一体改革に併せて抜本的に見直します。

地方税制関係資料

総務省自治税務局

目 次

1. 地方財政・地方税制の現状と税制抜本改革（総論）

（資料①）消費税5%引上げによる社会保障制度の安定財源確保	55
（資料②）引上げ後の消費税収の国・地方の配分等	56
（資料③）税制抜本改革の目的	57
（資料④）所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第104条等	58
（資料⑤）我が国の一般会計における歳出・歳入の状況	59
（資料⑥）地方財政の財源不足の状況	60
（資料⑦）我が国の国家財政と地方財政の現状	61
（資料⑧）我が国の国家財政と地方財政の債務残高の推移	62
（資料⑨）国税・地方税の税収内訳（平成24年度予算・地方財政計画額）	63
（資料⑩）主要税目（地方税）の税収の推移	64
（資料⑪）人口一人当たりの税収額の指数（平成22年度決算額）	65
（資料⑫）地方財政計画（通常収支分）の歳出の分析	66
（資料⑬）主な社会保障制度の財源負担のイメージ	67
（資料⑭）社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計	68
（資料⑮）地方公務員給与の状況	69
（資料⑯）地方公務員数の状況	70
（資料⑰）市町村合併の効果	71
（資料⑱）地方歳出の推移（決算ベース）	72
（資料⑲）国と地方の役割分担に応じた配分	73
（資料⑳）国民の視点から見た社会保障サービス	74
（資料㉑）消費税収の国・地方の配分と使途	75
（資料㉒）引上げ分の消費税収（地方分）と社会保障関係費	76

2. 地方税制（各論）

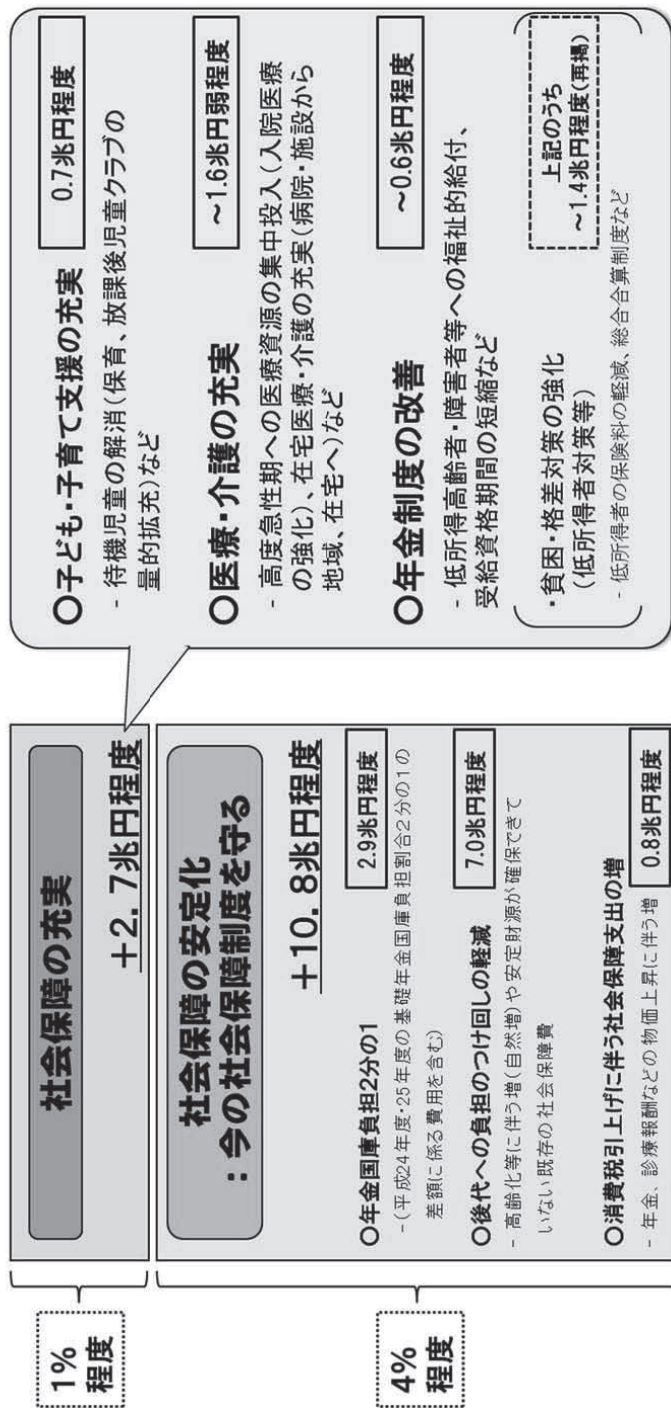
（資料㉓）「税制関連二法律案」の国会提出に伴う今後の対応について（平成24年3月30日閣議決定）	77
（資料㉔）財政運営戦略（平成22年6月22日閣議決定）	78
（資料㉕）地方税の税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針	79
（資料㉖）税制改正に関する地方六団体の要望等（総論）	80
（資料㉗）税負担軽減措置等に関する地方六団体の要望等	81
（資料㉘）地方法人特別税・譲与税について	82
（資料㉙）「地方法人課税のあり方等に関する検討会」について	83
（資料㉚-1）車体課税について	84
（資料㉚-2）車体課税について②	85

(資料31) 車体課税に関する地方六団体の要望等	86
(資料32) 自動車重量税・自動車取得税と地方財政	87
(資料33) 「環境自動車税（仮称）に関する基本的な考え方」について	88
(資料34) 住宅取得に関する措置について	89
(資料35) 不動産取得税の住宅特例	90
(資料36) 固定資産税について	91
(資料37) 商業地等における地価と評価額・課税標準額の推移（全国）	92
(資料38) 固定資産税に関する地方六団体の要望等	93
(資料39) 地球温暖化対策関係税の全体イメージ	94
(資料40) 地球温暖化対策の財源に関する地方六団体の要望等	95
(資料41) 個人住民税における金融所得課税	96
(資料42) 社会保険診療報酬の実質的非課税措置等について	97
(資料43) 社会保障・税に関わる番号制度	98
(資料44) 給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子データによる提出義務の 創設	99

消費税5%引上げによる社会保障制度の安定財源確保

- 消費税率(国・地方)を、2014年4月より8%へ、2015年10月より10%へ段階的に引上げ
- 消費税収の使い途は、国分については現在高齢者3経費(基礎年金、老人医療、介護)となっているが、今後は、社会保障4経費(年金、医療、介護、子育て)に拡大
- 消費税の使途の明確化(消費税収の社会保障財源化)
- 消費税収は、全て国民に還元し、官の肥大化には使わない

(注)現行分の地方消費税を除く。また、現行の基本的枠組みを並べないことを前提とする。



引上げ後の消費税収の国・地方の配分等

(資料②)

	現行	平成26年4月1日～	平成27年		平成28年4月1日～
			～9月	10月～	
消費税(A)＋ 地方消費税(B)	5%	8%	10%		
消費税(A)	4%	6. 3%	7. 8%		
うち交付税分 (α)	1. 18% (法定率29.5%)	1. 40% (法定率22.3%)	1. 52% (法定率19.5%)		
			1. 47% (法定率20.8%)		
地方消費税(B)	1%	1. 7% 消費税額の 63分の17	2. 2% 消費税額の 78分の22		
地方分合計 (α)+(B)	2. 18%	3. 10%	3. 72%		

税制抜本改革の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(国税)第1条

この法律は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することが我が国の直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することと一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、**社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税の使途の明確化及び税率の引上げを行うため**、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を改正するとともに、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について定めるものとする。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(地方税)理由

世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することに直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することと一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、**地方における社会保障の安定財源の確保及び地方財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、地方消費税の使途の明確化及び税率の引上げを行うとともに**、消費税に係る地方交付税の率を変更する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(税制の抜本的な改革に係る措置)

第104条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成20年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、2010年代(平成22年から平成31年までの期間をいう。)の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

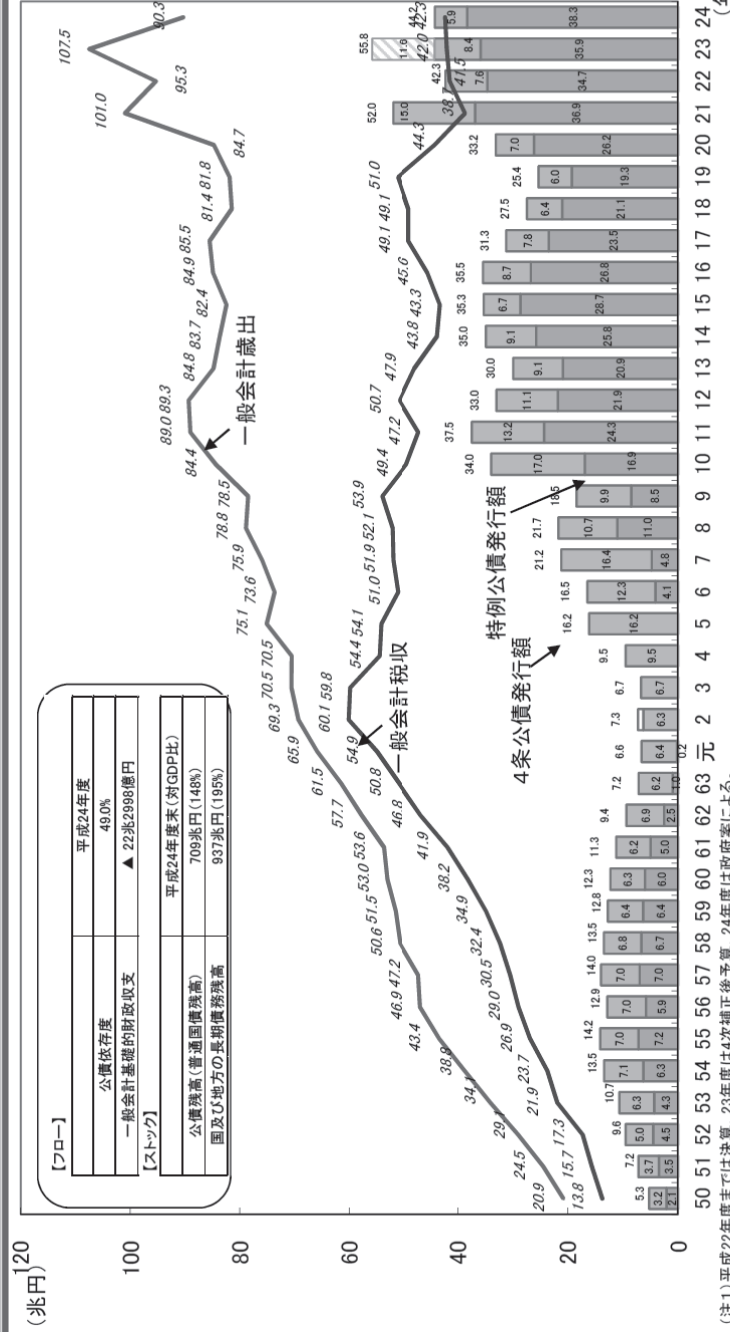
七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。

地方法人特別税等に関する暫定措置法

第1条 この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。)の税率の引き下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

我が国の一般会計における歳出・歳入の状況

我が国財政は歳入を上回る状況(財政赤字)が続いている。近年、景気の回復や財政健全化努力により、歳出と歳入の差額は縮小傾向にあったが、平成20年度以降、景気悪化に伴う税収の減少等により再び拡大している。



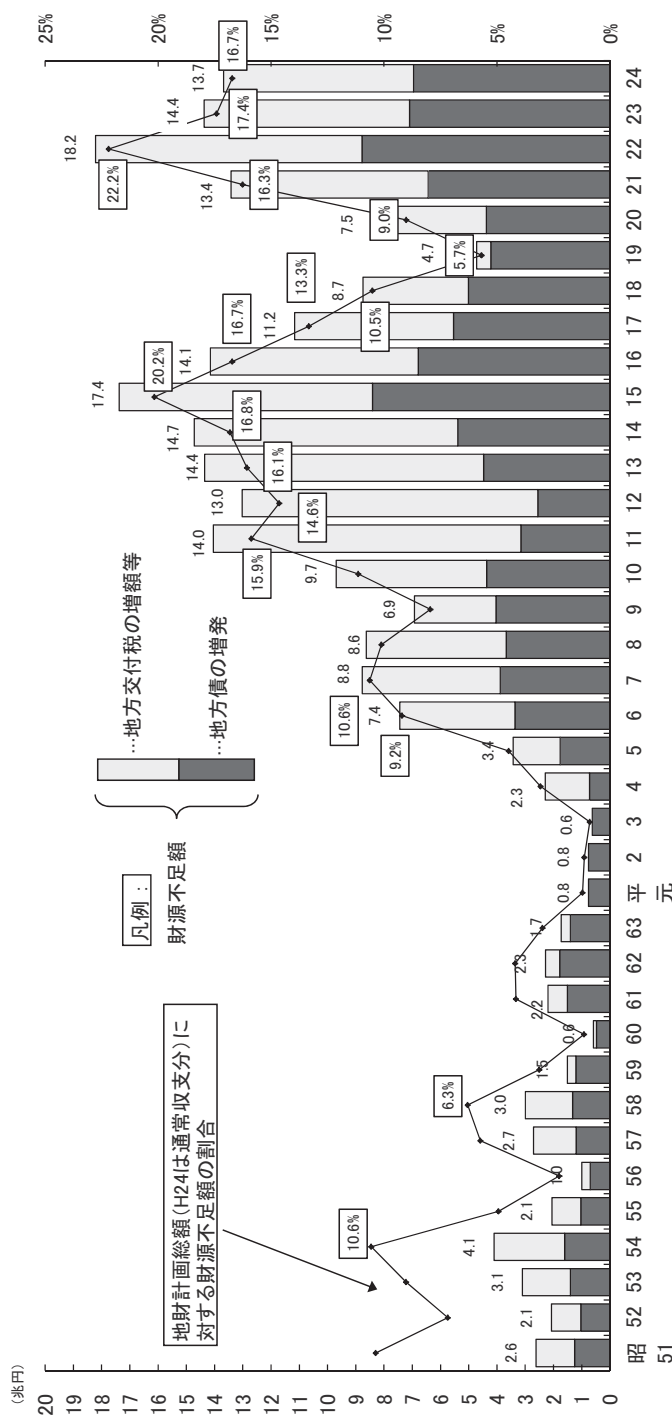
(注1) 平成22年度までは決算、23年度は4次補正後予算、24年度は政府案による。

(注2) 平成22年度は、漆原地域における平和回復活動を支援するための財源を調達するための臨時特別公債を約10兆円発行。

(注3) 平成23年度は、東日本大震災からの復興のためのために平成23年度～平成27年度まで実施する施策に必要な財源について、復興特別税の取入等を活用して確保することとし、これらの財源が入るまでの間のつなぎとして復興債を発行(平成23年度:11.6兆円)。

地方財政の財源不足の状況

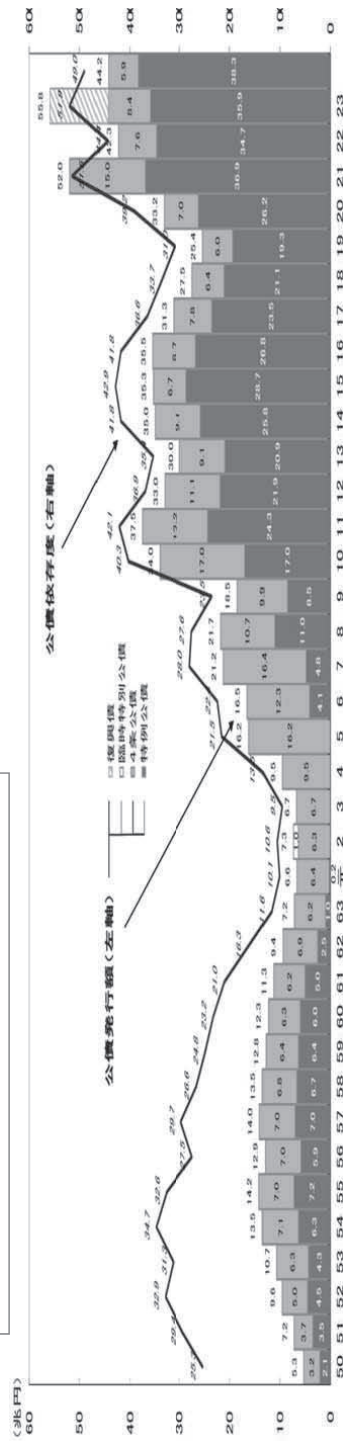
平成24年度は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が緩やかに回復することが見込まれる一方で、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、経費全般について徹底した節減合理化に努めたが、13.7兆円の財源不足となり、地方財政計画の約16.7%に達する見込みとなっている。



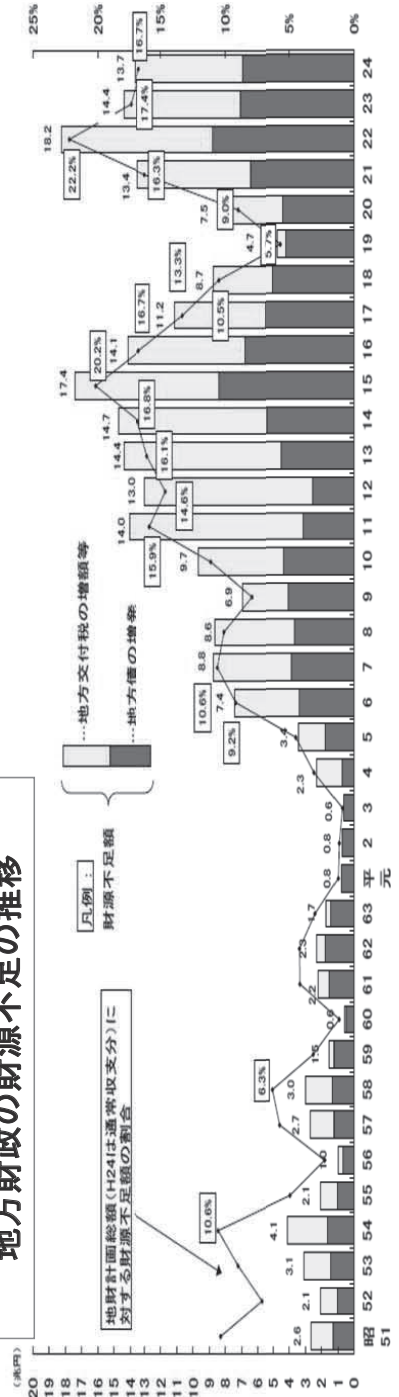
我が国の国家財政と地方財政の現状

地方財政は、国の財政政策の影響を大きく受けるほか、税收構造も類似しているため、国の公債依存度と地方の財源不足は、ほぼ、同じ傾向をたどっている。

公債発行額、公債依存度の推移



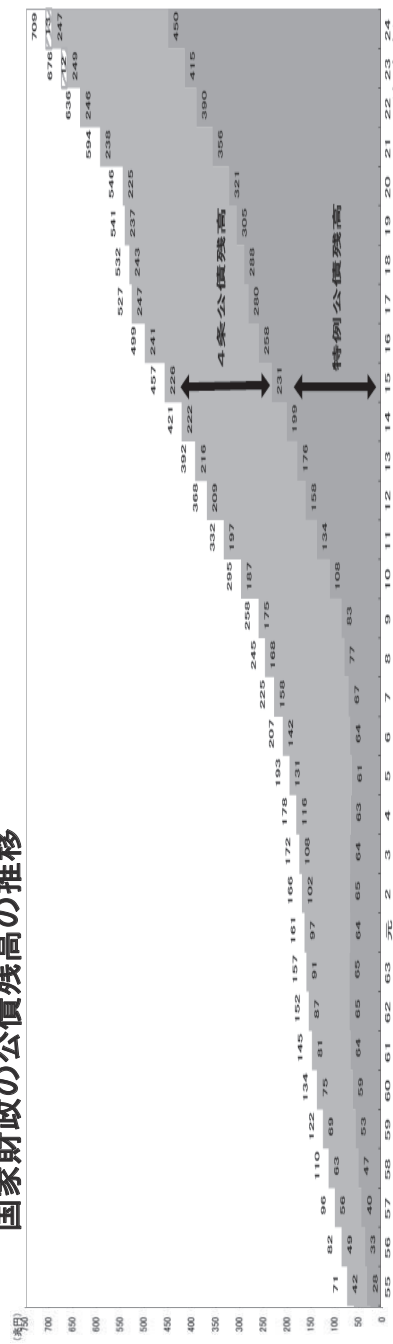
地方財政の財源不足の推移



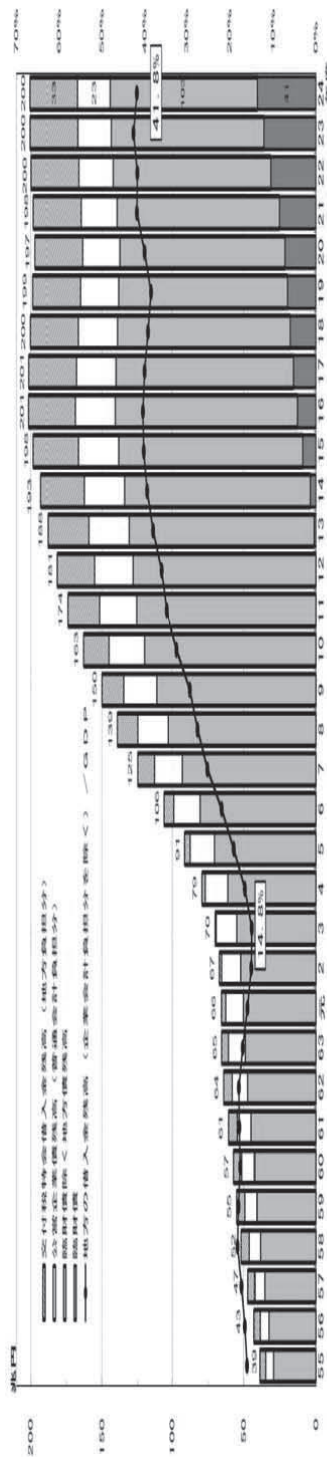
我が国の国家財政と地方財政の債務残高の推移

国と同様、地方の債務残高も、バブル崩壊以降、増加傾向をたどってきており、債務残高は高止まりしている。

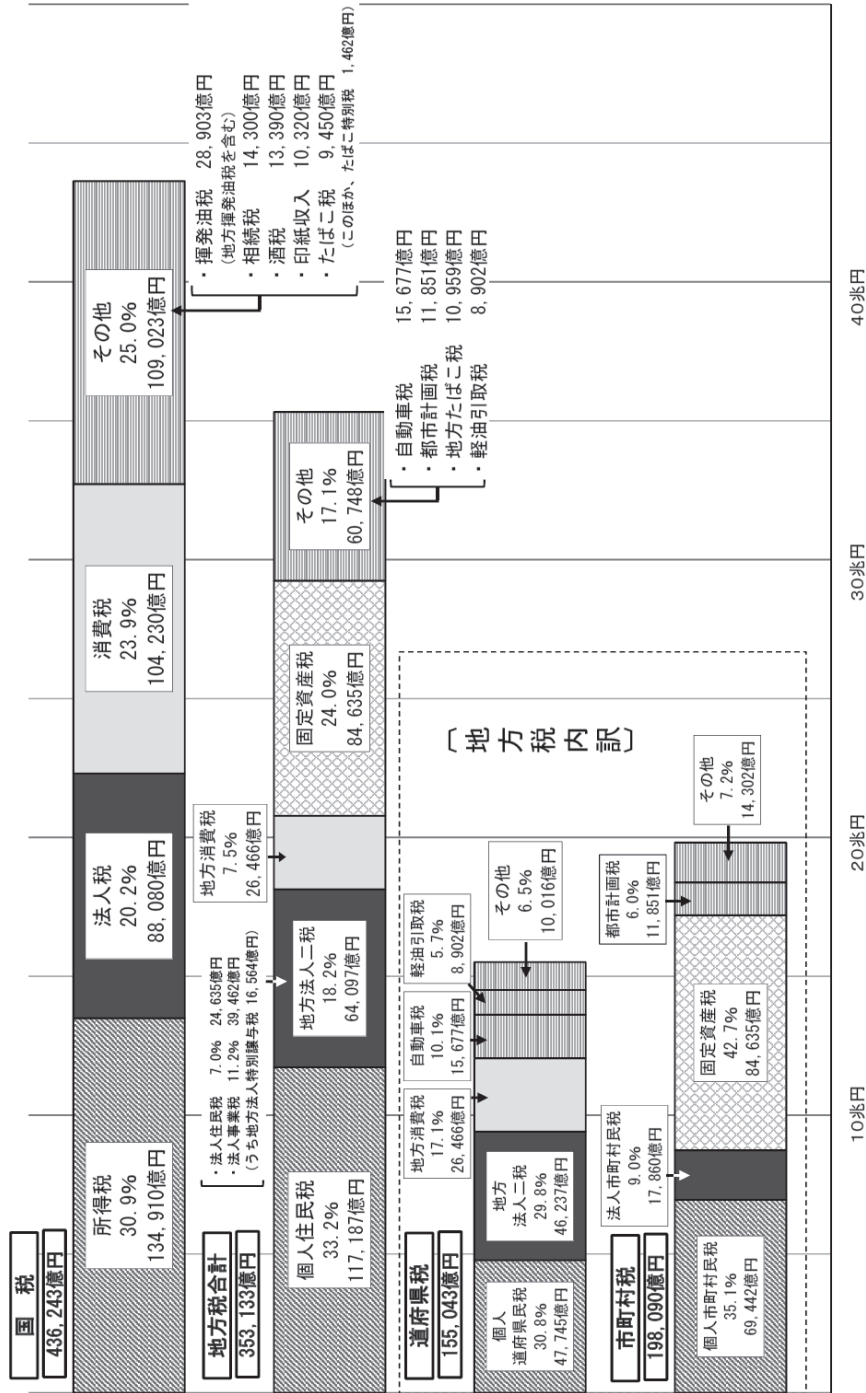
国家財政の公債残高の推移



地方財政の借入金残高の推移

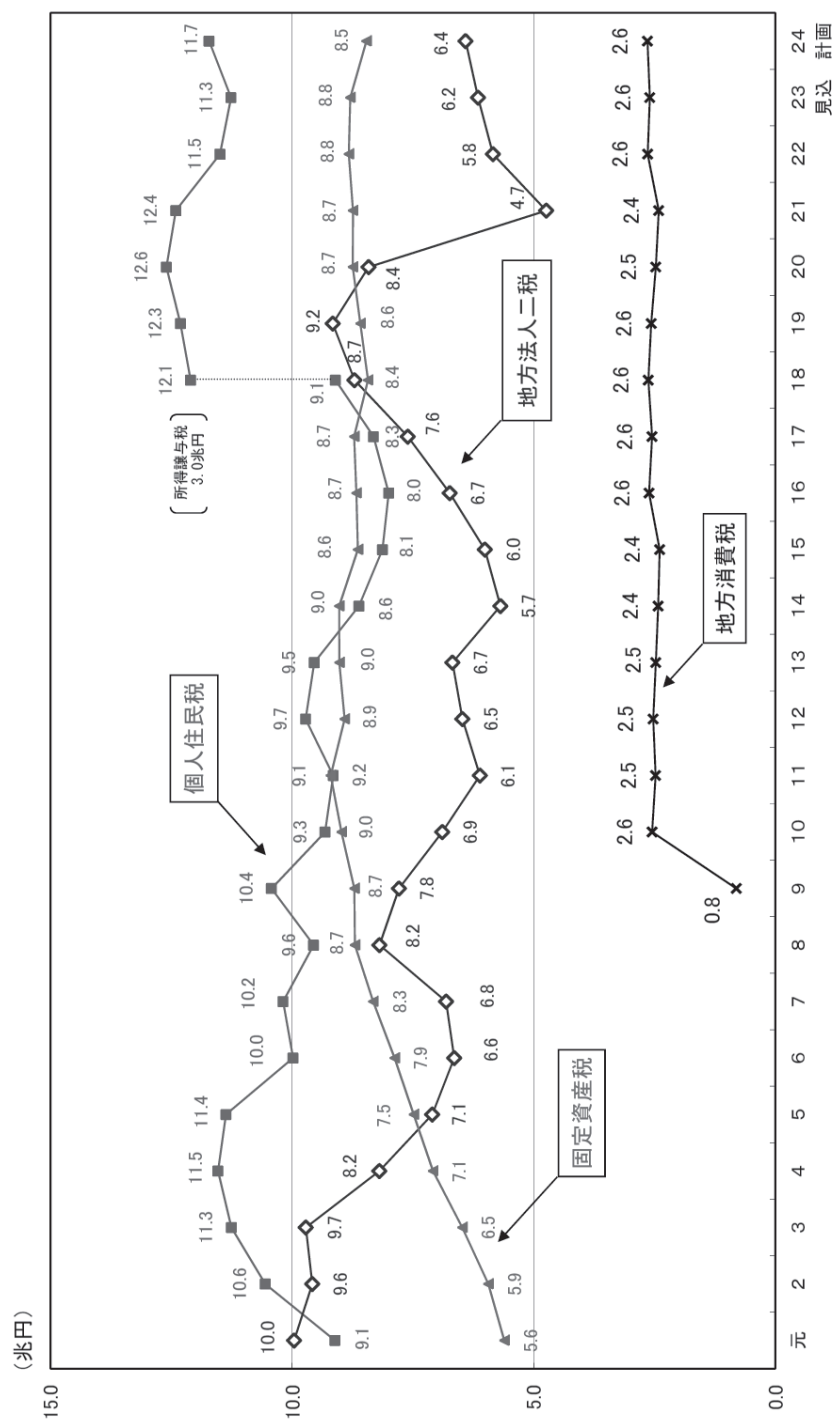


国税・地方税の税収内訳(平成24年度予算・地方財政計画額)



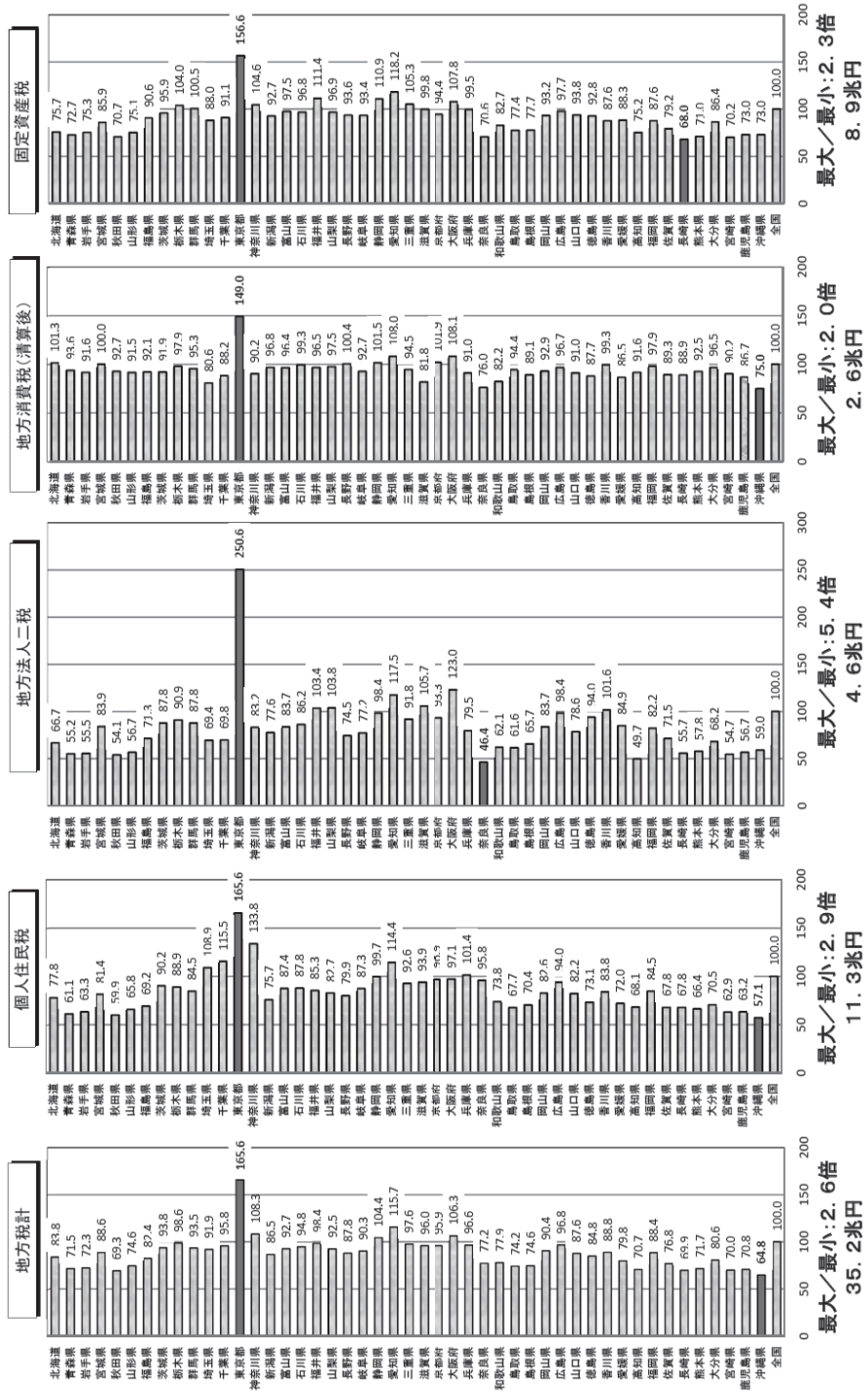
(注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 国税は予算額(特別会計を含む)、地方税は、超過課税及び法定外税を含まない。
 3 国税は地方法人特別税を除いた額、地方税は地方法人特別課税を加えた額である。

主要税目(地方税)の税収の推移



(備考) 1 計数は、超過課税及び法定外税等を含まず、地方法人特別課与税を含む。
2 平成22年度までは決算額、23年度は決算見込額、24年度は地方財政計画額である。

人口一人当たりの税収額の指数(平成22年度決算額)



地方財政計画(通常収支分)の歳出の分析

地方の歳出は、国庫補助関連事業(約29.2兆円)、国が法令等で基準を設定しているもの(警察官や高校教員数など)、国が法令でその実施を義務付けているもの(戸籍、保健所、ごみ処理など)が、地方一般歳出の大部分を占めている。

地方財政計画(平成24年度)【81兆8,647億円】

		(単位:億円)	
給与関係経費 209,760	補助 58,689	国庫補助費 15,848	小中学校教職員等
	地方単独 151,071	地方費 42,841	警察職員 21,038
		その他 50,761	消防職員 12,184 高校教職員 17,539
一般行政経費 311,406	補助 158,820	その他 100,310	戸籍等窓口、福祉事務所、保健所、ごみ処理等
	地方単独 138,095	国庫補助費 71,450	生活保護、介護保険(老人ホーム、ホームヘルパー等)、
		地方費 87,370	後期高齢者医療、障害者自立支援など
		その他 2,530	警察・消防の運営費、ごみ処理、道路・河川・公園等の維持管理、
地域経済基盤強化・雇用等対策費 108,984	補助 14,491	地方費 135,565	警察・消防の運営費、ごみ処理、道路・河川・公園等の維持管理、
	直轄・補助 (公共事業等) 57,354	地方費 26,494	警察・消防の運営費、ごみ処理、道路・河川・公園等の維持管理、
		地方費 26,494	警察・消防の運営費、ごみ処理、道路・河川・公園等の維持管理、
		地方費 51,630	警察・消防の運営費、ごみ処理、道路・河川・公園等の維持管理、
公債費 130,790	公債費 130,790	地方費 16,824	上下水道、病院(高度医療等)等
		地方費 9,766	上下水道、病院(高度医療等)等
		地方費 16,167	上下水道、病院(高度医療等)等

主な社会保障制度の財源負担のイメージ

(資料⑤)

◎ 国民健康保険制度 (国民健康保険法において地方負担を規定)

前期高齢者交付金	
国	43% ※1
都道府県	7% ※1
保険料 ※2	50%

※1 平成24年度から国41%、都道府県9%

※2 低所得者への保険料軽減や高額医療費に対する公費支援等を含む。

◎ 後期高齢者医療制度 (高齢者医療確保法において地方負担を規定)

国	33.3%	都道府県	8.3%	市町村	8.3%
高齢者保険料 ※2	10%	後期高齢者支援金 (若年者の保険料)	40%		

※2 低所得者への保険料軽減や高額医療費に対する公費支援を含む。

◎ 介護保険制度 (介護保険法において地方負担を規定)

国	20%	都道府県	17.5%	市町村	12.5%
国	25%	都道府県	12.5%	市町村	12.5%
第1号保険料(65歳以上)	20%	第2号保険料(40~64歳)	30%		

施設等
公費
在宅
費

◎ 障害者自立支援 (障害者自立支援法において地方負担を規定)

国	1/2	都道府県	1/4	市町村	1/4
---	-----	------	-----	-----	-----

◎ 生活保護 (生活保護法において地方負担を規定)

国	3/4	都道府県、市、福祉事務所設置町村	1/4
---	-----	------------------	-----

◎ 児童扶養手当 (児童扶養手当法において地方負担を規定)

国	1/3	都道府県、市	2/3
---	-----	--------	-----

◎ 保育所運営費 (児童福祉法において地方負担を規定)

[私立分]

国	1/2	県	1/4	市町村	1/4
国	1/2	指定市、中核市	1/2		

[公立分]

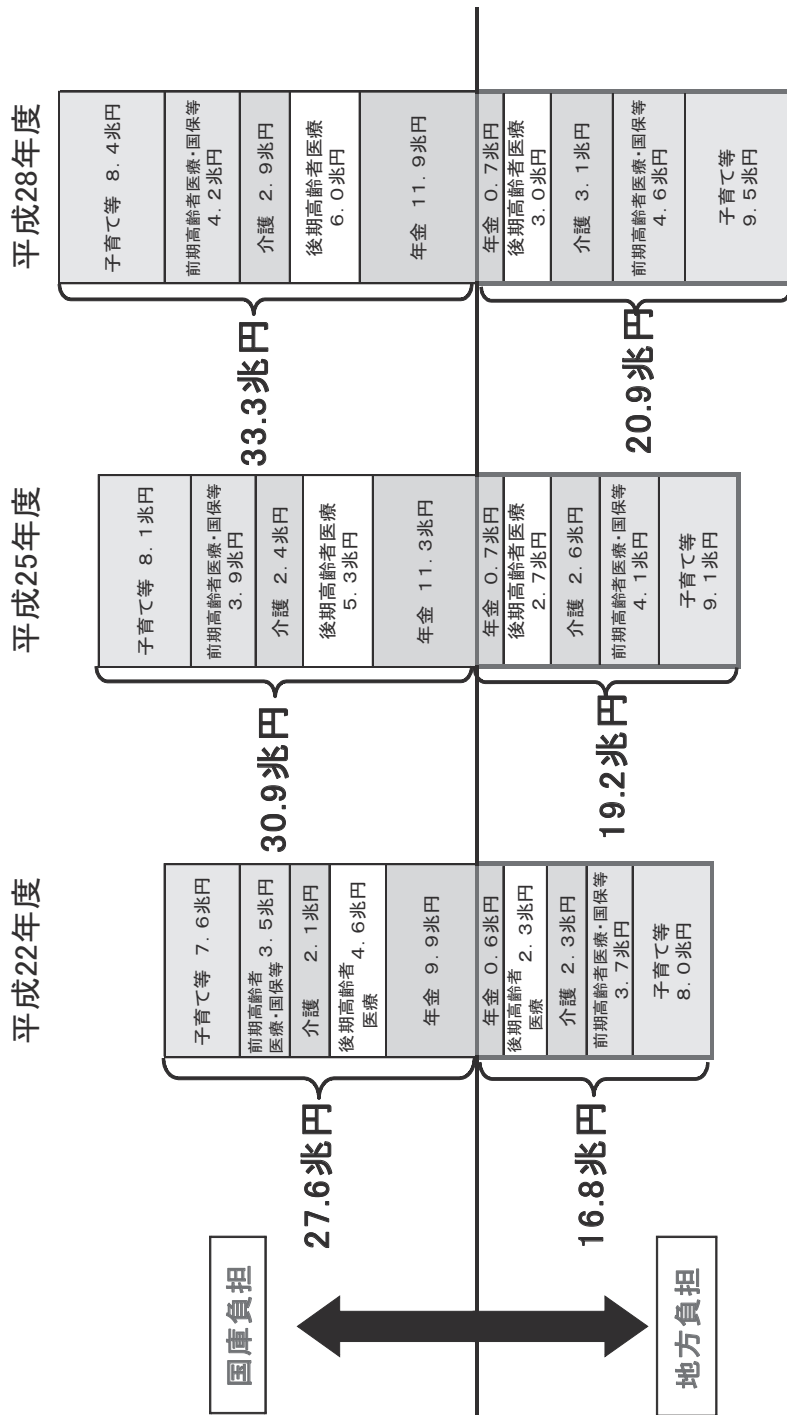
市町村	10/10
-----	-------

◎ 予防接種 (定期) (予防接種法で地方負担を規定) 乳幼児医療費助成等

都道府県、市町村	10/10
----------	-------

社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計

○ 社会保障費の毎年の自然増は、国費が約1兆円、地方費が約0.7兆円と、国・地方ともに大幅な増額が毎年度見込まれる。



地方公務員給与の状況

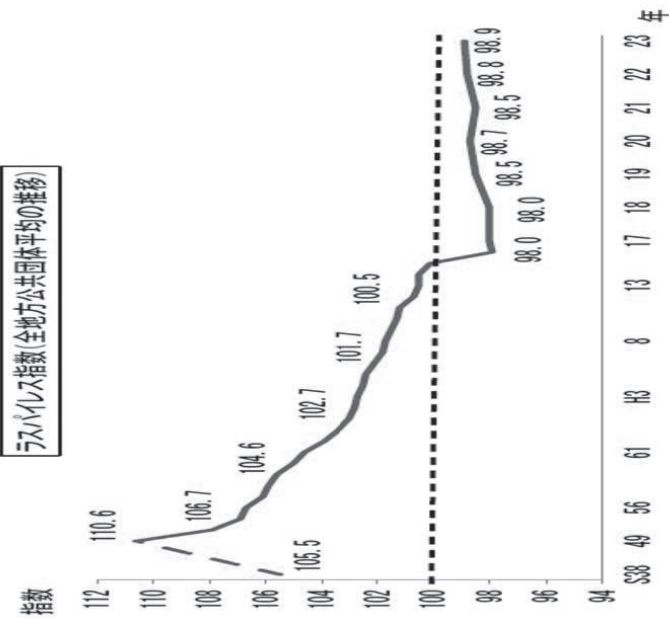
(資料⑤)

ラスパイレス指数(全団体平均)は、98.9と平成16年から8年連続で国家公務員を下回る。全地方公共団体の過半数の団体(981団体/1,794団体、54.7%)が、独自に給料や手当の削減措置を実施し、年額約1,500億円を削減(10年間で平成14年度から23年度)の削減影響額は、約1兆6千億円。)

○都道府県・指定都市における一般職の給料(本給)削減の状況

削減率の区分	給料(本給)削減を実施している団体(削減率)
8%～	北海道(9～7.5%) 群馬県(8～2%) 岐阜県(12～4%) 大阪府(14～3%) 島根県(10～6%) 岡山県(10～7%) 鹿児島県(8～2%) 千葉市(9～1%) 堺市(11.5～3%)
5%～8%未満	青森県(5～3%) 福島県(5%) 茨城県(5～3%) 栃木県(5%) 山梨県(6～2%) 滋賀県(6～0.5%) 兵庫県(7～2.5%) 山口県(6～2%) 徳島県(5～1%) 熊本県(7～3%) 大阪市(5.7～1%) 京都市(5～1.8%)
3%～5%未満	富山県(3～2%) 愛知県(3%) 奈良県(3～0.5%) 香川県(3～1%)
2%～3%未満	京都府(2%) 和歌山県(2%) 名古屋市(2～1%)
2%未満	愛媛県(1～0.5%)

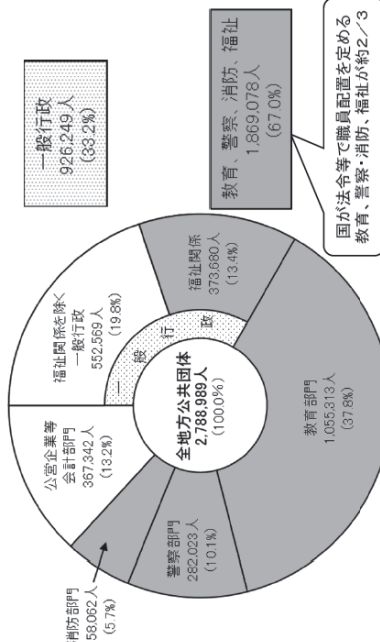
※一部実施団体を含む



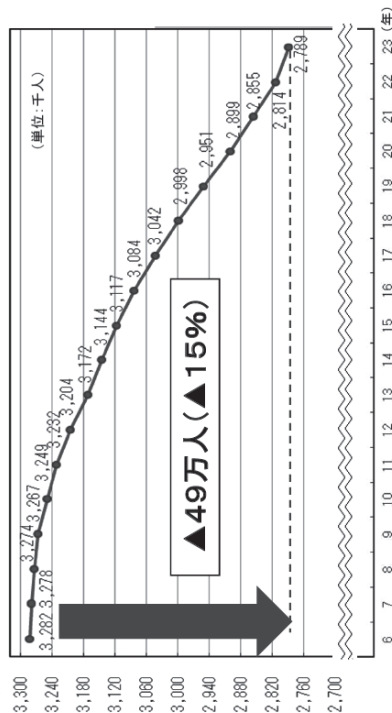
地方公務員数の状況

地方公共団体の総職員数は、278万8,989人となっており、平成6年をピークとして平成7年から17年連続して減少。〔対平成6年比で約▲49万人(▲15%)〕

全地方公共団体の職員数(平成23年4月1日現在)



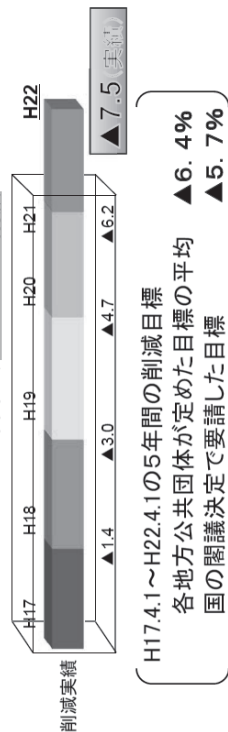
地方公共団体の総職員数の推移



集中改革プラン(平成17年～平成22年の5年間)における定員管理の取組結果

区分	実績		目標	
	H17～H22 増減数	H17～H22 増減率	H17～H22 増減率	H21 増減率
都道府県	▲84,524	▲5.3	▲4.5	▲7.5
一般行政部門等	▲55,798	▲14.8	▲12.2	▲6.2
指定都市	▲28,896	▲10.6	▲9.4	▲6.4
市区町村	▲114,827	▲9.9	▲8.6	▲5.7
合計	▲228,247	▲7.5	▲6.4	▲5.3

H17.4.1～H22.4.1の5年間で、▲7.5%の削減



※国の同期間における削減実績 ▲5.3

市町村合併の効果

平成の大合併において、市町村数は、約半分(46%減)となっているが、これに伴って、市町村の特別職は、激減している。

区 分	平成11年	平成20年	減少率 平成11年→平成20年	平成22年
市町村数	3,229	1,788	▲ 44.6	1,751
首長	3,229	1,788	▲ 44.6	1,751
副市町村長(助役)	3,528	2,084	▲ 40.9	—
収入役	3,138	183	▲ 94.2	—
三役計	9,895	4,055	▲ 59.0	—
議会議員	58,626	34,259	▲ 41.6	—
選挙管理委員	12,917	7,155	▲ 44.6	—
教育委員	15,849	8,788	▲ 44.6	—
監査委員	6,757	3,914	▲ 42.1	—
農業委員	60,400	37,124	▲ 38.5	—
固定資産評価審査委員	10,432	6,160	▲ 41.0	—

※1 各数値は4月1日現在の数値であり、特別区分は含まれない。また、平成22年の市町村数は3月31日現在である。

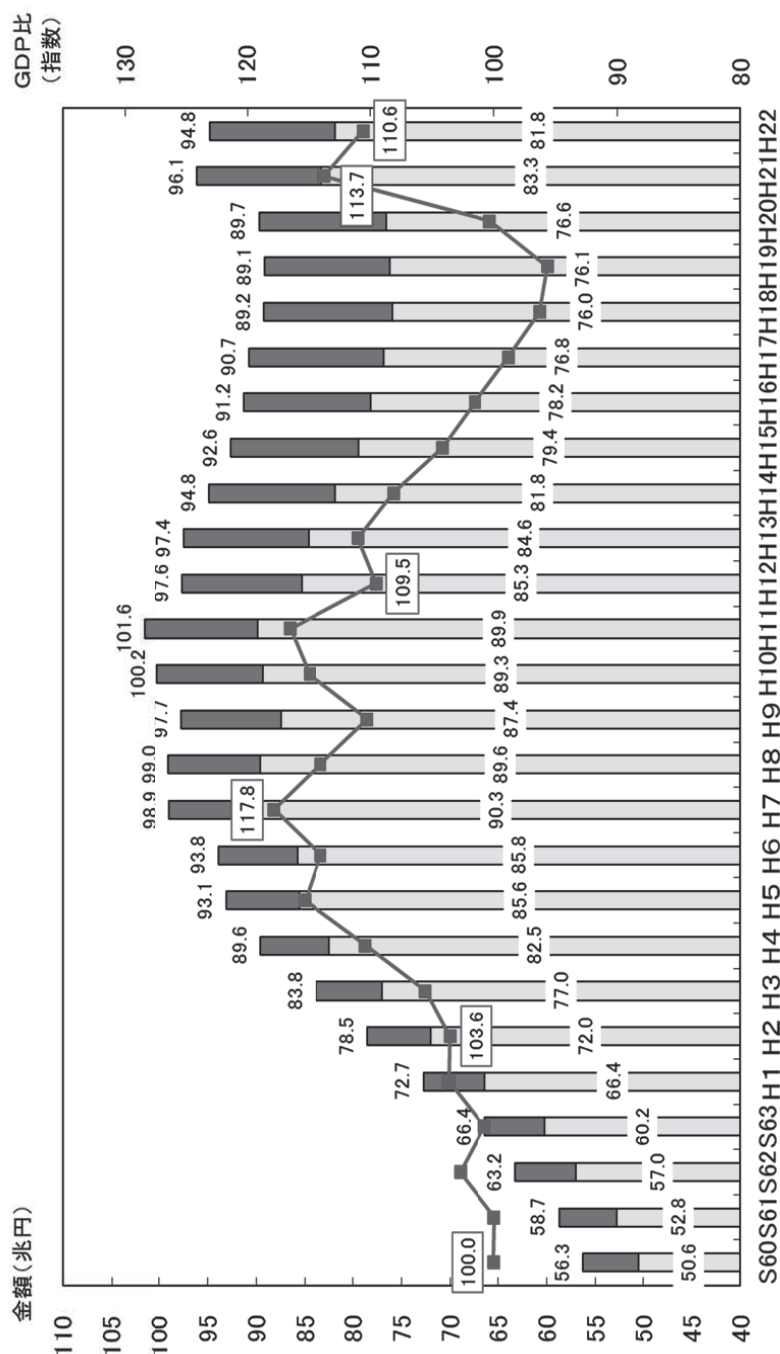
2 特別職は地方公務員給与実態調査に基づく定数である。

3 議会議員は各年12月31日現在の状況であり、欠員を除く実数である(総務省選挙部調査より)。

地方歳出の推移(決算ベース)

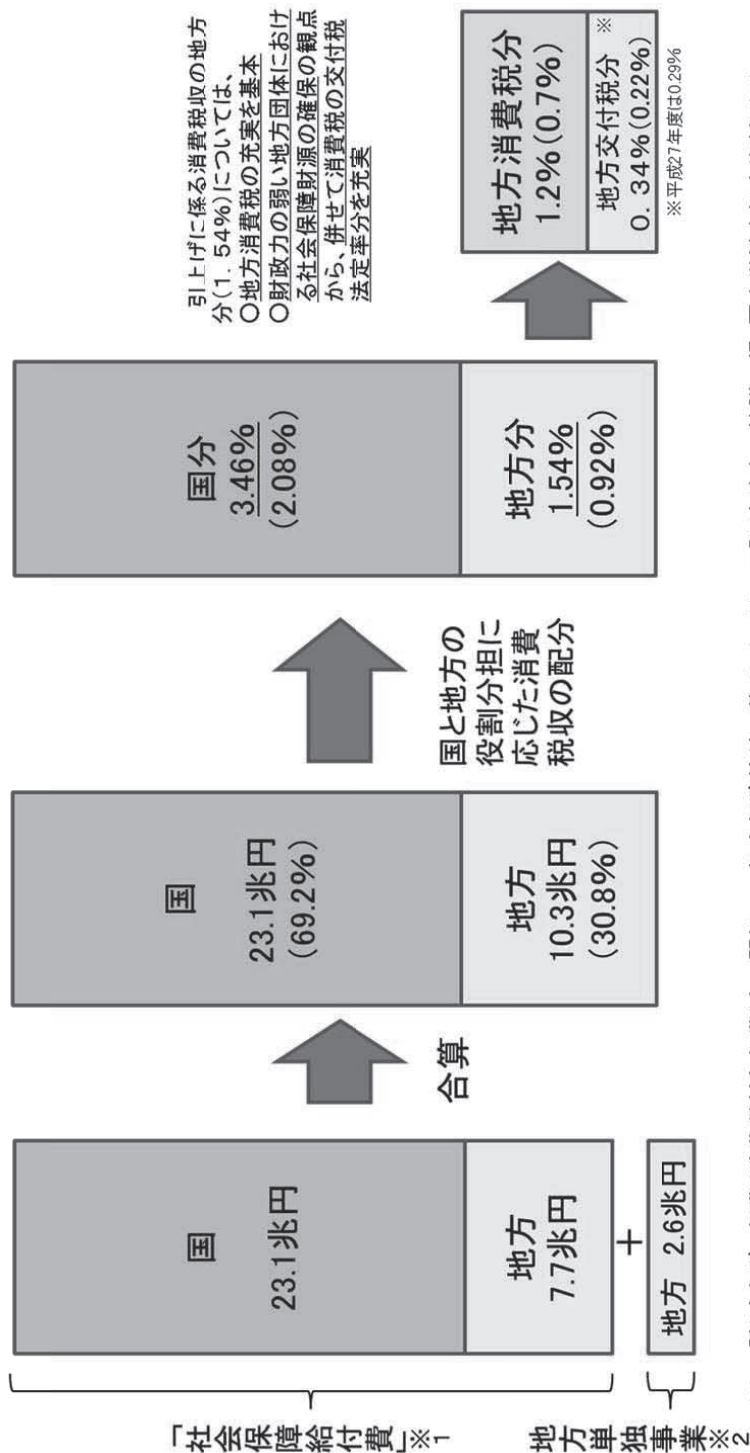
(資料⑯)

地方公共団体の決算ベースの歳出は、国の社会保障制度に基づくもの、公債費が増加している一方で、それ以外の歳出は減り続けている。



社会保障四経費に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担

消費税(国・地方)5%引上げ時の配分
(カッコ内は、3%引上げ時の配分)



※1 「社会保障4経費(消費税対象経費)との関係での社会保障給付の整理」(12月26日「国と地方の協議の場」厚生労働省提言(案)より)

※2 「地方単独事業の総合的な整理」(12月29日「国と地方の協議の場」内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省提呈資料)を踏まえた整理

国民の視点から見た社会保障サービス

(資料②)

○ 国民の視点から見ると、年金を除く社会保障サービスは、地方公共団体から、補助事業と地方単独事業の区別なく提供されている。

社会保障サービスにおける補助事業と地方単独事業の例

項目	補助事業	地方単独事業
予防接種	予防接種による健康被害(国1/2)	予防接種自体(インフルエンザ等)【1,110億円】
がん検診	子宮頸がん、乳がん(国1/2)	胃がん、肺がん、大腸がん等【970億円】
保健所経費	肝炎検査、HIV検査等特定業務(国1/2)	一般的保健所経費【2,630億円】
母子・乳幼児	母子手帳・乳幼児家庭全戸訪問、妊婦健診(9回分)(国1/2)	妊婦健診(5回分)・乳幼児健診【850億円】
児童福祉	子ども手当(国定率負担)、児童扶養手当(国1/3)	児童相談所【350億円】、乳幼児医療費※【2,400億円】
保育所経費	私立認可保育所(1/2)	公立認可保育所、認可外保育所、保育料軽減【9,700億円】
老人福祉施設	特養、老人保健施設の入居費用(介護保険施設)(保険料50%、国20%)	養護老人ホーム、軽費老人ホーム等【800億円】
障害者医療	自立支援医療費(特定の医療費を自己負担1割水準まで軽減)(国1/2)	その他障害者医療費※【2,150億円】
生活保護	生活保護扶助(国3/4)	福祉事務所(ケースワーカー等)【750億円】
国民健康保険	国・地方の定率負担(保険料50%と国43%)	保険料軽減【3,670億円】

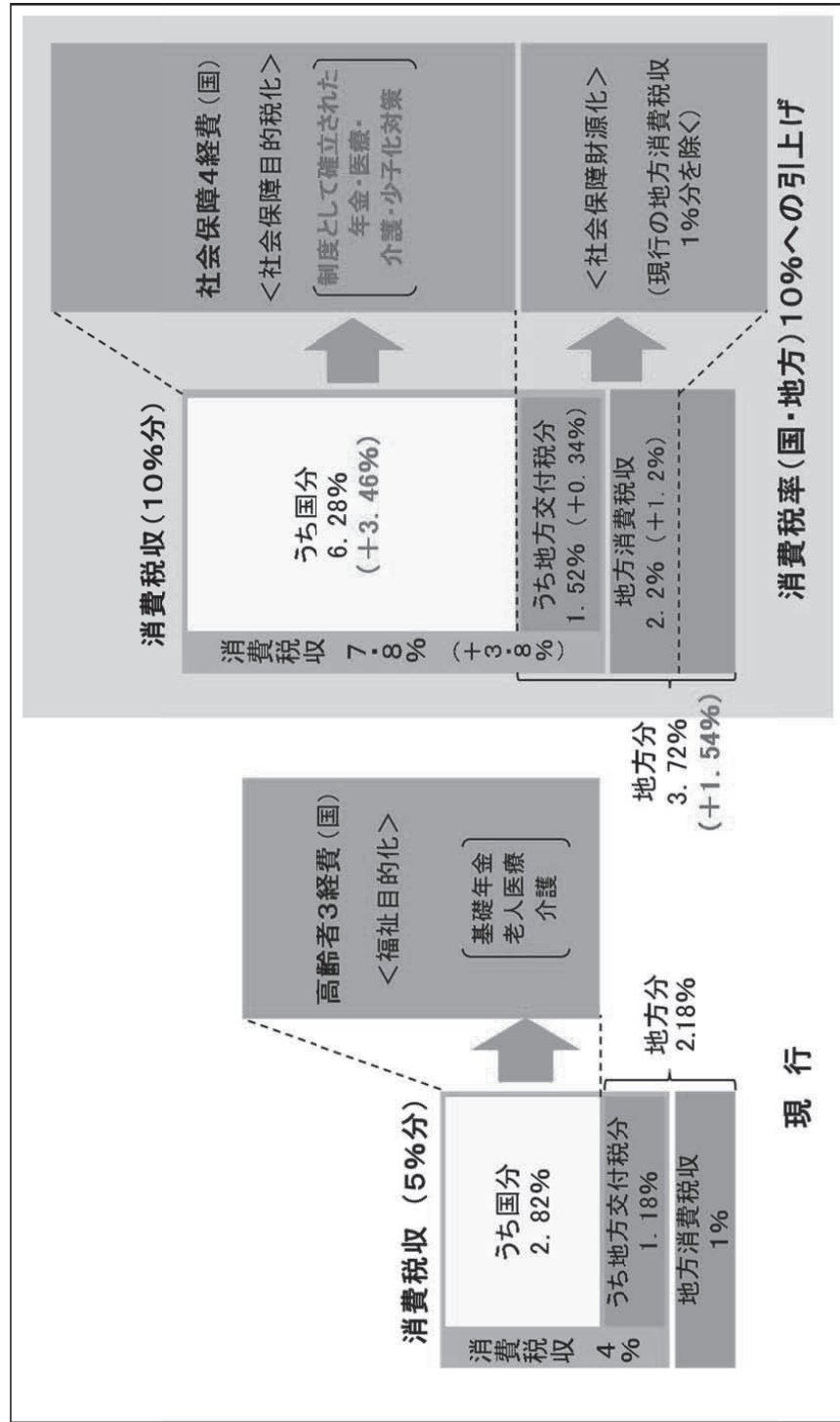
注：地方単独事業の金額は、総務省調査による平成20年度決算値

下線部の地方単独事業は、過去、全部又は一部が「国庫補助事業だったが、一般財源化され、地方単独事業に移行したもの」

※：地方単独事業として乳幼児や障害者を対象に医療費助成を行った場合、医療費が増えるという理由で市町村国保に対する国庫負担金が減額される(平成20年度実績 350億円(うち乳幼児分69億円))

消費税収の国・地方の配分と使途

(資料②)

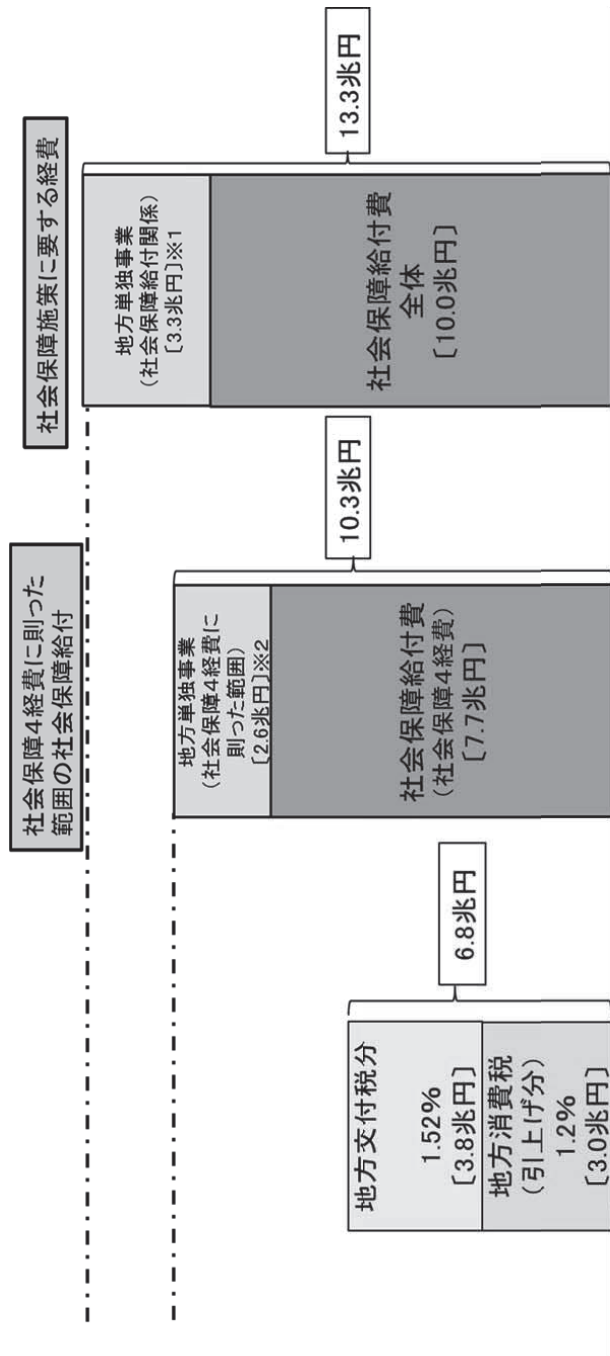


(注1) 消費税率(国・地方)8%への引上げ時に、消費税収6.3% (うち国分4.9% (42.08%)、地方交付税1.4% (40.22%)、地方消費税収0.7% (40.7%)となる(地方財源3.1%)。
(注2) 地方交付税率(現行29.5%)は、平成26年度22.3%、平成27年度20.8%、平成28年度以降19.5%となる。

引上げ分の消費税収(地方分)と社会保障関係費

国と地方の協議の場における川端達夫総務大臣発言要旨(平成24年4月16日)

国においては、引上げ分の地方消費税収(1.2%分)と交付税法定率分(1.52%分)の総額を、社会保障施策に要する経費及び社会保障四経費に則った範囲の社会保障給付の総額と比較して、社会保障財源となっていることを明確にすることを予定しております。



〔歳入〕

金額は、22年度決算ベース
(消費税収1%:2.51兆円)

〔歳出〕

※1 社会保障分野における地方単独事業(5.5兆円)に0.8(給付相当)及び0.75(制度確立相当)を乗じた額
※2 社会保障4分野における地方単独事業(4.3兆円)に0.8(給付相当)及び0.75(制度確立相当)を乗じた額

「税制関連二法律案」の国会提出に伴う今後の対応について (平成24年3月30日閣議決定)

(資料②)

以下の各事項については、法案提出後、与党と連携しつつ速やかに検討し、以下の方向により対応していく。

主な項目	
事項	今後の対応の方向
総合合算制度や給付付き税額控除等の再分配に関する総合的な施策	○ 所得の少ない家計ほど、食料品向けを含めた消費支出の割合が高いために、消費税負担率も高くなるという、消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)の所得に対する逆進性も踏まえ、総合合算制度や給付付き税額控除等の再分配に関する総合的な施策について、平成27年度以降の番号制度の本格稼働・定着後速やかに実施できるよう、関係5大臣において、簡素な給付措置との関係も念頭に置きつつ、今後具体的に検討を進める。
上記施策の実現までの間の暫定的、臨時的措置として行う簡素な給付措置	○ 消費税の所得に対する逆進性も踏まえ、低所得者対策のための暫定的、臨時的な措置として行う「簡素な給付措置」については、法案の審議入り前に、関係5大臣において具体的な検討を進める。その上で、与野党の協議も踏まえて具体案を決定し、消費税率(国・地方)の8%への引上げ時から給付付き税額控除等の導入までの間、毎年実施する。
住宅取得に係る措置	○ 住宅の取得については、取引価額が高額であることから、消費税率(国・地方)の引上げの前後における駆け込み需要とその反動等による影響が大いことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化及び緩和する観点から、関係各省において、関係団体からの意見も踏まえ、税制改正要望等の検討作業を進めた上で、大綱で示された方針に沿って、平成25年度からの税制改正等の過程で検討を行い、消費税率(国・地方)の8%への引上げ時及び10%への引上げ時にそれぞれ所要の措置を実施する。
転嫁対策・価格表示	○ 内閣に早急に本部を設置し、消費税率(国・地方)の8%への引上げ時に先立って、必要な場合には法的対応も含め、速やかに総合的な対策を講ずる。(以下略)
自動車取得税及び自動車重量税	○ 自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成24年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行う。
歳入庁	○ 政府では、副総理の下に設置された官房副長官・政務官等からなる作業チームにおいて、歳入庁の創設による税と社会保険料を徴収する体制の構築について本格的な作業に着手しており、4月頃までにまずは中間報告を行う。
課税の適正化	○ 課税の適正化を進める観点から、番号制度の着実な導入など取引等に係る納税環境の整備を進めるとともに、現行の外形標準課税も含め、課税のあり方について検討する。
地方法人特別税	○ 地方法人特別税及び地方法人特別課税については、地方消費税の引上げ時期を目的に、抜本的に見直すとともに、地方法人課税のあり方を見直すことにより地域間の税源偏在の是正の方策を講ずることとしており、今後、地方団体の意見等も踏まえつつ、国・地方の税制全体を通じて幅広く検討を進める。

財政運営戦略(平成22年6月22日閣議決定)

1. 財政健全化目標

(1)収支(フロー)目標

残高目標を達成するために、以下のとおり、収支の改善を図ることとする。

- ① **国・地方の基礎的財政収支(プライマリー・バランス)について**、遅くとも2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、遅くとも2020年度までに黒字化することを目標とする。
- ③ 2021年度以降も下記(2)の残高目標にかかる達成状況を踏まえつつ、財政健全化努力を継続する。

(2)残高(ストック)目標

2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる。

2. 財政運営の基本ルール

各年度の予算編成及び税制改正は、以下の基本ルールを踏まえて行うものとする。

(1)財源確保ルール(「ペイアズユージー原則」)

歳出増又は歳入減を伴う施策の新たな導入・拡充を行う際は、原則として、恒久的な歳出削減又は恒久的な歳入確保措置により、それに見合う安定的な財源を確保するものとする。

(5)地方財政の安定的な運営

地方公共団体に対し、上記の国の財政運営の基本ルールに準じつつ財政の健全な運営に努めるよう要請するとともに、**国は、地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮し、その自律性を損ない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない。**

地方税の税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針

(資料⑤)

平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)

1. 見直しの対象

- (1) 地方税における税負担軽減措置等の見直しは、地方税法に規定された措置や特例等のうち、特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置(以下「政策税制措置」という。)に該当するものを対象とする。
- (2) 政策税制措置に該当するもの(現時点で286項目)の全てについて、今後4年間で抜本的に見直す。各年の見直しの対象は、その年度末までに期限が到来する措置に、期限の定めのない措置等を随時加えたものとする。これを基本とする。

2. 見直しの方針

- (1) 地方税における税負担軽減措置等の見直しについては、公平・透明・納得の税制の構築と財源確保の要請を踏まえつつ、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」に準じて行うこととする。
- (2) 固定資産税、不動産取得税、自動車関係税等については、(1)による見直しに加え、以下のいずれかの要件に該当する措置について特に厳格な見直しを行う。
 - ① 実施期間が長期にわたる措置(10年超)
 - ② 適用件数が少ない措置(100件未満)
 - ③ 適用金額が小さい措置(1億円未満)
- (3) 特別の必要により延長を認める場合でも、経過年数に応じて段階的・自動的に特例措置を縮減する仕組み(新サンセット方式)の導入を検討する。

税制改正に関する地方六団体の要望等(総論)

平成25年度国の施策並びに予算に関する提案・要望 (全国知事会平成24年7月20日)

- 今後策定される地域主権推進大綱(仮称)においても、「地方税財源の充実確保」を重要な1つの柱と位置付け、国と地方の税財源配分を国と地方の役割分担に見合った形で見直すとともに、地方消費税の充実や地方法人課税のあり方を見直すことにより**税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築**することを明記し、さらなる地方分権改革を進めるべきである。
- 国と地方公共団体との役割分担に関する事項、地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項等については、法定化された「国と地方の協議の場」における協議項目とされている。平成25年度地方財政対策や**税制改正等**についても、「**国と地方の協議の場**」の議題とし、**地方の意見を適切に反映すべき**である。

真の分権型社会の実現による都市自治の確立等に関する提言 (全国市長会平成24年6月6日)

1. 真の分権型社会の確立に向けた地方税体系の構築
 - (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5:5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
 - (2) 都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税率の引上げなどにより、**税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築**すること。
 - (3) 地方に影響を及ぼす税制改正の検討に当たっては、「**国と地方の協議の場**」等を通じ、**地方の意見を十分反映**すること。

税負担軽減措置等に関する地方六団体の要望等

平成25年度国の施策並びに予算に関する提案・要望(全国知事会平成24年7月20日)

税負担軽減措置等は、国が地方の課税権を制約するものであり、対象の絞り込み等の見直しを行うべきである。その上で、平成24年度税制改正において導入された「地域決定型地方税制特例措置」については、地方の自主性を尊重する観点から、地域の実情に応じて適用の拡大を図る方向で検討することが適当である。

真の分権型社会の実現による都市自治の確立等に関する提言 (全国市長会平成24年6月6日)

6. 租税特別措置、非課税等特別措置の整理合理化

地方税における税負担軽減措置等については、税負担の公平確保の見地からより一層の整理合理化を図ること。特に、固定資産税の非課税、課税標準の特例措置については、抜本的是正措置を講じること。また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

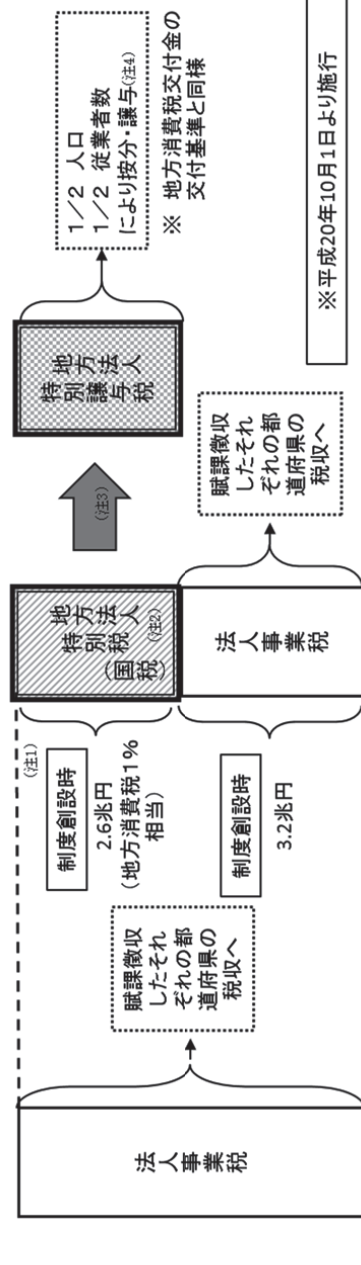
平成25年度政府予算編成及び施策に関する意見(全国町村会平成24年7月5日)

地方税における税負担軽減措置等については、「基本方針」に沿って厳格な見直しを行うこと。

地方法人特別税・譲与税について

地方法人特別税・譲与税(H20年度創設)は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」＜暫定措置法1条＞。

→ **一体改革と併せて抜本的に見直し。**
併せて、地方法人課税のあり方を見直し、税源偏在を是正。＜H24.2.17―体改革大綱＞



- (注)
- 1 制度創設(平成20年度改正)時の、平成20年度当初の税収見込みをもととした地方法人特別税・譲与税の規模(平年度化後)。
 - 2 地方法人特別税(国税)は、都道府県が、法人事業税と併せて賦課徴収。
 - 3 地方法人特別税の課税標準は、法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分)。
 - 4 都道府県が賦課徴収した地方法人特別税の税収は、その全額を、地方法人特別譲与税として、都道府県に譲与。

税源の偏在是正の観点から、
制度創設時において、地方消費税1%分に相当する法人事業税を、地方消費税交付金の交付基準と同じ基準で譲与することとしたもの

	制度創設時の想定	H22実績	H23実績	H24地財
地方消費税1%相当額	26,000	26,419	(25,503)	26,466
地方法人特別税・譲与税の規模	26,000	14,159	15,427	16,564
減収となる団体の影響額	▲3,986	▲1,913	▲1,950	▲1,665
東京都	▲3,197	▲1,572	▲1,510	▲1,115
愛知県	▲414	▲105	▲121	▲212
大阪府	▲265	▲140	▲166	▲220

※(地方消費税1%相当額のH23実績については、見込額)

「地方法人課税のあり方等に関する検討会」について

1. 趣 旨

地方法人特別税等に関する暫定措置法第1条、平成21年税制改正法附則第104条、税制抜本改革法及び税制抜本改革法案提出に伴う閣議決定（平成24年3月30日）を踏まえ、地方財政審議会に「地方法人課税のあり方等に関する検討会」を設置し、地方法人特別税の抜本的見直しに向けて検討を行うとともに、地域間の税源偏在の是正に向け地方法人課税のあり方等について幅広い検討を進める。

※平成24年3月30日閣議決定（抜粋）

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税については、地方消費税率の引上げ時期を用途に、抜本的に見直すとともに、地方法人課税のあり方を見直すことにより地域間の税源偏在の是正の方策を講ずることとしており、今後、地方団体の意見等も踏まえつつ、国・地方の税制全体を通じて幅広く検討を進める。

2. 委 員

地方財政審議会委員に加え、新たに、関連する分野の学識経験者や地方公共団体関係者を地方財政審議会令第2条に基づく「特別委員」（総務大臣任命）とし、検討会を構成する。

（地方財政審議会委員）

神野 直彦（会長）
木内 征司
佐藤 信
中村 玲子
松本 克夫

（特別委員）

小西 砂千夫 関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授
関口 智 立教大学経済学部准教授
辻 琢也 一橋大学大学院法学研究科教授
中里 透 上智大学経済学部准教授
沼尾 波子 日本大学経済学部教授
林 正義 東京大学大学院経済学研究科准教授
吉村 政穂 一橋大学大学院国際企業戦略研究科准教授
石井 隆一 富山県知事（全国知事会地方税財政常任委員会委員長）
吉田 友好 大阪狭山市長（全国市長会都市税制調査委員会委員長）
汐見 明男 京都府井手町長（全国町村会財政委員会委員長）

車体課税について

(資料③－１)

(民・自・公)税関係協議結果(平成24年6月15日)

- 第7条(消費税率引上げに当たっての検討課題等)について
- ・ 自動車取得税及び自動車重量税については、第7条第1号ワ(成立法では第7条第1号カ)の規定に沿って抜本的見直しを行うこととし、消費税率(国・地方)の8%への引上げ時までに結論を得る。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年8月22日公布)第7条第1項

カ 自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化(環境への負荷の低減に資するための施策をいう。)の観点から、見直しを行う。

平成24年3月30日閣議決定

- 自動車取得税及び自動車重量税
- 自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成24年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行う。

平成24年度税制改正大綱(平成23年12月10日閣議決定 平成24年12月24日一部改正)

7. 検討事項

〔国税・地方税共通〕

- (4) 自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成24年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行います。

車体課税について②

平成24年度税制改正における重点要望等について(平成23年11月28日 民主党税制調査会)

2. 重点要望事項

○車体課税

自動車取得税・自動車重量税については廃止、抜本的な見直しを強く求める。

超円高・国際的な金融危機の下、産業空洞化を防ぎ、雇用を守る点で成長戦略にも資することを勘案すれば、早急に実施すべきである。

車体課税については、①道路特定財源がすでに廃止されている②地方ほど保有台数が多く家計の負担が大きい③地球温暖化など環境対策の必要性が高まっている④自動車取得税については消費税と二重の課税になっていることなどから、23年度税制改正大綱においても、簡素化、負担の軽減、グリーン化が求められている。

なお、見直しの際には地方財政へのしつかりとした配慮を行うとともに、これまで手当てされてきた環境関連施策にも留意すべきである。

平成24年度税制改正重点要望等(平成23年11月28日 国民新党・新党日本)

景気調整機能と税外収入・増税の関係

(17) 車体課税(自動車重量税・自動車取得税・自動車税)

固定資産税と同様、車体課税も地方にとっては貴重な財源である。これまで車体課税の一般財源化に反対してきた我々の立場からみれば、車体課税を廃止するならそれに見合う代替財源をまず地方に提示しなければならない。

また、エコカー減税導入時には4割強であったエコカー減税対象車が、現在では約8割となっており、しかも、新車販売台数はエコカー減税後も減少傾向であるため、例えば、衝突被害軽減ブレーキの普及による安全対策などエコカー減税等の対象車種を絞り込めば、かえって駆け込み需要が生まれるのではないかと思われる。

車体課税に関する地方六団体の要望等

平成25年度国の施策並びに予算に関する提案・要望(全国知事会平成24年7月20日)

自動車取得税は、自動車による交通事故や騒音、CO₂の排出などの社会的費用に関し地方公共団体が供給する行政サービスに対して、受益に著目した税負担を求めるものであり、偏在性が少なく、また、税額の約7割を自動車取得税交付金として交付される市町村にとっても貴重な税源であることから堅持すべきであり、具体的な代替財源を示すことなく見直すことは断じてあってはならない。

CO₂排出削減に資するとともに、地方税源を確保する観点から、現行の自動車重量税と自動車税を一本化し、「環境損傷負担金的性格」と「財産税的性格」を有する新しい地方税「環境自動車税」を創設すべきである。なお、環境自動車税の創設にあたっては、徴収コスト削減の観点から、「車検時徴収制度」の導入を検討すべきである。

平成25年度都市税制改正に関する意見(全国市長会平成24年8月24日)

自動車重量税及び自動車取得税については、都市自治体の極めて厳しい財政状況を踏まえ、代替財源を示さない限り、都市自治体への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。

なお、今後、車体課税の見直しをする場合においても、各都市自治体の財政運営に支障が生じないよう、必要総額が確保できるような制度設計とすること。

平成25年度政府予算編成及び施策に関する意見(全国町村会平成24年7月5日)

自動車取得税及び自動車重量税の抜本的な見直しを検討する場合には、両税が町村にとって極めて貴重な財源となっていることから、代替財源を確実に確保すること。

また、軽自動車の大型化・高性能化及び自動車税との負担の均衡を考慮し、軽自動車税の税率を引き上げること。

自動車重量税・自動車取得税と地方財政

○ 自動車重量税及び自動車取得税の収入のうち、約半分（5,000億円）は、地方の財源（特に市町村にとって貴重な安定財源）。

平成24年度
(予算・地財ベース)

(参考)
平成19年度決算
(エコカー減税導入前)

<自動車重量税与税>

自動車重量税 (国税)	7,032億円	↑ 407/1,000 (原則1/3)	(市町村分)	2,884億円	3,692億円
----------------	---------	---------------------------	--------	---------	---------

<自動車取得税交付金>

自動車取得税 (都道府県税)	2,068億円	↑ 95/100 × 7/10 + (指定市管理の 国県道分)	(市町村分)	1,491億円	2,960億円
			【(都道府県分)	577億円】	【1,287億円】

計 9,100億円



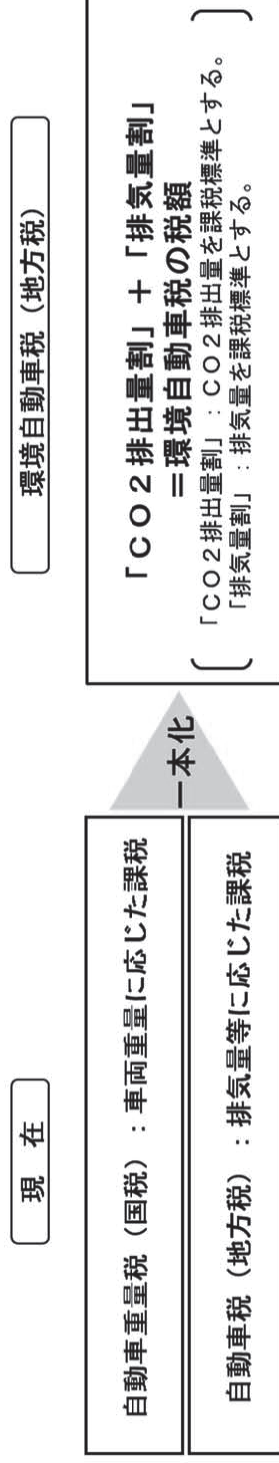
⑯決算 15,345億円

地方財源 4,952億円
(うち都道府県分 577億円)
(うち市町村分 4,375億円)

計 7,939億円
(1,287億円)
(6,652億円)

「環境自動車税(仮称)」に関する基本的な考え方について

※ 「自動車関係税制に関する研究会」(座長：神野直彦 東京大学名誉教授)の報告書(平成22年9月公表)等に基づき取りまとめ。
平成22年度第12回税制調査会(平成22年11月19日開催)において提案。



- 自動車重量税と自動車税を一本化(複雑な自動車関係を簡素化)。自動車税の税込と自動車重量税の税収を合わせた税収との中立を前提に制度設計。
- CO₂排出量と税額が連動する仕組み。最新の燃費測定モードによる燃費値を有する新車新規登録乗用車を対象。
- 軽自動車も、自重税と一本化。税負担を引き上げ、小型自動車との税負担格差を一定程度縮小(全体として税収中立)。

住宅取得に関する措置について

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年8月22日公布)第7条第1項

チ 住宅の取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率の引上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大いことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、住宅の取得に係る必要な措置について財源も含め総合的に検討する。

平成24年3月30日閣議決定

住宅の取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率(国・地方)の引上げの前後における駆け込み需要とその反動等による影響が大いことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化及び緩和する観点から、関係各省において、関係団体からの意見も踏まえ、税制改正要望等の検討作業を進めた上で、大綱で示された方針に沿って、平成25年度からの税制改正等の過程で検討を行い、消費税率(国・地方)の8%への引上げ時及び10%への引上げ時にそれぞれ所要の措置を実施する。

民主党税制調査会 住宅取得にかかる消費税の影響検討分科会

- ・座長 海江田万里議員、事務局 古本伸一郎議員
- ・平成24年4月18日 第1回会合(現行及び過去の諸施策について各省よりヒアリング)
- ・その後、業界団体よりヒアリング、具体策に向けた検討

(民・自・公)税関係協議結果(平成24年6月15日)

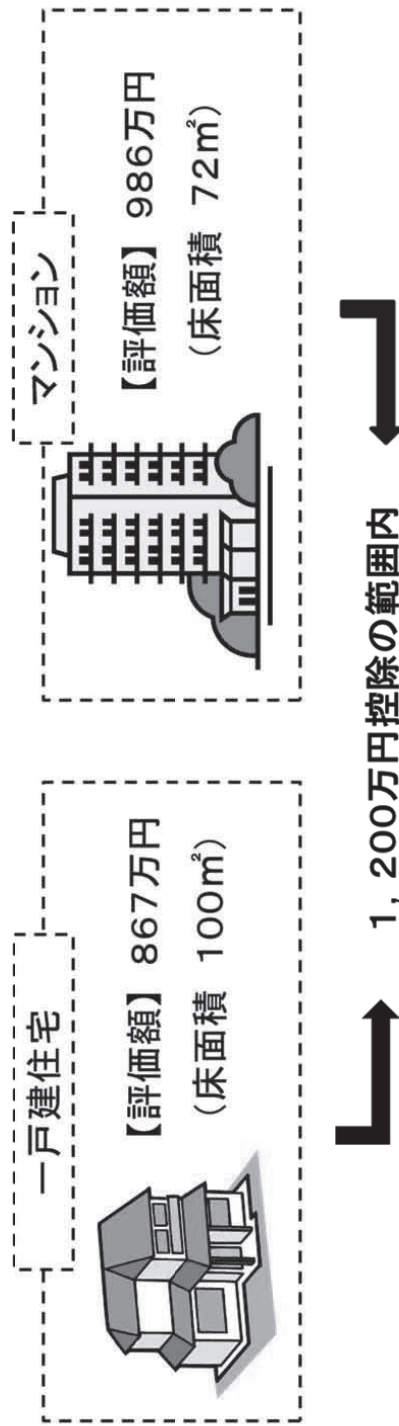
住宅の取得については、第7条第1号ト(成立法では第7条第1号チ)の規定に沿って、平成25年度以降の税制改正及び予算編成の過程で総合的に検討を行い、消費税率(国・地方)の8%への引上げ時及び10%への引上げ時にそれぞれ十分な対策を実施する。

不動産取得税の住宅特例

【減収額:△2,818億円程度、適用件数:80万件(ともに平成22年度実績)】

- ・住宅は、新築の場合、評価額から1,200万円(長期優良住宅については1,300万円)を控除
- ・住宅に係る税率については3%(本則4%)に軽減(平成27年3月31日まで)

【平成22年度内に東京都内で建設された一戸建住宅(木造)及び分譲マンション(非木造)の平均値】



実質非課税

※全国の特例適用対象住宅(床面積が50㎡(貸家用は40㎡)以上240㎡以下)のうち8割が実質非課税

固定資産税について

平成24年度税制改正大綱(平成23年12月10日閣議決定 平成24年12月24日一部改正)

第2章 平成24年度における主な取組み

2. 資産課税

(2) 固定資産税

固定資産税は、課税客体である固定資産がどの市町村にも広く存在しており、税源の偏りも小さく、地域主権改革の観点からも市町村税としてふさわしい基幹税目です。

市町村が住民に身近な行政サービスを提供する上で、今後とも税収の安定的な確保が不可欠です。このため、政策税制措置や負担調整措置等については、いわゆるバブル期から現在までの地価の動向等社会経済情勢の変化、適用実態や有効性等の検証結果を踏まえ、不公平を生じさせている措置、合理性等が低下した措置などの見直しを進めます。

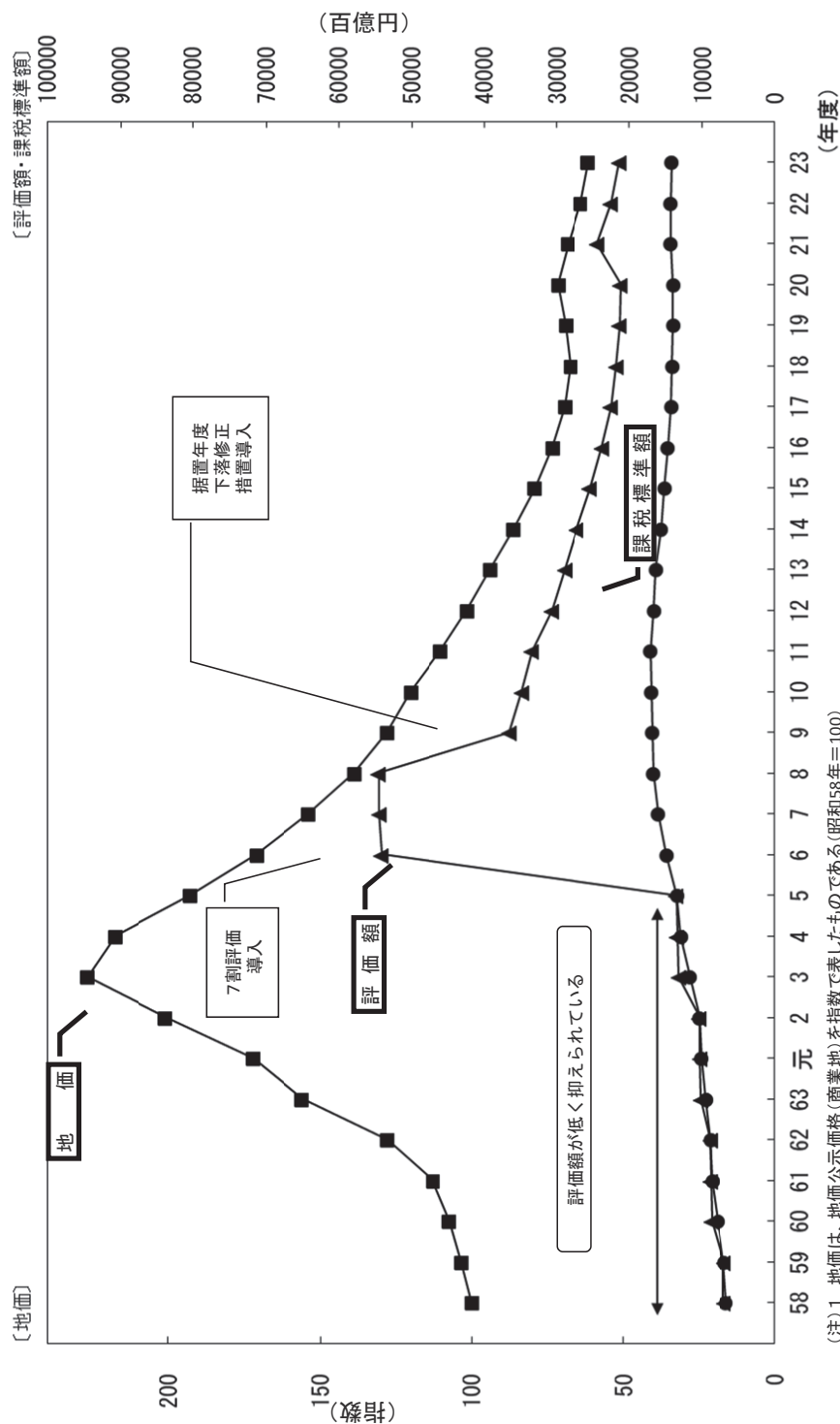
平成24年度税制改正においては、住宅用地の据置特例を廃止します。ただし、納税者の負担感に配慮する観点から、平成25年度までは、負担水準90%以上の住宅用地を対象に据置特例を存置します。

(参考)地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)の導入等

地方税法で定める特例措置を可能な限り廃止し、地方税制について国が定める範囲を縮小していくとともに、特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み(「地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)」を導入し、地方自治体の自主性・自立性を一層高めるとともに、税制を通じて、これまでに地方自治体が地域の実情に対応した政策を展開できるようにします。

商業地等における地価と評価額・課税標準額の推移(全国)

(資料⑦)



(注) 1 地価は、地価公示価格(商業地)を指数で表したものである(昭和58年=100)

2 評価額は、固定資産税評価額(商業地等)である。

3 課税標準額は、固定資産税課税標準額(商業地等)である。

固定資産税に関する地方六団体の要望等

(資料⑧)

平成25年度都市税制改正に関する意見(全国市長会平成24年8月24日)

- ① 固定資産税は、税源の偏在性が小さく、行政サービスの提供を支えるうえで重要な基幹税目であることから、その安定的確保を図る観点により、商業地等に係る固定資産税の負担水準のあり方について見直すこと。
- ② 償却資産は、資産課税としての性格を踏まえ、取得価額の5 %を評価額の最低限度とする等、現行制度を堅持すること。

固定資産税の非課税、課税標準の特例措置については、抜本的是正措置を講じること。

平成25年度政府予算編成及び施策に関する意見(全国町村会平成24年7月5日)

固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることや、バブル期以降の地価の動向等社会経済情勢の変化を踏まえ、土地評価方法や負担軽減措置等について、公平性、合理性等の観点から早急に見直すこと。特に、住宅用地特例については、特例割合を縮小するとともに、新築住宅に係る減額措置については、特例の対象を自己居住用に限定すること。

また、空き家の解消が地域の喫緊の課題となっていることから、住宅用地特例の対象を、家屋の所有者等が家屋の所在地に住所を有する場合に限定すること。



石油 煤炭 税(国税)

— 94 —

地球温暖化対策の財源に関する地方六団体の要望等

平成25年度国の施策並びに予算に関する提案・要望(全国知事会平成24年7月20日)

平成24年度税制改正大綱において、「地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進め」とされ、消費税法改正法案においても、「地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討」と明記されたところである。地球温暖化対策に地方公共団体が果たす役割を適切に反映させる制度として、地球温暖化対策のための税の使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方税源化するなど、地方の役割等に応じた税財源を確保する仕組みを創設すべきである。

平成25年度政府予算編成及び施策に関する意見(全国町村会平成24年7月5日)

地球温暖化対策を着実に推進するためには、二酸化炭素排出抑制対策だけでなく、森林吸収源対策などの諸施策を地域において主体的に進めることが不可欠である。よって、国は、森林の整備・保全等に果たしている町村の役割を十分勘案し、次により、地方税財源の確保をはかること。

- ① 町村が、森林吸収源対策など地球温暖化対策を総合的かつ主体的に実施できるようにするとともに、豊富な自然環境により生み出される再生可能エネルギーを活用できるよう、一定の地方税財源を確保・充実する仕組みを早急に構築すること。
- ② 「地球温暖化対策のための税」の使途については、二酸化炭素排出抑制対策に限定せず、森林の整備・保全等の二酸化炭素吸収源対策を同列に位置付け、所要の財源を措置すること。
- ③ 「地球温暖化対策のための税」の一定割合は、森林の整備・保全、国土の保全・自然災害防止を推進する町村の果たす役割を踏まえ、森林面積に応じ譲与すること。
- ④ 森林・林業・山村対策の抜本的強化の重要性をより明確にする観点から、二酸化炭素排出源を課税対象とする「全国森林環境税」を創設すること。

個人住民税における金融所得課税

【社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する法律(衆・一休改革特委での修正後)】

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第七条

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

イ 金融所得課税については、平成二十六年一月から所得税並びに個人の道府県税及び市町村民税(二において「個人住民税」という。)をあわせて百分の二十の税率が適用されることを踏まえ、その前提の下、平成二十四年度中に公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算の範囲の拡大を検討する。

【社会保障・税一体改革大綱】

(3) 金融所得課税

金融所得課税については、金融所得間の課税方式の均衡化と損益通算範囲の拡大を柱とする、金融所得課税の一体化に向けた取組を進める必要がある。

また、高額な譲渡所得等を得ている者に軽減税率が適用されることが問題であるとの指摘もある。こうした点を踏まえ、現行法令どおり、上場株式の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率を平成26年1月から20%の本則税率とする措置並びに、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(いわゆる「日本版ISA」)を平成26年1月から導入する措置については、経済金融情勢が急変しない限り、確実に実施する。また、円滑にその実施が行われるよう、関係府省は、証券会社・銀行等とともに、所要の準備を進める。

また、平成26年1月から20%の本則税率となることを踏まえ、その前提の下、平成25年度税制改正において、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討する。

社会保険診療報酬の実質的非課税措置等について

(資料②)

平成24年度税制改正大綱(平成23年12月10日閣議決定 平成24年12月24日一部改正)

第3章 平成24年度税制改正

7. 検討事項

[地方税]

(5) 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置については、国民皆保険の中で必要な医療を提供するという観点や税負担の公平を図る観点を考慮した上で、地域医療を確保するために必要な措置について引き続き検討します。

事業税における医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平を図る観点や、地域医療を確保するために必要な具体的な措置等についてのこれまでの議論を踏まえつつ、平成25年度税制改正において検討することとします。

社会保障・税に関わる番号制度

(資料⑤)

- マイナンバー法により、より公平な社会保障制度の基盤となる「社会保障・税番号制度」を導入する。
- これにより、国民の給付と負担の公平性、明確性を確保するとともに、国民の利便性の更なる向上を図ることが可能となるほか、行政の効率化・スリム化に資する効果が期待できる。

個人番号(マイナンバー)

- 市町村長は、法定受託事務として、住民票コードを変換して得られるマイナンバーを指定し、書面により本人に通知。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更可。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。
- マイナンバーの利用範囲を法律に規定。具体的には、①国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に係る事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者(代理人・受託者を含む。)が事務処理上必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。
- マイナンバー法に規定する場合を除き、他人にマイナンバーの提供を求めることは禁止。本人からマイナンバーの提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を行う必要。

個人情報保護

- マイナンバー法の規定によるものを除き、特定個人情報(マイナンバー付きの個人情報)の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止。
- 特定個人情報の提供は原則禁止。ただし、行政機関等は情報提供ネットワークシステムでの情報提供などマイナンバー法に規定するものに限り可能。
- 情報提供ネットワークシステムでの情報提供を行う際の連携キーとしてマイナンバーを用いないなど、個人情報の一元管理ができない仕組みを構築。
- 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み(マイ・ポータル)の提供、特定個人情報保護評価の実施、個人情報保護委員会等の設置、罰則の強化など、十分な個人情報保護策を講じる。

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知。法人番号は原則公表。民間での自由な利用も可。

個人番号カード

- 市町村長は、顔写真付きの個人番号カードを交付。

- 平成24年2月14日 「マイナンバー法案」及び関連法案を国会に提出
- 平成26年10月 個人に「個人番号」、法人等に「法人番号」を交付
- 平成27年1月以降 社会保障分野、税務分野のうち可能な範囲で「個人番号」の利用開始
- 平成28年7月目途 地方公共団体において情報提供ネットワークシステムの利用開始
- 平成30年目途 利用範囲の拡大を含めた「マイナンバー法」の見直しを引き続き検討

給与支払報告書・公的年金等支払報告書の 電子データによる提出義務の創設

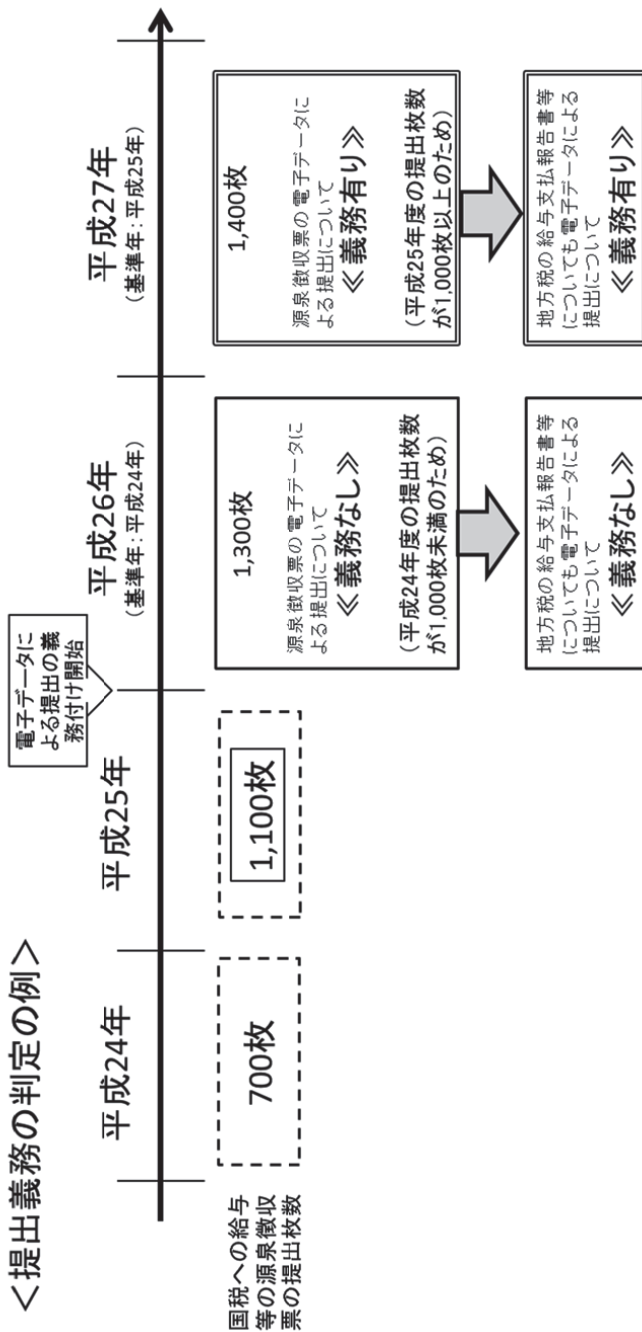
(資料④)

国税に提出する給与等に係る源泉徴収票についてe-Tax又は光ディスク等による提出が義務付けられる者(※)について、市町村に提出する給与支払報告書等の提出についても、eITAX又は光ディスク等により行わなければならないこととする。

平成26年1月1日以降に提出する給与支払報告書等について適用。

(※)基準年(前々年)に国税に提出する給与等及び公的年金等に係る源泉徴収票の提出枚数が1,000枚以上の者

＜提出義務の判定の例＞



國際課稅關係資料

財務省主税局参事官室

目 次

(国際課税資料1) 国際課税の基本的考え方	103
(国際課税資料2) 国内法に定める国際課税	104
(国際課税資料3) 我が国の課税権の範囲	105
(国際課税資料4) 個人納税者の区分と課税所得の範囲	106
(国際課税資料5) 法人納税者の区分と課税所得の範囲	107
(国際課税資料6) 外国税額控除制度の概要	108
(国際課税資料7) 平成21年度の税制改正に関する答申(抄)	109
(国際課税資料8) 外国子会社からの受取配当に関する二重課税調整措置の見直し (平成21年度改正)	110
(国際課税資料9) 外国子会社合算税制について	111
(国際課税資料10) 外国子会社合算税制の概要	112
(国際課税資料11) 外国子会社合算税制の見直し(平成22年度改正)	113
(国際課税資料12) 移転価格税制について	114
(国際課税資料13) 移転価格税制における独立企業間価格の算定方法の優先順位の 見直し(平成23年6月改正)	115
(国際課税資料14) 独立企業間価格の算定方法の整備(平成23年6月改正)	116
(国際課税資料15) 過少資本税制の仕組み	117
(国際課税資料16) 国際課税関係の主な平成24年度税制改正事項	118
(国際課税資料17) 関連者間の利子を利用した租税回避への対応	119
(国際課税資料18) 関連者間の利子を利用した租税回避への対応 －過大支払利子税制－	120
(国際課税資料19) 主要国における利子損金不算入制度の概要	121
(国際課税資料20) 税務行政執行共助条約の概要	122
(国際課税資料21) 徴収共助に係る国内法の整備	123
(国際課税資料22) 徴収共助・送達共助に係る国内法の整備	124
(国際課税資料23) 国外財産調書制度の創設	125
(国際課税資料24) 非居住者等が受ける振替社債等の利子等の非課税制度の拡充	126
(国際課税資料25) 恒久的施設(PE)の帰属所得に関する検討	127
(国際課税資料26) 外国法人の事業所得課税の考え方	128
(国際課税資料27-1) 国際課税に関する論点整理(抄)(非居住者及び外国法人 の課税ベース－帰属主義への見直し－のあり方)①	129
(国際課税資料27-2) 国際課税に関する論点整理(抄)(非居住者及び外国法人 の課税ベース－帰属主義への見直し－のあり方)②	130
(国際課税資料28) 対比表(総合主義・帰属主義)	131
(国際課税資料29) OECD租税委員会の組織と活動の概要	132
(国際課税資料30) 租税条約の概要	133
(国際課税資料31) 租税条約ネットワークの拡充	134

(国際課税資料32) 投資交流の促進	135
(国際課税資料33) 相互協議に係る仲裁制度 [イメージ図]	136
(国際課税資料34) 租税回避を巡る国際的な議論の動向	137
(国際課税資料35) G20 ロンドン・サミット首脳宣言 (抄) (2009年4月2日)	138
(国際課税資料36) 税に関する情報の交換	139
(国際課税資料37) 我が国の租税条約ネットワーク	140
(国際課税資料38) 租税条約交渉の現状	141
(国際課税資料39) OECDにおける無形資産取引に係る移転価格ガイドライン見直しの議論の動向	142
(国際課税資料40-1) 国際課税に関する論点整理 (抄)	
(国際的租税回避の防止に向けた今後の課題) ①	143
(国際課税資料40-2) 国際課税に関する論点整理 (抄)	
(国際的租税回避の防止に向けた今後の課題) ②	144
(国際課税資料41) 米国の外国口座コンプライアンス法	145
(国際課税資料42) 日米当局共同声明による米 FATCA への対応フレームワーク	146
(国際課税資料43) FATCA 実施の円滑化と国際的な税務コンプライアンスの向上のための政府間協力の枠組みに関する米国及び日本による共同声明 (仮訳)	147

国際課税の基本的考え方

- ・ 近時、経済取引のグローバル化や企業の海外進出形態の複雑化・多様化がますます進展し、これに伴い、税務執行も困難化。
- ・ 国際課税に関しては、こうした経済実態の変化を踏まえつつ、以下の政策的実現に向けた施策を不断に実施していく必要。

➤ 我が国の適切な課税権の確保

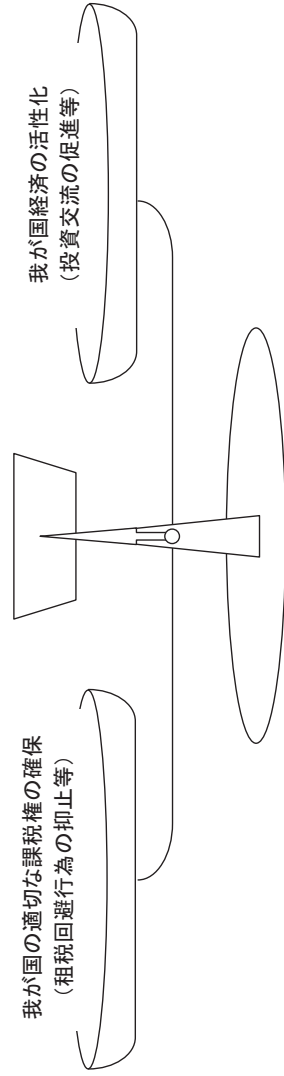
- 租税条約等による外国当局との間の情報交換ネットワークの構築
- 国際的租税回避への対応(外国子会社合算税制、移転価格税制等)等

➤ 我が国経済の活性化

- 投資交流促進等

➤ 国際的な二重課税の調整

- 外国税額控除制度、外国当局との調整の場の設定等



国内法に定める国際課税

- (1) 我が国の課税権の範囲（外国法人・非居住者課税（明治32年～）等）
- (2) 外国税額控除制度（昭和28年～）
- (3) 外国子会社合算税制（昭和53年～）
- (4) 移転価格税制（昭和61年～）
- (5) 過少資本税制（平成4年～）
- (6) 過大支払利子税制（平成25年～）

《国内法改正にあたっての3つの視点》

- ① 経済活動の実態の変化への対応
- ② 税の公平性・中立性の確保／租税回避行為への対応
- ③ 確実な執行の確保・手続の整備

我が国の課税権の範囲

□ 我が国において課税の対象としているのは、居住者・内国法人の場合には全世界所得、非居住者・外国法人の場合には国内源泉所得。

我が国課税権の範囲



居住者・内国法人： 全世界所得課税 (①+②)
非居住者・外国法人： 国内源泉所得のみ課税 (③)

所得源泉地	
日本	外国
①国内源泉所得	②国外源泉所得
③国内源泉所得	④国外源泉所得

- 各国の課税権が競合すると、国際的な二重課税が発生することとなるが (上記②、③の領域)、その調整は原則として居住地国が行うこととされている。
 - ・ ②に係る課税について、我が国は、外国税額控除制度及び外国子会社配当益金不算入制度により調整している。
 - ・ ③に係る課税について、相手国は、概ね、外国税額控除制度又は国外所得免除制度で調整している。
 - ・ 通常、租税条約において、これらの二重課税の調整義務及びその具体的な方法が規定される。

個人納税者の区分と課税所得の範囲

納税者の区分		課税所得の範囲
居住者	○ 国内に住所を有する個人 ○ 現在まで引き続き1年以上居所を有する個人	○ 全ての所得（全世界所得）
	○ 日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内ににおいて国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人	○ 国内源泉所得 ○ 国外源泉所得（国内払い・国内送金分に限る）
非居住者	○ 居住者以外の個人	○ 国内源泉所得のみ

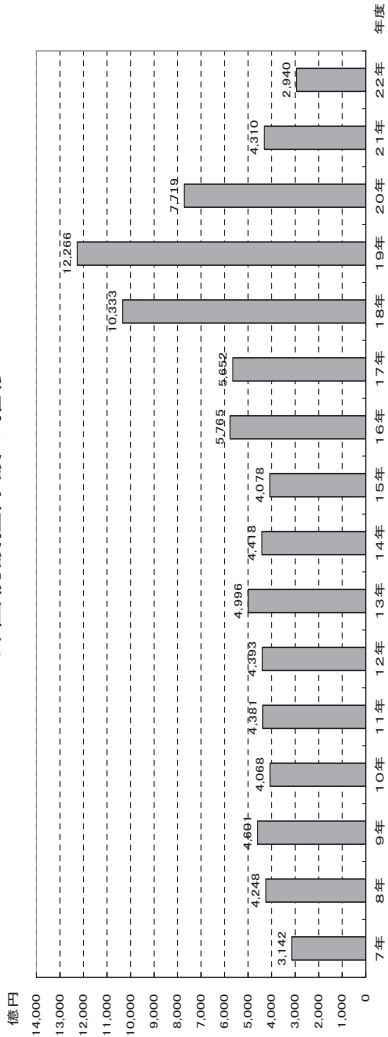
法人納税者の区分と課税所得の範囲

納税者の区分		課税所得の範囲
内 国 法 人	国内に本店又は主たる事務所を有する法人	全ての所得（全世界所得） ※ただし、外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける配当については、その95%相当額を益金不算入。
外 国 法 人	内国法人以外の法人	国内源泉所得のみ

外国税額控除制度の概要

- 居住者・内国法人は全世界所得に課税されるため、国外源泉所得に対して源泉地国で課税される部分は、二重課税が発生することになる。
- 外国税額控除制度は、国際的な二重課税を排除するため、外国で納付した外国税額を、国外所得に対し我が国で納付すべき法人税額の範囲内で、控除することを認める制度。
- 平成 21 年度税制改正において、それまでの間接外国税額控除制度（外国子会社等が納付した外国税額のうち内国法人が受ける配当に対応する部分を控除するもの）を廃止し、それに代えて、外国子会社からの配当について、親会社の益金不算入とする制度を導入。

外国税額控除額の推移



(出所) 国税庁「会社基本調査結果報告」

平成21年度の税制改正に関する答申（抄）

平成 20 年 11 月
税 制 調 査 会

二 平成 21 年度の税制改正

2. 国際課税

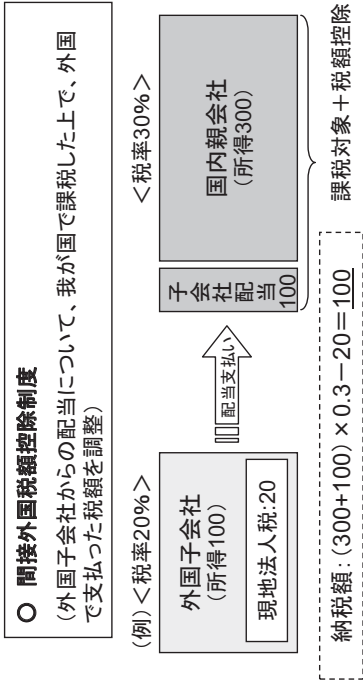
進展するグローバル化や事業形態の複雑化・多様化のもとで、クロスボーダーの経済活動に対する課税は、我が国の適切な課税権の確保と、経済活動に対する配慮や我が国経済の活性化とのバランスを保つ必要がある。我が国経済の活性化の観点から、我が国企業が海外市場で獲得する利益の国内還流に向けた環境整備が求められる中、企業が必要な時期に必要な金額だけ戻すことができることが重要である。外国税額控除制度については、こうした企業の配当政策の決定に対する中立性の観点に加え、適切な二重課税の排除を維持しつつ、制度を簡素化する観点も踏まえ、間接外国税額控除制度に代えて、外国子会社からの配当について親会社の益金不算入とする制度を導入することが適当である。本制度を導入することにより、国内に還流する利益が、設備投資、研究開発、雇用等幅広く多様な分野で我が国経済の活力向上のために用いられることが期待される。

また、租税回避的な行為を抑制する措置を講じていく観点から、企業活動の実態等を注視しつつ、外国子会社合算税制や移転価格税制等の見直しを不断に検討する必要がある。

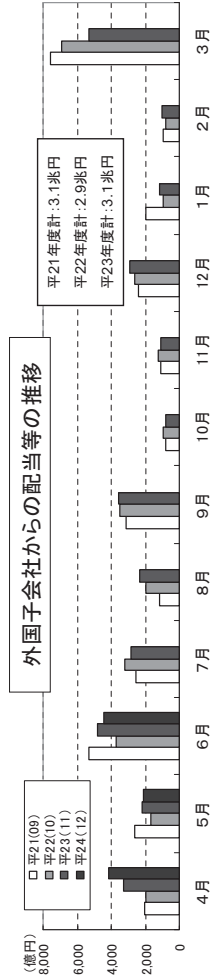
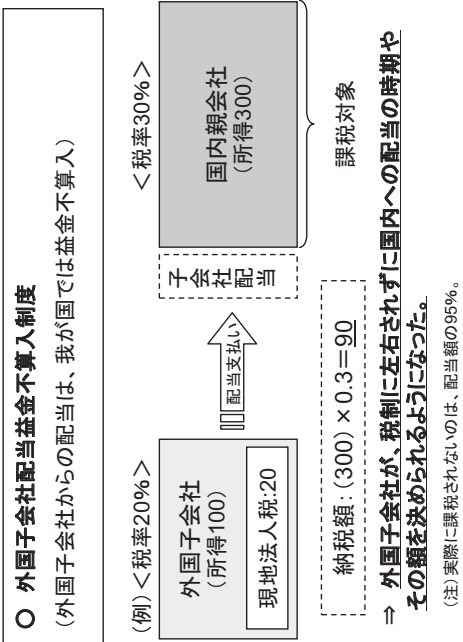
租税条約は、二重課税の調整、租税回避への対応、投資交流の促進といった国際課税の役割を国内法制と共に果たす重要な経済インフラであり、引き続きそのネットワークの拡充に努める必要がある。

外国子会社からの受取配当に関する二重課税調整措置の見直し(平成21年度改正)

《21年度改正前》



《21年度改正後》

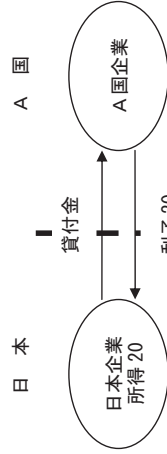


(注1)「日本銀行 国際収支統計」(配当金・配分済支店収益受取額)に基づいて作成。
(注2)配当金受取とは、出資の割合が原則として10%以上の外国法人からの配当金受取をいう。
(注3)配分済支店収益受取とは、本邦にある法人の海外支店からの利潤の受取をいう。

外国子会社合算課税について

- 我が国の内国法人等が、税負担の著しく低い外国子会社等を通じて国際取引を行うことによって、直接国際取引した場合より税負担を不当に軽減・回避し、結果として我が国での課税を免れる事態が生じ得る。
- このような租税回避行為に対処するため、一定の税負担の水準（20％）以下の国・地域にある子会社等の所得に相当する金額について、内国法人等の所得とみなし、それを合算して課税（会社単位での合算課税）。
- (注) 外国子会社等が、実体のある事業を行っている等、一定の条件（適用除外基準）を満たす場合には、会社単位での合算課税の対象とならない。
- また、一定の税負担の水準（20％）以下の外国子会社等が得る資産運用的な所得については、適用除外基準を満たす場合でも、内国法人等の所得とみなし、それを合算して課税（資産性所得の合算課税）。

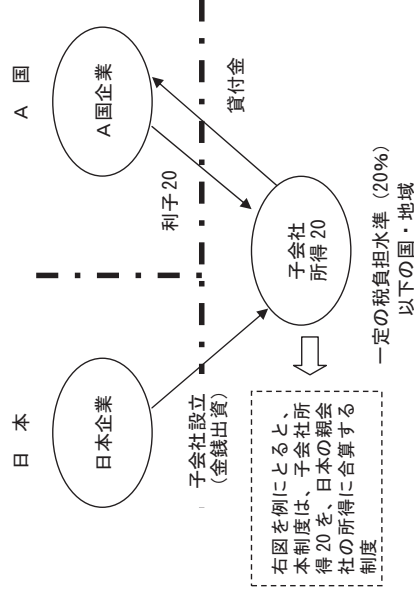
外国子会社等を利用しない場合

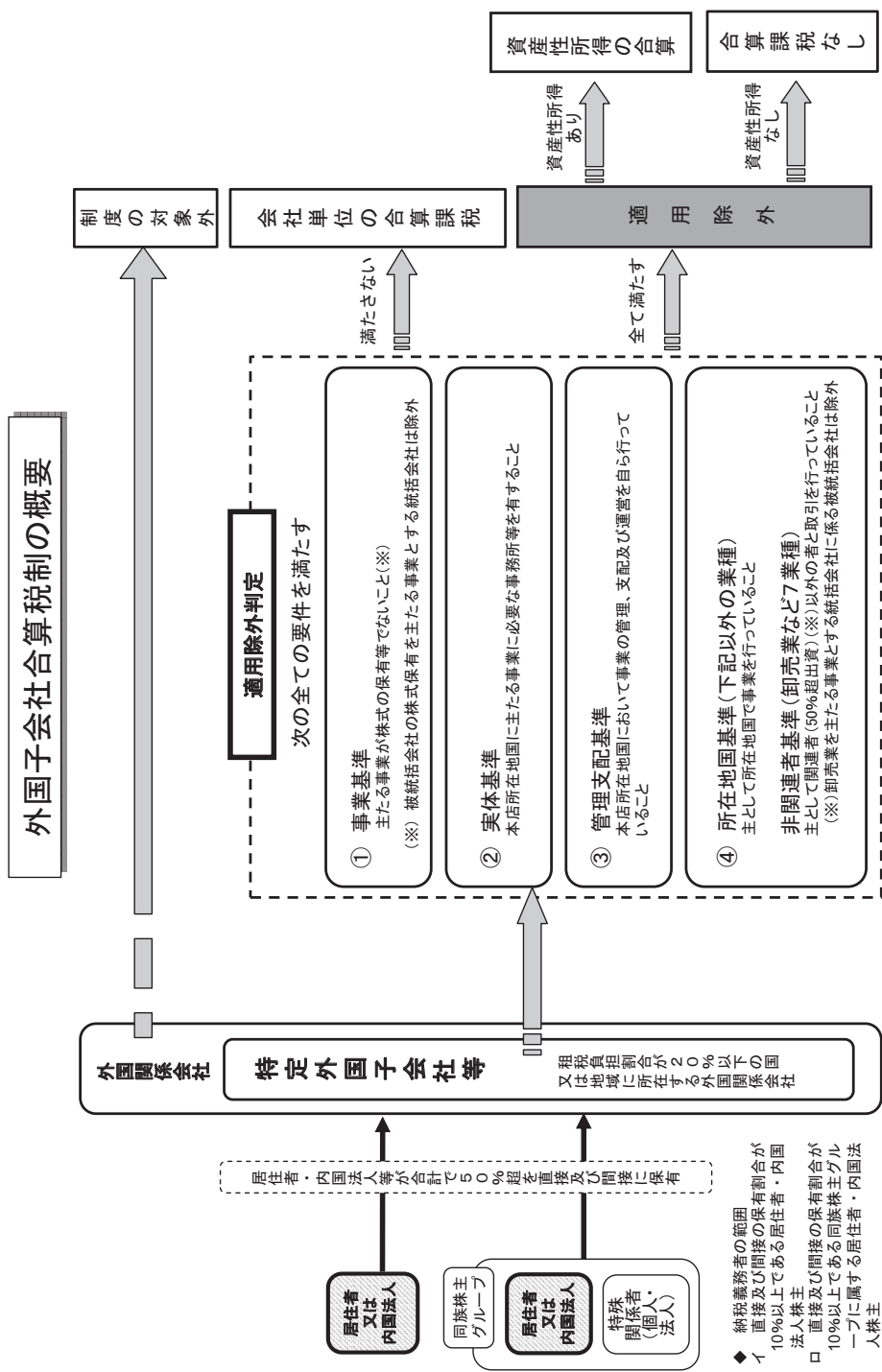


会社単位での合算課税の適用除外基準

- ①事業基準：主たる事業が株式の保有等でないこと
 - ②実体基準：一定の固定施設を有すること
 - ③管理支配基準：事業の管理等を自ら行っていること
 - ④所在地国基準：主として所在地国で事業を行っていること
- 又は非関連者基準：主として非関連者との間で事業を行っていること

税負担の著しく低い外国子会社等を利用した場合





外国子会社合算税制の見直し(平成22年度改正)

- 国外に進出する企業の事業形態の変化や諸外国における法人税等の負担水準の動向に対応し、我が国企業の国際競争力を維持する観点から、外国子会社合算税制について、いわゆる「トリガー税率」を「20%以下」に引き下げ等の見直しを行った。
- 同時に、租税回避行為を一層的確に防止する観点から、一定の資産性所得を新たに合算課税の対象とする等の見直しを行った。

1. トリガー税率の引き下げ

- トリガー税率(※)を、「25%以下」から「20%以下」に引き下げ

※ 外国子会社合算税制は、一定の税負担水準以下の国・地域にある一定の子会社等の所得に相当する額を、内国法人等の所得とみなし、それを合算して課税する制度であり、トリガー税率は、その一定の税負担水準を指す。

※ トリガー税率の引き下げにより対象から外れる国としては、法人税率(実効税率)で見た場合、中国、韓国、マレーシア、ベトナム等が挙げられる。(但し、税負担の判定は、各子会社の実際の税負担を基に行われる。)

2. 適用除外基準(※)の見直し

- 企業実体を伴っていると認められる統括会社(事業持株会社・物流統括会社)の所得(下記3.の資産性所得を除く。)について合算対象外となるよう措置

(注) 現行の人件費の10%相当額を控除する措置については、廃止

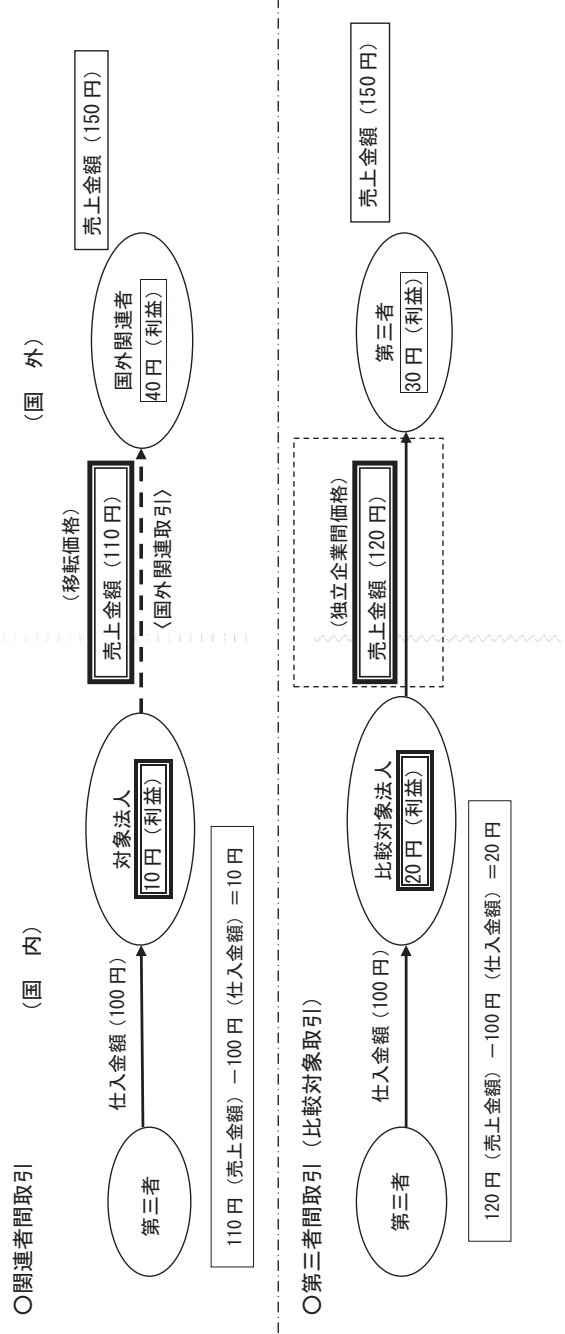
※ 企業としての実体等があるものと認められる基準(事業基準・実体基準・管理支配基準・所在地国基準又は非関連者基準)

3. 資産性所得に対する課税等

- 資産運用的な所得として外国子会社が受けるポートフォリオ株式・債券の運用による所得、使用料等について親会社の所得とみなし、それを合算して課税

移転価格税制について

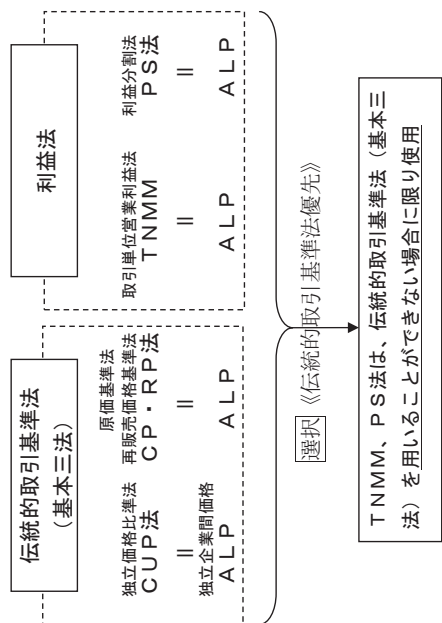
- 企業が海外の関連企業との取引価格（移転価格）を通常の価格と異なる金額に設定すれば、一方の利益を他方に移転することが可能となる。
- 移転価格税制は、このような所得の海外移転を防止するため、海外の関連企業との取引が、通常の取引価格（独立企業間価格）で行われたものとみなして所得を計算し、課税する制度。移転価格税制の適用により発生する二重課税については、租税条約において、関係国との間で「相互協議」を通じて調整する枠組みが設けられている。



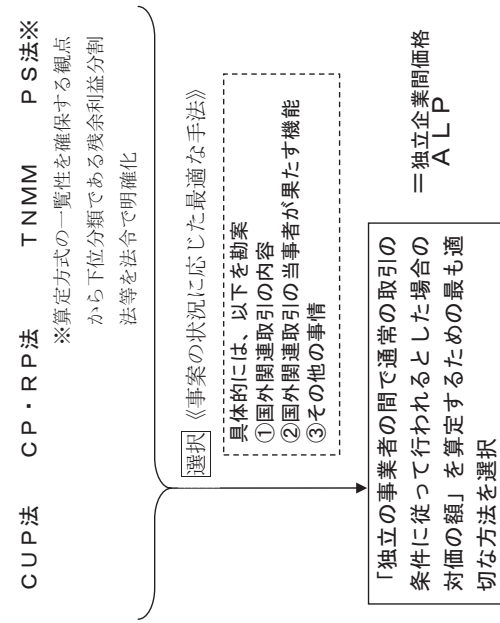
移転価格税制における独立企業間価格の算定方法の優先順位の見直し (平成 23 年 6 月改正)

- OECD 移転価格ガイドラインは、独立企業間価格 (ALP) の算定方法の優先順位 (伝統的取引基準法が優先適用され利益法はラストリゾートとして用いられる) を見直し、事案の状況に応じ独立企業原則の考え方に照らして最も適切な方法を見い出すことを常に目指す、との考え方を明示。
- こうした国際標準との整合性を確保する観点から、我が国の移転価格税制においても、算定方法の優先順位を廃止し、個々の事案の状況に応じて独立企業原則に一致した最も適切な方法を選択する仕組みに改正。

【改正前】



【改正後】



独立企業間価格の算定方法の整備 (平成 23 年 6 月改正)

- 個々の事案に応じて最も適切な方法を選択する「最適アプローチ」が導入されることから、利用可能な独立企業間価格の算定方法の選択肢を法令において一覽できることが望ましい
- 利益分割法の下位分類としてOECD移転価格ガイドラインで認められている「比較利益分割法」、「寄与度利益分割法」及び「残余利益分割法」について、法令上は利益分割法として一括りで規定
- これらの下位分類について、それぞれ法令において明確化

○ 基本 3 法

- 独立価格比準法
- 再販売価格基準法
- 原価基準法

○ その他の方法

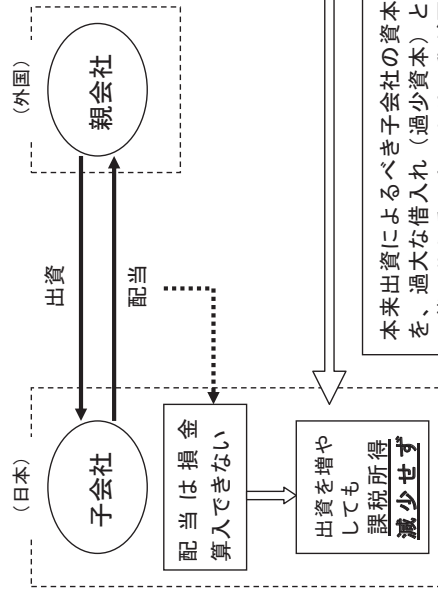
- 取引単位営業利益法
- 取引単位営業利益法に準ずる方法
- 利益分割法
 - ・ 比較利益分割法
 - ・ 寄与度利益分割法
 - ・ 残余利益分割法

過少資本税制の仕組み

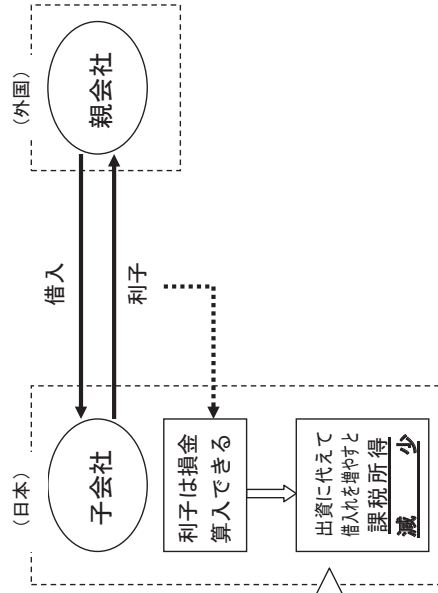
制度の概要

海外の関連企業との間において、出資に代えて借入れを多くすることによる税負担の軽減を防止するために、一定の割合を超える支払利子の損金算入を認めないこととする（出資に対する配当は損金算入されないが、借入れに対する支払利子は損金算入される）。

【出資により資金調達する場合】

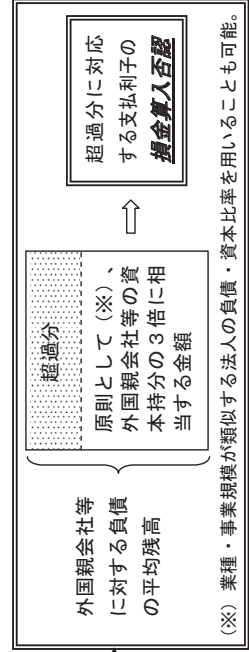


【出資に代えて借入れにより資金調達する場合】



本来出資によるべき子会社の資本部分を、過大な借入れ（過少資本）という形態に代えることにより、我が国での税負担を軽減することができる。

『過少資本税制による租税回避の防止』

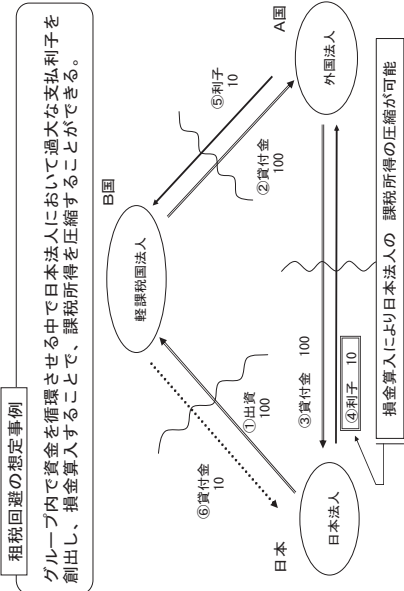


国際課税関係の主な平成 24 年度税制改正事項

- **関連者間の利子を利用した租税回避への対応―過大支払利子税制の導入―**
過大な利子の支払を通じた租税回避を防止するため、関連者への純支払利子等の額のうち所得水準の一定割合（50%）を超える部分の金額につき当期の損金の額に算入しないこととした。
- **徴収共助・送達共助に係る国内法の整備**
我が国が税務行政執行共助条約に署名したこと等に対応して、徴収共助等に関する国内法の規定（①外国租税債権の優先権の否定、②徴収共助等の要請に応じない事由等に関する規定）について見直しを行った。
- **国外財産調書制度の創設**
内国税の適正な課税及び徴収に資するため、一定額（5,000 万円）を超える国外財産を保有する個人に対し、その保有する国外財産に係る調書の提出を求める制度を創設した。
- **非居住者等が受ける振替社債等の利子等の非課税制度の拡充**
民間資金を活用した復興支援等の観点から、非居住者等が受ける振替社債等の利子等に係る非課税制度の対象に、被災地の地方公共団体との間に完全支配関係がある内国法人が発行する利益運動債（地方公共団体が債務保証をしないものに限る。いわゆる「レベニュー債」）の利子等を加えることとした。

関連者間の利子を利用した租税回避への対応

- 企業の所得の計算上、支払利子が損金に算入されることを利用して、関連者間の借入れを恣意的に設定し、関連者全体の費用収益には影響させずに、過大な支払利子を損金に計上することで、税負担を圧縮しようとする租税回避行為が可能。
- 近年、主要先進国では、租税条約において利子の源泉地国免税を進めるとともに、支払利子の損金算入制限措置を強化する傾向にある。我が国の場合、過大な支払利子を利用した所得移転を防止する措置が十分でなく、支払利子を利用した課税ベースの流出のリスクに対して脆弱。
- そこで、主要先進国におけるこのような傾向を踏まえ、企業の事業活動の実態に配慮しながら、所得金額に比して過大な利子を関連者間で支払うことを通じた租税回避を防止するための措置を導入する必要がある。



過大支払利子の判断基準とその対応策

過大支払利子の判断基準	対応する我が国の制度
①利率が過大	移転価格税制（注 1）
②資本に比して負債が過大	過少資本税制（注 2）
③所得金額（利払前）に比して支払利子額が過大	なし

※ 我が国の現行制度は、①及び②の基準に基づき制度を有しているが、③の基準に基づき制度を有しておらず、支払利子を利用した所得移転に対して脆弱

- (注 1) 移転価格税制とは、所得の海外移転を防止するため、海外の関連者との取引が、通常の取引価格（独立企業間価格）で行われたものとみなして所得を計算し、課税する制度。
- (注 2) 過少資本税制とは、資本の一定倍率を超える負債に対する支払利子を損金不算入とする制度。

関連者間の利子を利用した租税回避への対応

——過大支拂利子税制——

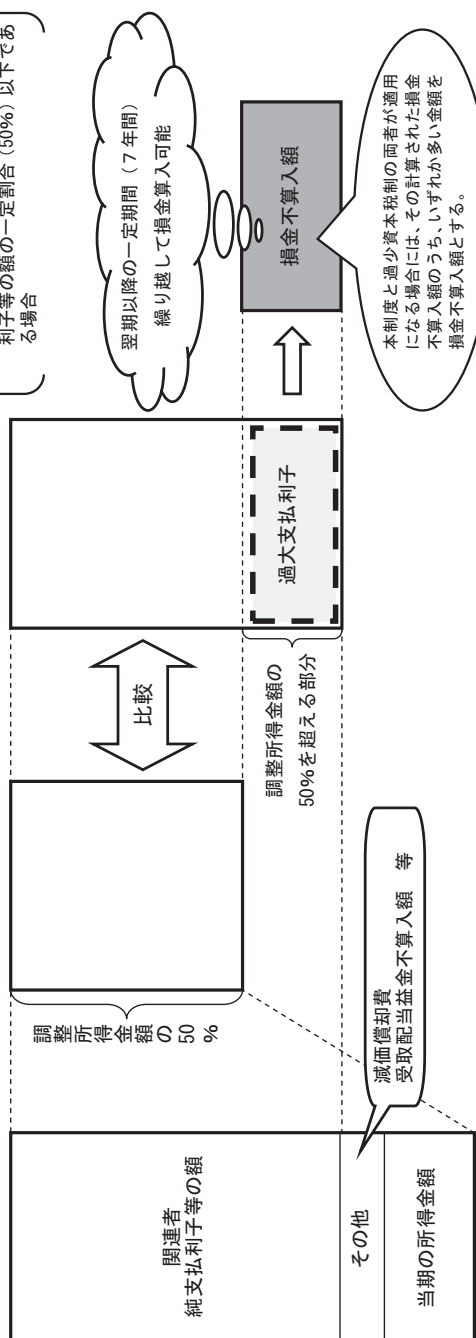
制度の概要

のうち調整所得金額の一定割合（50％）を超える部分の金額につき当期の損金の額に算入しない（注2）（措法66の5の2）。
 過大な利子を関連者間で支払うことを通じた租税回避を防止するため、関連者純支払利子等の額（注1）の

《イヌ》

【本制度の適用除外】

- 関連者純支払利子等の額が少額（1,000万円以下）である場合
- 関連者等への支払利子等の額が総支払利子等の額の一定割合（50%）以下である場合



額(利子等の受領者側で我が国の法人税の課税所得に算入されるものを除く。)の合計額からこれに対応する受取利子等の額を控除した残額をいう。

(注2) 平成25年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

【未定稿】

主要国における利子損金不算入制度の概要

項目	国名	日本	アメリカ	フランス	ドイツ	イギリス
通称 (導入年)		過少資本税制 (1992年)	アーニング・ストリッピング・ルール (1989年)	過少資本税制 (1991年)	利子控除制限制度 (2008年)	ワールドワイド・デット・キャップ (2010年)
基本的な 仕組み	外国親会社等からの原本の一定 倍率を超える過大借入に係る支払 利子は、損金不算入	法人の関連者等への支払利子の うち、一定の額を超える部分は、 損金不算入	調整所得(注)の一定割合を超え る関連者等からの過大借入に係 る支払利子は、損金不算入	調整所得(注)の一定割合を超え る関連者等からの過大借入に係 る支払利子は、損金不算入	調整所得(注)の一定割合を超え る過大借入に係る支払利子は、損 金不算入	グループ内の英国法人のネット交 換利子が全世界グループ全体の 外部借入れに係るグロス支払利 子を超過する場合、当該超過額の 損金算入を制限
対象となる利 子の支払先	・外国親会社等(外・親・兄弟、個 人株主) ・非関連者(外国親会社による債 務保証がある場合)	・関連者(内・外・親・子・兄弟、個 人株主) ・非関連者(関連者による債務保 証がある場合等)	・関連者(内・外・親・子・兄弟、個 人株主) ・非関連者(関連者による債務保 証がある場合)	・関連者(内・外・親・子・兄弟) ・非関連者(関連者による債務保 証がある場合)	限定なし	限定なし
損金不算入額	下記のすべてに該当する場合 に、下記①～③の負債利子に係る 利子のうち最も少ない金額 ① 外国親会社等に対する負債が ら一定の受取利子等を控除したも の ② 総負債が自己資本の3倍超 え ③ 課税法人の資本・負債比率を 超えている	調整所得純支払利子等の額(※)が 調整所得金額の50%を超える部 分の金額 ※日本で課税対象とならない関連 者等に対する支払利子等の額が ら一定の受取利子等を控除したも の 以下の場合には、 ① 調整所得純支払利子等の額が 千万円以下 ② 支払利子等の額に占める関連 者純支払利子等の額が50%以下	非適格利子(※)と、調整所得 (注)の50%を超えるネット支払 利子のいずれか少ない金額 ※ 関連者等への支払利子で、米 国で課税対象とならないもの の25%	下記①～③のすべてに該当する 場合に、調整所得の支払利子 の額(注)の25%を超える部分 ① 関連者に対する負債が関連者 からの借入の1.5倍超：当該借入 の15倍に対応する部分 ② 関連者等への支払利子が調 整所得(注)の25%超：調整所得 の25% ③ 関連者等への支払利子が関 連者からの受取利子を超過(ネッ ト支払超過)：当該受取利子額	調整所得(注)の30%を超える ネット支払利子	グループ内の英国法人のネット交 換利子が全世界グループ全体の 外部借入れに係るグロス支払利 子を超過する場合のその超過額

(注)調整所得とは、課税所得又は税引前利益に一定の調整を加えたものをいう。

税務行政執行共助条約の概要

- 条約締結国の税務当局間で税務行政に関する国際的な協力を行うための多国間条約（1988年に署名開放）
 - ① 情報交換：参加国の税務当局間で租税に関する情報を交換する仕組み
 - ② 徴収共助：租税債権の徴収を外国の税務当局に依頼する仕組み
 - ③ 文書送達共助：税務文書の送達を外国の税務当局に依頼する仕組み
- 2010年5月の改正議定書により、情報交換規定が国際標準（①銀行機密の否定、②自国に課税の利益がない場合でも情報を収集し提供する）に沿った形に改正された。
- 2011年2月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、本条約に署名することを奨励する共同声明を採択。
- 2011年11月3日のG20カンヌサミットで、日本、トルコ、豪、アルゼンチン、ブラジル、南ア、露、インドネシアが新規に署名。
- 2012年8月21日現在の署名国は、日、米、英、仏、独、伊、加、韓等38か国。
日、米、英、仏、独、伊、加、韓、メキシコ、スペイン、ポルトガル、オランダ、ベルギー、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、フィ
ンランド、アイスランド、アイルランド、ポーランド、スロベニア、アゼルバイジャン、ウクライナ、グルジア、モルドバ、トルコ、豪、アル
ゼンチン、ブラジル、南ア、露、インドネシア、印、ギリシャ、コスタリカ、コロンビア、ガーナ、チュニジア

【備考】我が国については、今後、本条約の国会承認手続を経た後、批准書等がOECD事務局等に寄託され、寄託の日の後3か月の期間が満了する日
の属する月の翌月の初日に発効する（平成24年9月現在）。

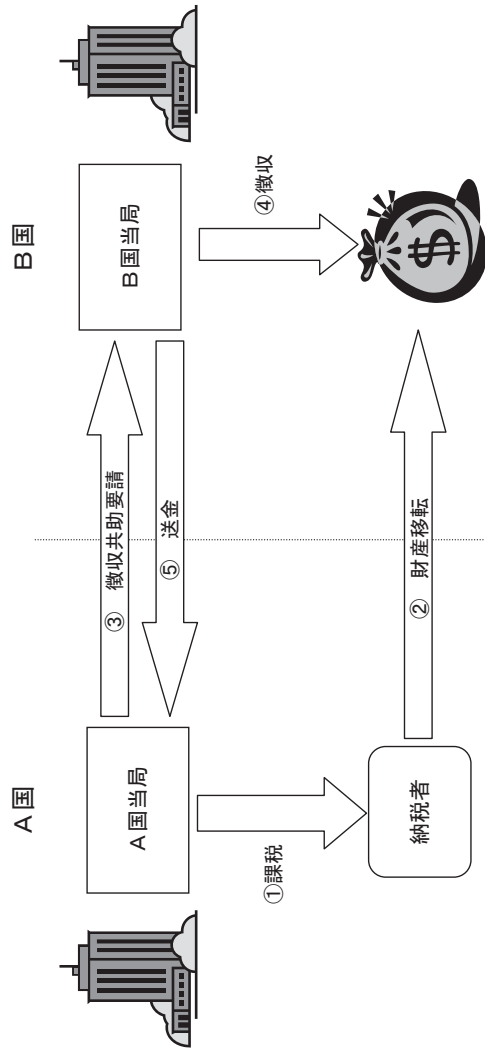
徴収共助に係る国内法の整備

- 税務行政執行共助条約に署名したこと等に対応するため、徴収共助に関する相手国からの要請に応じない事由（除外事由）、外国租税債権の優先権の否定、徴収共助実施手続の具体化など、徴収共助等に関する国内法の規定の整備を行った。

（参考）税務行政執行共助条約とは、条約締結国の税務当局間で、①情報交換、②徴収共助、③文書送達共助に関して国際的な協力を行うための多国間条約。

〔徴収共助のイメージ〕

徴収共助とは、租税債権の徴収において執行管轄権という制約がある中で、各国の税務当局が互いに条約相手国の租税債権を徴収していくとする枠組み。



徴収共助・送達共助に係る国内法の整備

【改正事項】

税務行政執行共助条約（マルチ条約）や二国間条約の国内担保法を整備する観点から、現行の徴収共助の規定について次のような点の見直しを行うこととした。

- ① マルチ条約やOECDモデル条約では、一般私債権者の債権回収機会を損なわないよう、外国租税債権には優先権を認めないこととされており、国内法についてもそれに対応した見直し。
- ② 徴収共助を行わない事由（除外事由）を整備するとともに、徴収共助の具体的な手続の明確化等。

1. 外国租税債権の優先権の否定

- ① 外国租税債権には国税徴収法の優先権の規定（例：国税徴収法8条国税優先の原則）を適用しないこととした。
- ② 外国租税債権の徴収手続が民事執行・倒産処理手続と競合した場合には外国租税債権に優先配当されないよう所要の措置を講じた。

2. 共助を実施しない事由（除外事由）の整備

- 我が国の国益に悪影響が及ぶ場合や、私人の権利を制約することに鑑みれば相手国に協力するのが適当でない場合として、相手国で納税者の権利救済の機会が適切に確保されていない場合などについては、共助に応じないこととする旨の規定を整備した。

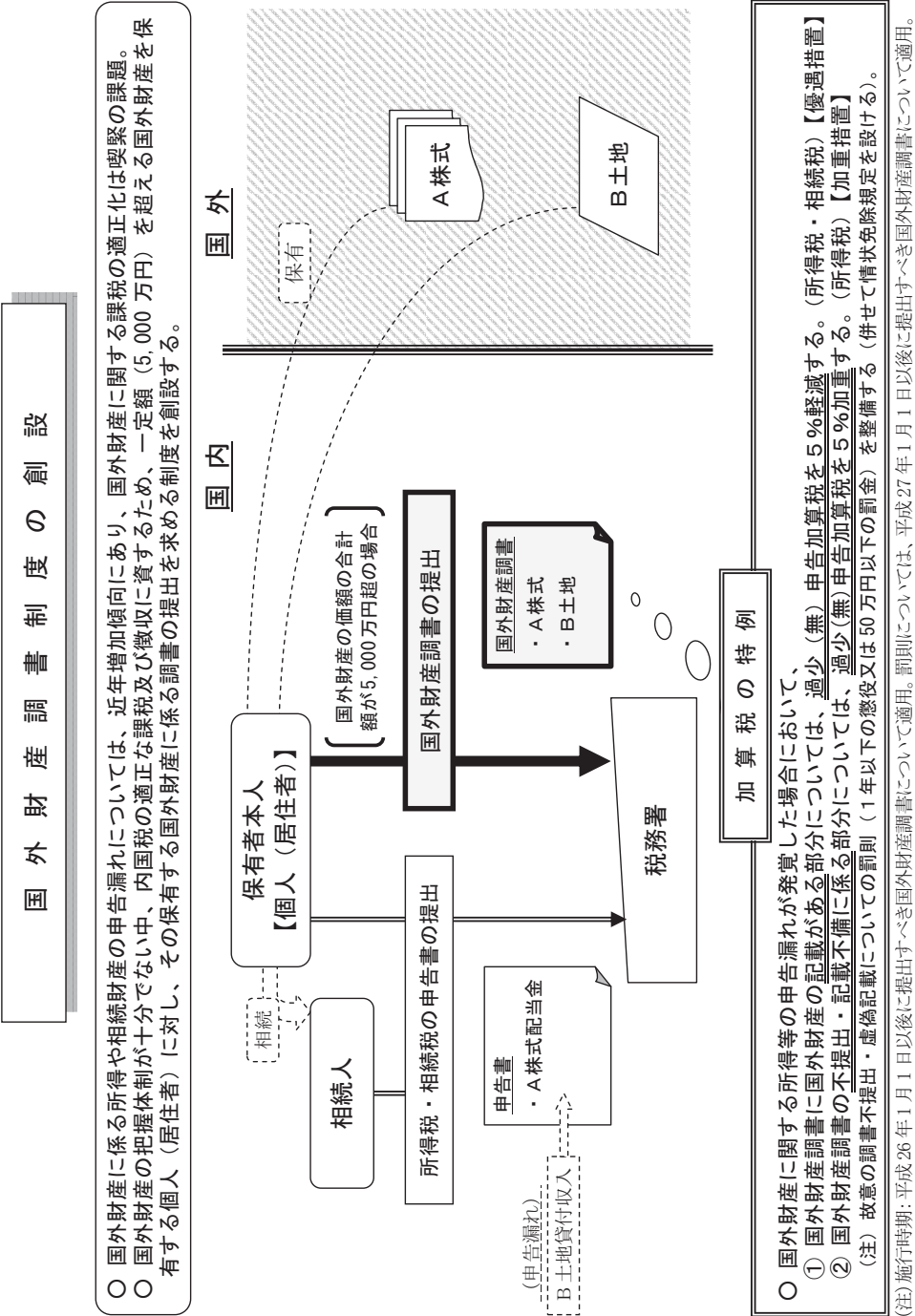
3. 徴収共助実施手続等の整備

- ① 徴収共助の開始から終了までの手続等を整備（外国租税の納税義務等は当該外国の法令が適用されること、外国租税は自国租税と同様に徴収すること、外国租税の金額等は当該外国でしか争えないこと、要請に応じ財産の保全共助を行うこと等の条約の規定に対応するため、徴収手続における国税徴収法等の準用や実質再審理の禁止に係る規定、保全共助手続等の規定を整備）した。併せて、徴収共助に係る滞納処分免脱罪や守秘義務違反等の罰則規定を整備した。
- ② 我が国が外国に徴収共助を要請できるようにすることを踏まえ、外国に共助要請をした国税に係る徴収の時期や充当方法の規定の整備その他所要の措置を講じた。

4. 文書送達共助実施手続等の整備

- 文書送達共助の実施等のための国内法を整備した。

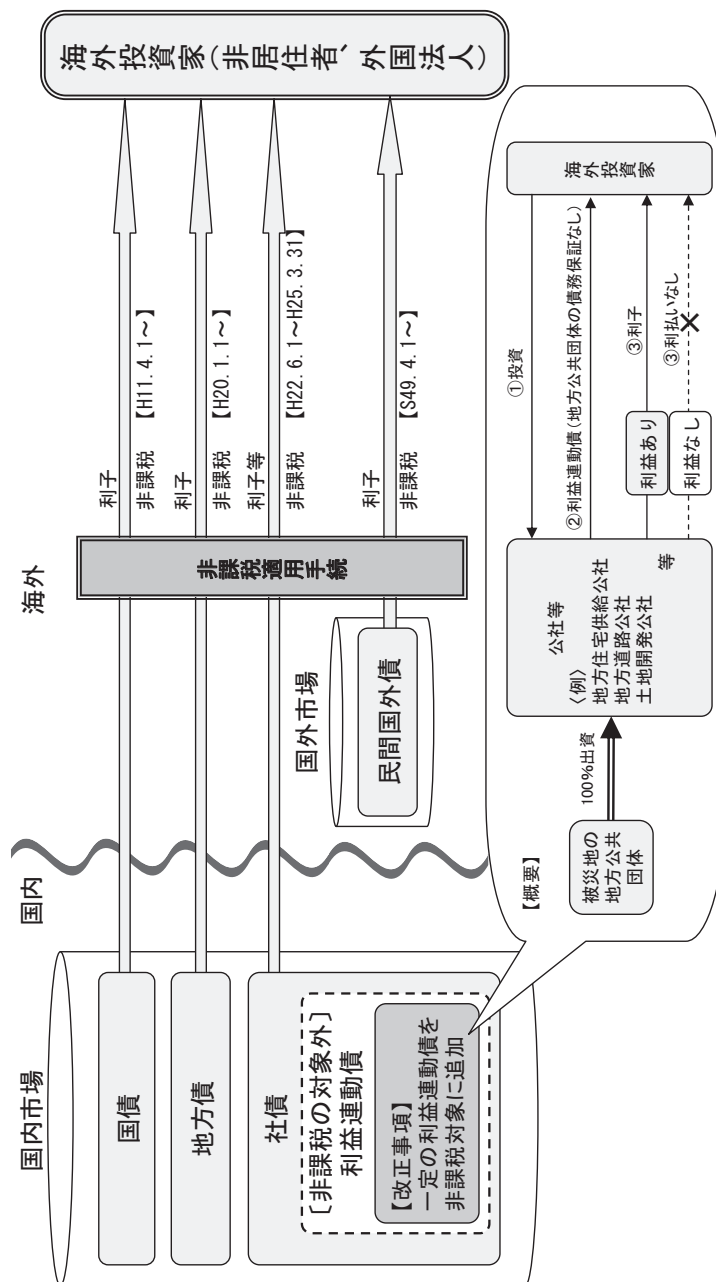
（注）この改正は、平成25年7月1日から適用する。



非居住者等が受ける振替社債等の非課税制度の拡充

【改正事項】

- 民間資金を活用した復興支援等の観点から、非居住者等の受ける振替社債等の利子等に係る非課税制度の対象に、被災地の地方公共団体との間に完全支配関係がある内国法人（公社等）が発行する社債又は債券のうち、「利益連動債」に該当するもの（地方公共団体が債務保証をしないものに限る。）の利子等を加えた。



恒久的施設（PE）の帰属所得に関する検討

➤ 経緯

OECD モデル租税条約では恒久的施設（PE）を独立企業であるかのように擬制することによって PE に帰属する所得を計算することとされている。しかし、OECD では、各国の課税の実務において、恒久的施設（PE）に帰属する所得の算定方法に相違が生じており、この相違に伴い、二重課税が生じている場合があるとして、PE 帰属所得の計算の考え方について統一ルールの検討をしてきた。

2008 年 7 月、検討の成果として「恒久的施設への帰属利益の算定に関する報告書」が OECD 理事会において承認され、この報告書で採用された PE 帰属所得の計算の考え方は、2010 年 7 月、OECD モデル租税条約に反映された。

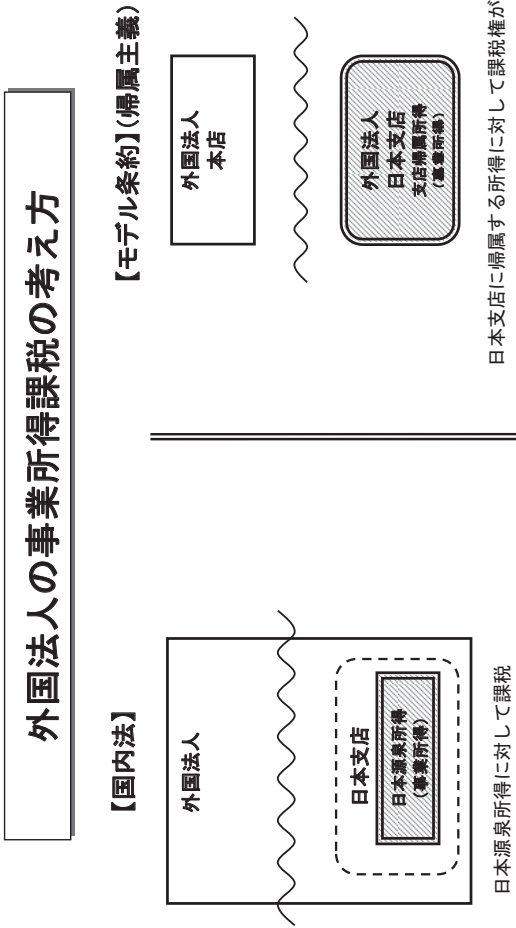
➤ 報告書で採用された PE 帰属所得の計算の考え方（AOA）

独立企業としての擬制をより厳格に行うこととして、PE 帰属所得の計算を行うこととされる。つまり、①PE の機能・事実分析に基づいて、資産の経済的所有権、リスクや資本を帰属させ、同一企業内の内部取引を認識し、②その内部取引が独立企業間価格で行われるものとして、計算される所得が、PE 帰属所得であるとされる（AOA (Authorised OECD Approach)）。

➤ 報告書の OECD モデル租税条約への反映の経緯

報告書の考え方（AOA）は、以下の二段階で OECD モデル条約に反映された。

- ① 従前の OECD モデル条約の規定と整合する範囲内でコメントリーを改定（2008 年改定）
- ② 同報告書の内容を完全に実施するため、OECD モデル条約の規定及び関連するコメントリーを改定（2010 年改定）



基本的な考え方の違い

	国内法	モデル条約 (帰属主義)
支店の捉え方	・ 外国法人全体の一部	・ 1 個の独立した課税主体と擬制
課税上の支店の機能	・ 外国法人に対する課税の根拠 (PE なければ課税なし)	・ 外国法人に対する課税の根拠 (PE なければ課税なし) ・ 課税所得の範囲の決定要因 (支店帰属所得)
課税の範囲についての考え方	・ 外国法人の所得 (全世界所得) のうち日本で得た所得 (国内源泉所得) について課税 ・ 「どこで」所得を稼いだかに着目 (所得の地理的帰属に着目)	・ 外国法人の日本支店が得た所得 (支店帰属所得) に対して課税 ・ 「誰が」所得を稼いだかに着目 (所得の人的帰属に着目)

国際課税に関する論点整理 (抄)

平成 22 年 11 月 9 日
税制調査会 専門家委員会

II 国際課税に関する中長期的な課題

2. 非居住者及び外国法人の課税ベースー帰属主義への見直しーのあり方

(議論の概要)

○ 我が国は、外国法人に対する課税に関し、国内法においていわゆる「総合主義」を長年採用している一方、租税条約においては「帰属主義」を採用しており、いわば二元体制が並存している。帰属主義を明記した今回の OECD モデル租税条約の改定は、今後の我が国を含めた OECD 加盟国の条約締結・改正交渉に直接影響を及ぼすだけでなく、国内法を総合主義から帰属主義に見直す契機を与えている。なお、帰属主義に改める場合には、適正な課税を確保するために必要な法整備についても検討する必要がある。

【提起された主な論点等】

(総論)

- 帰属主義の有効な機能を担保する「3つの前提条件」、すなわち、①PE の概念についての議論の進展、②移転価格に関する独立企業原則の理論及び適用ガイダンスの精緻化、③独立企業原則を支えるインフラとしての分離会計主義の制度的枠組みの進展や税務上のドキュメンテーション・ルールの整備・実施、は充足されてきたといえる。
- 今回、OECD モデル租税条約第 7 条で規定された OECD 承認アプローチ (AOA : Authorized OECD Approach) は、現行の移転価格ガイドラインで強化・再構築が行われた独立企業原則の考え方と整合的である。

(新 OECD モデル租税条約の Authorized OECD アプローチに対応した国内法の改正の方向性)

- 国内法を帰属主義 (AOA) に合致させる改正を行うべきであり、その際に見直すべき基本的な項目としては、現行の総合主義、内部取引の認識とそれに伴う損益の認識、及び単純購入非課税の原則が挙げられる。
- 現行の総合主義の背景には、非居住者・外国法人も、国内に PE を有して国内で事業を行う以上、その国内源泉所得に対する課税の方法は総合課税 (純

所得課税)の対象とすべきとの考え方がある。しかしながら、この考え方は、外国法人が我が国に子会社を設けて進出してくる場合には、当該外国法人が直接得る国内源泉所得に対しては我が国子会社が PE として機能している場合に限り総合課税する一方で、外国法人が我が国に支店形態で進出してくる場合には当該外国法人のすべての国内源泉所得を総合課税することになり、課税上のバランスを欠いているのではない。外国法人が我が国に支店形態で進出してくる場合と子会社形態で進出してくる場合との課税の整合性の観点からは、国内 PE に帰属している所得に限って内国法人並みの純所得課税を行う、との帰属主義 (AOA) の考え方が基本的な方向となるのではない。

- タックスヘイブンに本拠を置き、我が国で PE を通じて大部分の取引を行う納税者との関係では、PE に広範な吸引力 (Force of Attraction) を認める総合主義に基づく現行国内法の方が、我が国の課税権を適切に確保できると評価する見方もある。しかし、総合主義から帰属主義へ見直す場合には、租税回避リスクについては、必要に応じて外国子会社合算税制なども含めた法整備や、情報交換制度の拡充と税制の透明化の促進によって対応すればよいのではない。
- 帰属主義の下では、もともと PE の貢献で稼得していた事業所得を外国本店の直取引に変換するタックス・プランニングにより、我が国課税ベースを潜脱するリスクが増大することに鑑みると、総合主義の持つ吸引力効果を一部残存させて、これら事業所得の潜脱を図るタックス・プランニングに備える考え方もあるかもしれない。しかし、その場合には、あくまで AOA の下での例外的な租税回避否認規定として位置付けるべき。
- 我が国にとって経済的重要性を有する外国とはほとんどの場合租税条約を締結しており、条約締結国に本店を置く企業の PE については、条約に基づき既に帰属主義が適用されているので、国内法を帰属主義に改めることの経済的な効果は、法律を実態に合わせる程度の限定的なものではない。ただし、各国間で AOA で足並みを揃えることで、二重課税リスクや二重非課税リスクが確実に緩和されることが見込まれる。

(二重課税の調整)

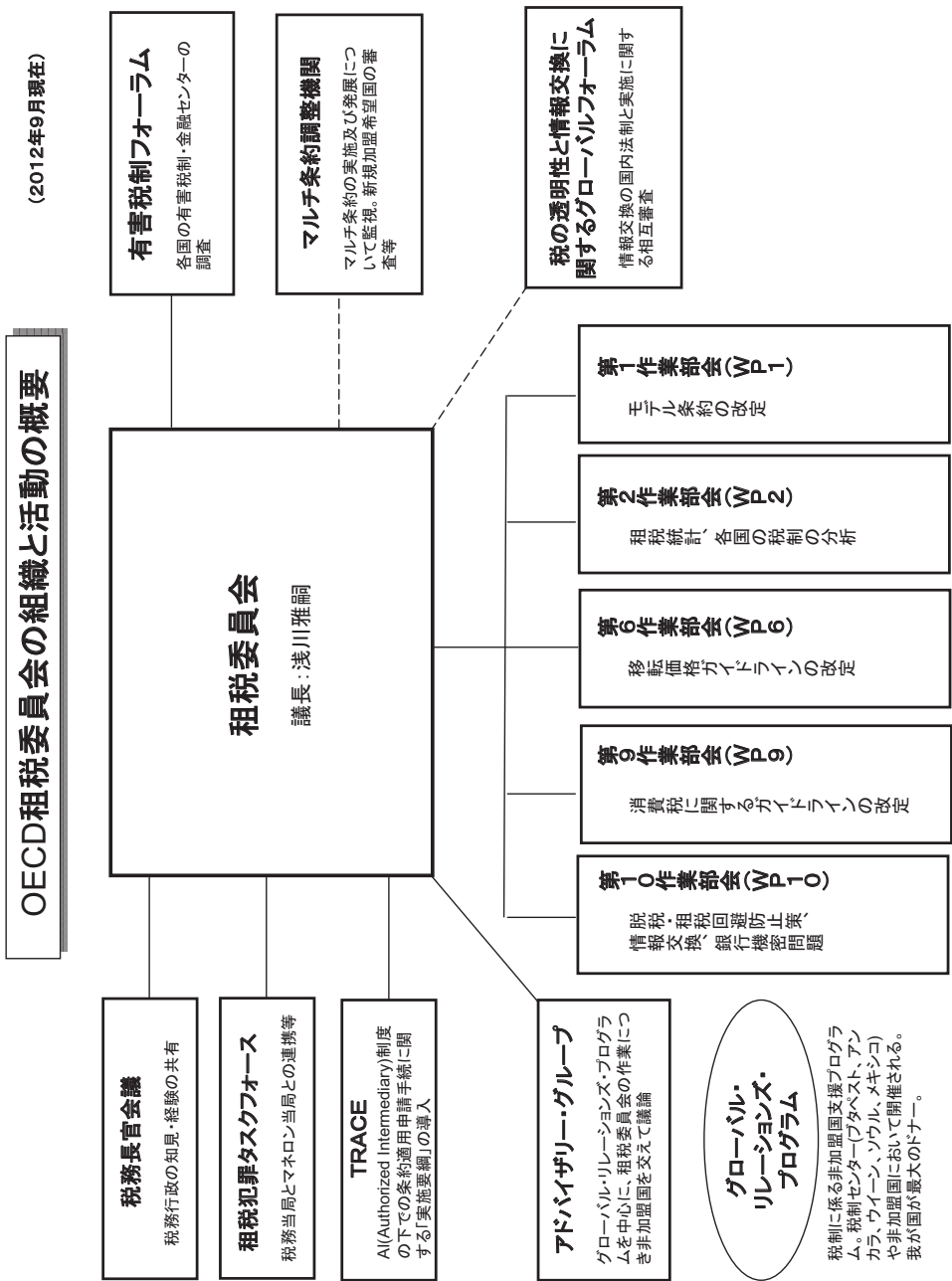
- 帰属主義に基づく PE 課税を徹底すると、これまで課税対象ではなかった PE 帰属の国外所得についても課税対象となるため、PE に対し帰属主義に基づく課税を行った場合の外国で課税された所得についての外国税額控除の供与といった、現行法制の下では生じ得ない二重課税への対応について検討が必要となる。
- PE に帰属する事業所得について我が国と外国のソースルールが AOA に基づいていれば、我が国国内 PE に帰属する国外所得に関しては、二重課税の起こる可能性は小さくなるはず。今後、両締約国間で AOA に基づくソースルールへの改訂にタイムラグがある場合や、AOA に基づく帰属主義について解釈が異なる場合などに二重課税のリスクが残るが、これらの場合には基本的に相互協議で二重課税の解消を図れば足りるのではない。
- 本邦法人の本店と外国にある PE との間の内部取引につき、帰属主義により PE に課された外国税額について、当該法人全体として所得がまだ実現していない場合、どのように二重課税の解消を図るかという問題がある。これについては、外国税額控除のタイミミングの問題として検討して対応すれば良いのではない。

対比表 (総合主義・帰属主義)

未定稿

	総合主義 (現行国内法)	帰属主義	
		旧OECDモデル租税条約第7条	新OECDモデル租税条約第7条:AOA(※)
支店所在地国としての課税関係	外国法人の支店に係る課税所得の範囲	すべての国内源泉所得 (支店帰属の有無は問わない) ・国内において行う事業から生ずる所得 ・国内にある資産の運用・保有・譲渡により生ずる所得 ・その他のその源泉が国内にある所得	支店帰属所得 (支店帰属所得は企業全体の所得とは関係なく、支店独自に計算)
	支店の資産	特段の基準なし	PEの機能分析、資産の経済的所有
	支店の資本・利子控除制限	特段の基準なし	PEへの資本配賦と控除制限利子
	本支店間等の内部取引	認識しない	内部取引損益の認識 (全面的)
	単純購入	単純購入非課税	果たす機能・リスクに応じて所得が帰属
	外国法人の支店課税に おける外国税額控除	外税控除なし (国内源泉所得に対してのみ課税)	外税控除あり
	居住 の 地 国 と し て の 課 税 関 係	国外所得は、国内源泉所得以外の所得	・国外所得は、国外支店帰属所得 ・国外支店帰属所得は、AOAに従って計算
支店所在地国としての課税関係	支店所在地国と本店所 在地国で支店所得の認 識が異なる場合の調整	特段の調整なし	本店所在地国と支店所在地国との間で支店帰 属所得の認識に差異が生じ、二重課税が生じた 場合に、これを調整(いわゆる対立的調整)

(※) AOA : Authorized OECD Approach



租税条約の概要

租税条約は、二重課税の調整、脱税及び租税回避への対応等を通じ、二国間の健全な投資・経済交流の促進に資するものである。

租税条約には、国際標準となる「OECDモデル租税条約」があり、OECD加盟国を中心に、租税条約を締結する際のひな型となっている。加盟国である我が国も、これに沿った規定を採用している。

【OECDモデル租税条約の主な内容】

- 二重課税の調整
 - ・ 源泉地国（所得が生ずる国）の課税できる所得の範囲の確定
 - － 事業所得は、支店等の活動により得た所得のみに課税
 - － 投資所得（配当、利子、使用料）は、税率の上限を設定
 - ・ 発生した二重課税の排除方法
 - － 外国税額控除等
- 脱税及び租税回避への対応
 - ・ 税務当局間の納税者情報（銀行機密を含む）の交換
- その他
 - ・ 紛争解決（税務当局間の相互協議（その仲裁制度を含む））、租税に関する徴収共助、無差別待遇

（参考）基本的な租税条約交渉の流れ（外務省主管）

条約交渉開始 → 基本合意 → 署名 → 国会承認（衆・外務委員会、参・外交防衛委員会で審査）→ 公文の交換 → 発効・公布

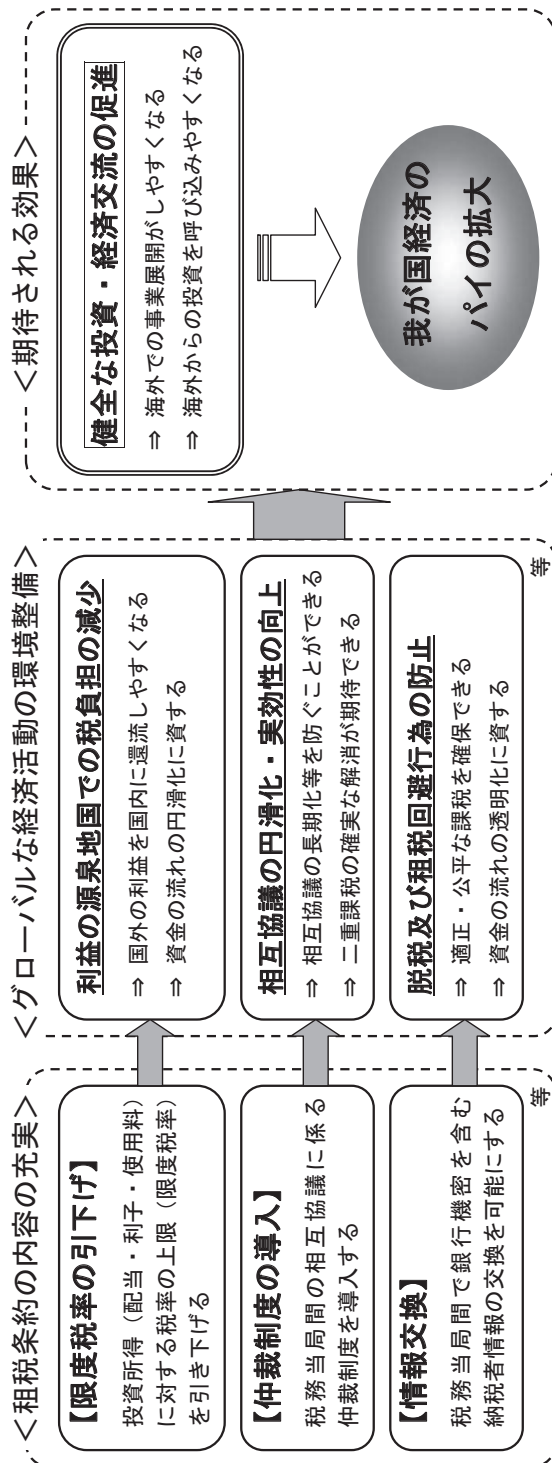
（注）署名、国会提出、公文の交換及び公布に当たっては、外務省の閣議請議により閣議決定を行う。

租税条約ネットワークの拡充

- 租税条約は、企業等が利益を稼得した国（源泉地国）とその所在地国（居住地国）で同一の利益に課税されることで生じる二重の税負担（二重課税）の回避、税務当局間での納税者情報の交換等のための重要な経済インフラ。
- 我が国の対外直接投資のうち、既に租税条約を締結している国に対するものが約9割を占めていること等を踏まえれば、新租税条約の締結によるネットワークの更なる拡大だけでなく、経済関係が深化した国々との間の既存の租税条約を改正し、その内容を充実していくことが重要。

※ 一般的に、新興市場国は、投資所得に対する限度税率の引下げ、相互協議に係る仲裁制度の導入等には消極的であることに留意。

租税条約ネットワークの拡充により、グローバルな経済活動を更に円滑化する環境を整備し、健全な投資・経済交流を促進



投資交流の促進

国際的な投資交流や技術利用をより一層促進する観点から、投資所得に対する源泉地国の課税を大幅に軽減した日米租税条約（平成 16 年発効）を、OECDモデルをさらに進化させた我が国モデルとし、租税条約交渉を積極的に推進している。

	配当		利子	使用料
	親子間	一般		
OECDモデル条約	5%	15%	10%	免税
日米条約	免税又は5%	10%	10% 免税（金融機関等）	免税
日ブルネイ条約 （平成 21 年発効）	5%	10%	10%	10%

※OECD（租税委員会）では、各国の租税条約が準拠すべき租税条約のモデルを策定するとともに、タックスヘイブン等を利用した国際的な租税回避への対応等についても先導的な役割を果たしている。

日本の対外直接投資

租税条約締結国への対外直接投資が、直接投資全体の 9 割以上を占めている。

①アメリカ	29%	⑥イギリス	5%	⑪香港	2%	⑯ベルギー	2%
②オランダ	9%	⑦タイ	4%	⑫ドイツ	2%	⑰台湾	1%
③中国	9%	⑧ブラジル	4%	⑬インドネシア	2%	⑱マレーシア	1%
④ケイマン諸島	7%	⑨シンガポール	3%	⑭フランス	2%	⑲カナダ	1%
⑤オーストラリア	5%	⑩韓国	2%	⑮インド	2%	⑳フィリピン	1%

（注 1）日本銀行「国際収支統計」より作成。割合は、我が国の直接投資（資産）残高全体に占める各国の割合（平成 23 年末）。

（注 2）網かけは、我が国と租税条約を締結している国を示す（平成 23 年 12 月末現在発効ベース）

相互協議に係る仲裁制度 [イメージ図]

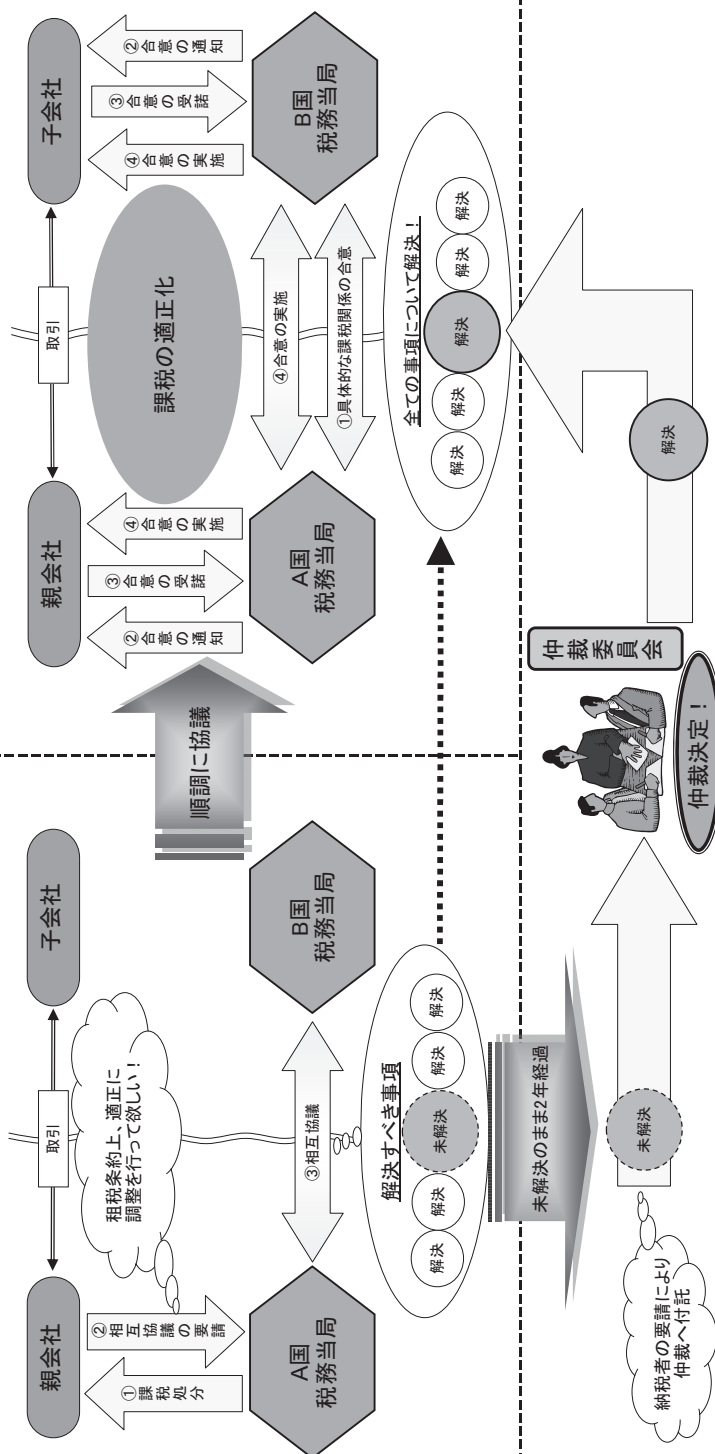
【制度の目的】

- 紛争解決の円滑化・実効性の向上・
- 二国間で生じた租税条約上の課税問題の解決のために行う税務当局間の協議（相互協議）が長期化等した場合に、納税者にとって負担となりうる。
- 相互協議に係る仲裁制度を導入することにより、相互協議の円滑化・実効性の向上が期待できる。

【背景】

- 2008年、租税条約の国際標準である「OECDモデル租税条約」において、相互協議に係る仲裁制度を採用
- 産業界からの導入要望 ※ 海外進出企業469社中、377社（80.4%）が相互協議に係る仲裁制度は必要と回答（平成21年9月経済産業省アンケート）

【移転価格課税の場合】 注）矢印内の番号は、手続の順番を表す。



租税回避を巡る国際的な議論の動向

- ・ 近時、G8・G20の首脳・財務大臣プロセスで、いわゆるタックスヘイブンへの不透明な資金の流れを国際社会において問題視。
 - ・ そうした中で、タックスヘイブン対策として税の情報交換ネットワーク強化等につき国際的に議論。
- 2008年秋以降、金融システム安定化等の観点から、いわゆるタックスヘイブンへの不透明な資金の流れが国際社会において問題視されるに至り、2009年4月のG20サミットを契機に、国際基準に則り当局間で納税者情報（銀行機密情報も含む）の交換を行うことを各国が約する動きが加速。
- （注）情報交換に関する国際基準のポイントは以下のとおり。
- ・ 金融機関が所有する情報を交換する（銀行機密の否定）
 - ・ 自国の課税利益がなくても情報を入手し交換する
- こうした流れを受け、2009年9月に開催されたOECDの「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」において、各国の情報交換の国内法制・執行の検証（ピア・レビュー）を行うことにつき合意。2010年3月から本格的なピア・レビュー作業を開始。2012年8月現在グローバル・フォーラムには109の国・地域が参加。
- 我が国は、グローバル・フォーラムの下部機関で、ピア・レビューの具体的作業を行う「ピア・レビュー・グループ」の共同副議長として参画・貢献してきているところ。

G20 ロンドン・サミット首脳宣言 (抄) (2009 年 4 月 2 日)

タックス・ヘイブンを含む非協力的な国・地域に対する措置を実施する。我々は、財政及び金融システムを保護するために制裁を行う用意がある。銀行機密の時代は終わった。我々は、税に関する情報交換の国際基準に反しているとグローバル・フォーラムによって評価された国のリストを本日経済協力開発機構 (OECD) が発表したことに留意する。

(首脳宣言付属文書) 金融システムの強化に関する宣言 (抄)

財政及び国際基準を、非協力的な国・地域によるリスクから守ることは必要不可欠である。我々は、全ての国・地域に対して、健全性、租税、マネーロンダリング及びテロ資金対策の各分野における国際基準を厳守するよう求める。この目的のため、我々は、適切な機関に対して、FSAP プロセスを含む既存のプロセスに基づき、客観的なピア・レビューを実施し強化することを求める。

我々は、2004 年の G20 において支持され、国連モデル租税条約に反映されている情報交換に関する国際基準を、各国が採用することを求める。我々は、税に関する情報交換の国際基準に反しているとグローバル・フォーラムによって評価された国のリストを本日経済協力開発機構 (OECD) が発表したことに留意する。我々は、数多くの国・地域による新たなコミットメントを歓迎し、速やかに実施を進めることを奨励する。

我々は、税に関する透明性についての国際基準を満たさない国・地域に対して合意された行動をとる準備ができている。この目的のために、我々は、以下のような各国が検討すべき効果的な対抗措置の項目表を策定することに合意した。

- ・ 納税者及び金融機関に対する非協力的な国・地域に関する取引報告の開示義務の強化。
- ・ 幅広い種類の支払いに対する源泉徴収。
- ・ 非協力的な国・地域に居住する受取者に対する支払いの経費控除の否認。
- ・ 租税条約に関する政策の見直し。
- ・ 国際機関及び地域開発金融機関に対する同機関による投資政策の見直しの要請。
- ・ 二国間の援助プログラムの作成に際し、税に関する透明性及び情報交換の原則を一層重視。

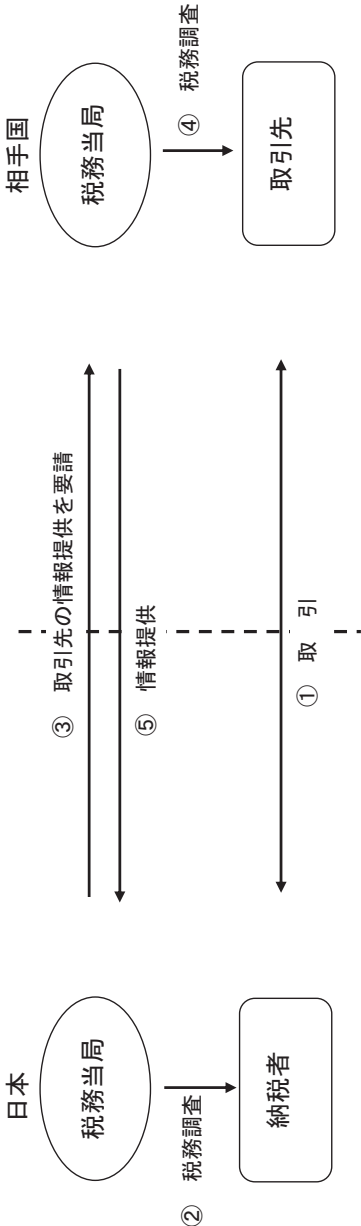
我々はまた、こうした国・地域との金融関係に関連する更なる選択肢について検討することに合意した。

我々は、2009 年末までに、途上国にとって新たな協力的な税環境の利益を確保することをより容易にするための提案を策定することにコミットしている。

税に関する情報の交換

- 情報交換とは、納税者の取引などの税に関する情報を二国間の税務当局間で互いに提供する仕組み。
- 近時、G8・G20サミット等の一連の国際会議において、税務当局間の情報交換の重要性が確認され、各国において情報交換を実施するための条約・協定を積極的に締結する動きが加速化。
- 我が国としては、これまでも多数の国・地域との間で情報交換規定を含む条約・協定を締結してきたところであるが、こうした国際的な流れを受け、さらなる情報交換ネットワークの拡充に努めている。

<イメージ>



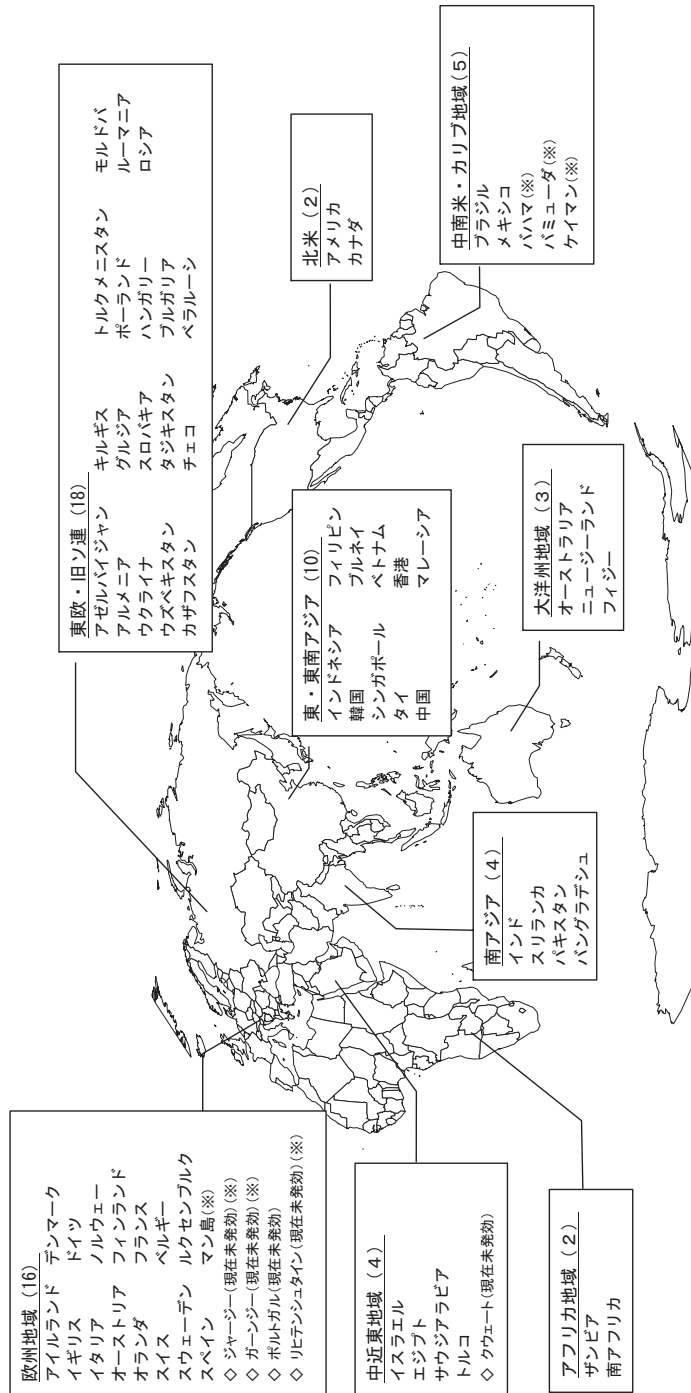
我が国の租税条約ネットワーク

《53 条約、64 力国・地域適用／平成 24 年 7 月末現在》

(注 1) 旧ソ連等との条約が継承されているため、53 条約に対し、64 力国・地域適用と
なっている。

(注 2) 「※」は、租税に関する情報交換規定を主体とするもの。

○ 租税条約の主な目的・・・二重課税の調整、脱税及び租税回避への対応、投資・経済交流の促進



租税条約交渉の現状

(平成24年9月4日現在)

《日米租税条約以後の経緯・現状》

効
◇

- | | |
|----------|---------------|
| 平成16年3月 | 日米租税条約 |
| 平成18年6月 | 日インド租税条約 |
| 平成18年10月 | 日英租税条約 |
| 平成19年12月 | 日仏租税条約 |
| 平成20年11月 | 日パキスタン租税条約 |
| 平成20年12月 | 日オーストラリア租税条約 |
| 平成20年12月 | 日フィリピン租税条約 |
| 平成21年12月 | 日ブルネー租税協定 |
| 平成21年12月 | 日カザフスタン租税条約 |
| 平成22年7月 | 日シンガポール租税協定 |
| 平成22年8月 | 日バミュータ租税協定(※) |
| 平成22年12月 | 日マレーシア租税協定 |
| 平成23年8月 | 日香港租税協定 |
| 平成23年8月 | 日バハマ租税協定(※) |
| 平成23年9月 | 日サウジアラビア租税条約 |
| 平成23年9月 | 日マニラ租税情報交換協定 |
| 平成23年11月 | 日ケイマン租税協定(※) |
| 平成23年12月 | 日オランダ租税条約 |
| 平成23年12月 | 日スイス租税条約 |
| 平成23年12月 | 日ルクセンブルク租税条約 |

署名・未発効

- ・ 平成22年1月 日ベルギー租税条約
- ・ 平成22年2月 日クウェート租税条約
- ・ 平成23年12月 日ジャージー租税協定(※)
- ・ 平成23年12月 日ガーンジー租税協定(※)
- ・ 平成23年12月 日ポルトガル租税条約
- ・ 平成24年7月 日リヒテンシュタイン租税情報交換協定(※)

◇ 基本合意

- ・平成23年12月 日オマーン租税協定
 - ・平成24年6月 日米租税条約
 - ・平成24年6月 日ニュージールランド租税条約
 - ・平成24年9月 日サモア租税情報交換協定
- (※)

◇ 参交式の現在

- ・アラブ首長国連邦
- ・ドイツ連邦共和国

(注)「※」は、租税に関する情報交換規定を主体とするもの。

OECDにおける無形資産取引に係る移転価格ガイドライン見直しの議論の動向

- 1996年、OECD移転価格ガイドライン (TPG) に無形資産に関する第VI章を追加し、商業上の無形資産 (特許、ノウハウ、デザイン等) に関する指針が記述された。
 - その後、各国の移転価格税制に関する実務的な経験が進み、現在のTPGでは、無形資産の定義、無形資産の受益者の特定及び無形資産の評価に関する国際的指針として不十分であり再検討する必要がある旨、ビジネスと税務当局との双方において認識されるようになった。
 - こうした事情を背景として、2010年3月、OECD租税委員会第6作業部会 (移転価格担当) で承認された「2011年～2012年行動計画」において無形資産に係る移転価格プロジェクトが提案され、2010年11月から無形資産スペシャル・セッションにて作業を開始。
 - 無形資産スペシャル・セッションは、2013年末までにデイスカッション・ドラフト (TPG改訂案) を公表することを旨指しつつこれまで論点整理を行ってきたが、2012年6月6日、中間ドラフトを公表。
- (注) この中間ドラフトは、必ずしも各国のコンセンサスを得られたものではないものの、産業界の意見を取り入れることが本プロジェクトにとって非常に有益であるとの考えから公表されたものであり、パブリックコメントの期限は、2012年9月14日とされている。

中間ドラフトの概要

- A. 無形資産の特定
移転価格上の無形資産の範囲の特定及び移転価格上の無形資産として取り扱われる事項を例示
- B. 無形資産に関連するリターンを享受する当事者の特定
無形資産の使用又は移転に関連するリターンを享受する資格が与えられるべき関連者の特定について記述
- C. 無形資産の使用又は移転が関わる取引
①無形資産を使用して製造した棚卸資産の販売取引などの、無形資産の使用を伴う関連者間取引と、②ライセンス取引や無形資産の譲渡取引などの、無形資産の移転につながる関連者間取引、等に分類しそれぞれの概念を整理
- D. 無形資産が関わる事例に係る独立企業間条件の決定
無形資産が関わる場合の比較可能分析、無形資産の使用又は移転が関わる取引における最も適切な移転価格算定方法の選択、無形資産の使用又は移転が関わる取引の独立企業間価格の算定について記述

国際課税に関する論点整理 (抄)

平成 22 年 11 月 9 日
税制調査会 専門家委員会

Ⅱ 国際課税に関する中長期的な課題

4. 国際的租税回避の防止に向けた今後の課題

4-1. 無形資産の取扱い

(議論の概要)

- 多国籍企業のグループが、リスク限定的販売会社や契約製造会社への転換などの形を利用した事業再編を通じて、税負担を軽減するタックス・プランニングが広く行われるようになってきている。OECD では、このような事業再編の問題へ対応するため、移転価格税制の観点から、関連者間での機能やリスクの配分についての独立企業原則との関係が議論され、移転価格ガイドラインの第9 章としてとりまとめられた。
- 今回の OECD 移転価格ガイドラインの改定の中では、無形資産の扱いは見直されなかったが、今後、無形資産の範囲、及び無形資産の評価・課税の方法の観点から OECD において議論が行われる予定である。
- 多国籍企業が事業再編を通じて無形資産を軽減課税国に移転することで税負担の軽減を図るタックス・プランニングの例が米国などで顕著となりつつある。我が国においても同様の問題が生じるリスクが高まっており、今後の OECD などにおける国際的議論の進展や経済活動の実態なども見極めつつ、無形資産の移転に係る国際課税のあり方について中期的課題として検討していく必要がある。

【提起された主な論点等】

(米国及びドイツで導入された「所得相応性基準」)

- 米国の多国籍企業の中には、本社の機能や知的財産権を法人税率の低い国に設立した子会社に移した上、全世界における同社の特許権等の使用料が子会社に集まるようにすることで、米国の高い表面税率を免れ、その子会社から世界各地へ再投資するというタックス・プランニングを行い、グループ全体で多額の法人税負担を軽減する例が見られる。米国においては、無形資産の移転後に当該無形資産から発生する実際の所得により無形資産の対価を評価する方法として、1986 年に「所得相応性基準」が導入されている。導入の当時、我が国や欧州諸国等は当該基準に批判的であったが、ドイツにおいては、2008 年に税制抜本改革を行った際、法人税率の引下げとあわせて課税ベースを拡大するに当たって、事業再編による所得の国外流出に対する移転価格税制の強化のため「所得相応性基準」が導入された。事業再編により機能が国外に移転され、事業再編時の評価とその後の収益との間に差異が生じた場合には、移転後 10 年間は調整額を計算して申告することとされている。

- ドイツの「所得相応性基準」は事業再編に伴い国外に「機能が移転」した場合に適用されるが、企業側からは、「機能の移転」という概念が漠然とし過

ざているという批判がある。また、ドイツ国内で十分な利益が上げられないために規模を縮小して国外に移転する場合でも、それを無形資産の移転の形で捉え、「退出税」を課することに對して批判があるようである。

○ 現在の OECD 移転価格ガイドラインは、「所得相応性基準」に基づく移転価格の調整について、後知恵を使用するものとして慎重な記述となっているが、これは多くの加盟国の立場を反映しているとみられる。

○ 無形資産の時価評価は容易でない。独立企業者間であれば、買い手の見積もるキャッシュフローに基づく現在価値が、売り手のそれより高いからこそ無形資産が譲渡される。「所得相応性基準」は、いわば買い手側のキャッシュフローに基づき売り手に対して課税するものであり、論理的に無理があるのではない。

○ この点については、無形資産の売買価格に関し、売り手と買い手で各々異なる allowance（許容範囲）があるように、無形資産の取引価格についても、独立企業間価格で算定する際に、ピンポイントで一つに定めるのではなく、ある程度の幅を持って位置づけることが可能はず。「所得相応性基準」の議論は、課税権の行使をどこまで広げるかの問題である。課税権を確保しつつ適正な経済活動も阻害しないよう、民主的なプロセスの中で妥当な制度を整備していくということではないか。

○ 超過収益の源泉である無形資産を海外に移転させる企業に対して、どこまで移転価格税制で所得移転を防止できるのか。事後的に利益が大きく出たからといって、税務上、価格の設定し直しまでさせるのか。そうであれば、無形資産の移転後に、逆に損失が生じた場合に、どう扱うのか。

(我が国に対する示唆)

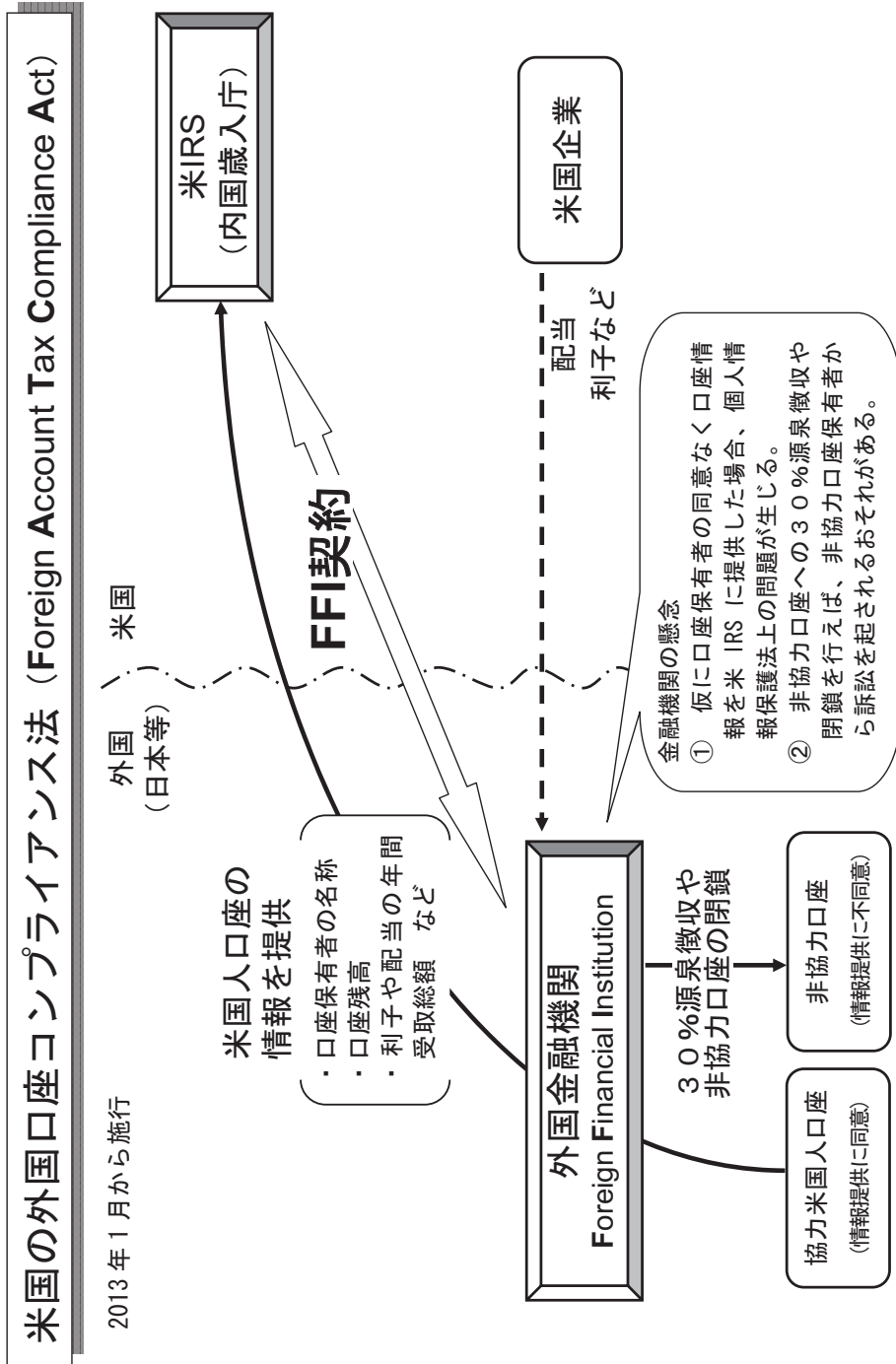
○ 日本の大企業においても、今後、益々外国人の持ち株比率が高まっていく中で、米国流の事業再編を利用したタックス・プランニングを活用すべきという株主の圧力が強まってくるおそれがあるが、その前に、抜け穴があれば塞ぐ必要があるのではないか。

○ 我が国においても、インバウンド（対内投資）及びアウトバウンド（対外投資）の両面において、事業再編に伴う無形資産の移転に伴う所得移転のリスクが高まりつつある。例えば、我が国の企業についても、アジアなど低税率国に設立した統括会社などに経営ノウハウなど無形資産を移転することで、我が国の税負担を軽減するプランニングのリスクが高まってきている。今後、例えば、我が国において、法人税率の引下げとあわせて課税ベースの拡大が検討される際などの機会を捉えて、OECD における今後の国際的な議論の進展や経済活動の実態なども見極めつつ、超過収益の源泉である無形資産を海外に移転させるような事業再編に対して課税のあり方を検討してはどうか。

○ もともと米国には、含み益がある資産を国外に持ち出すと、「トルチャージ」（通行料）を課す制度があり、ドイツにも同様の制度が存在する。そうした制度がある国では、「所得相応性基準」を導入しやすいかもしれないが、それがない我が国などでは状況が異なる。M&A で含み益のある資産を外国に持ち出す場合については、現物出資の際に時価評価することになったので、部分的に手当てされたが、それでも不十分な面があるのではないか。

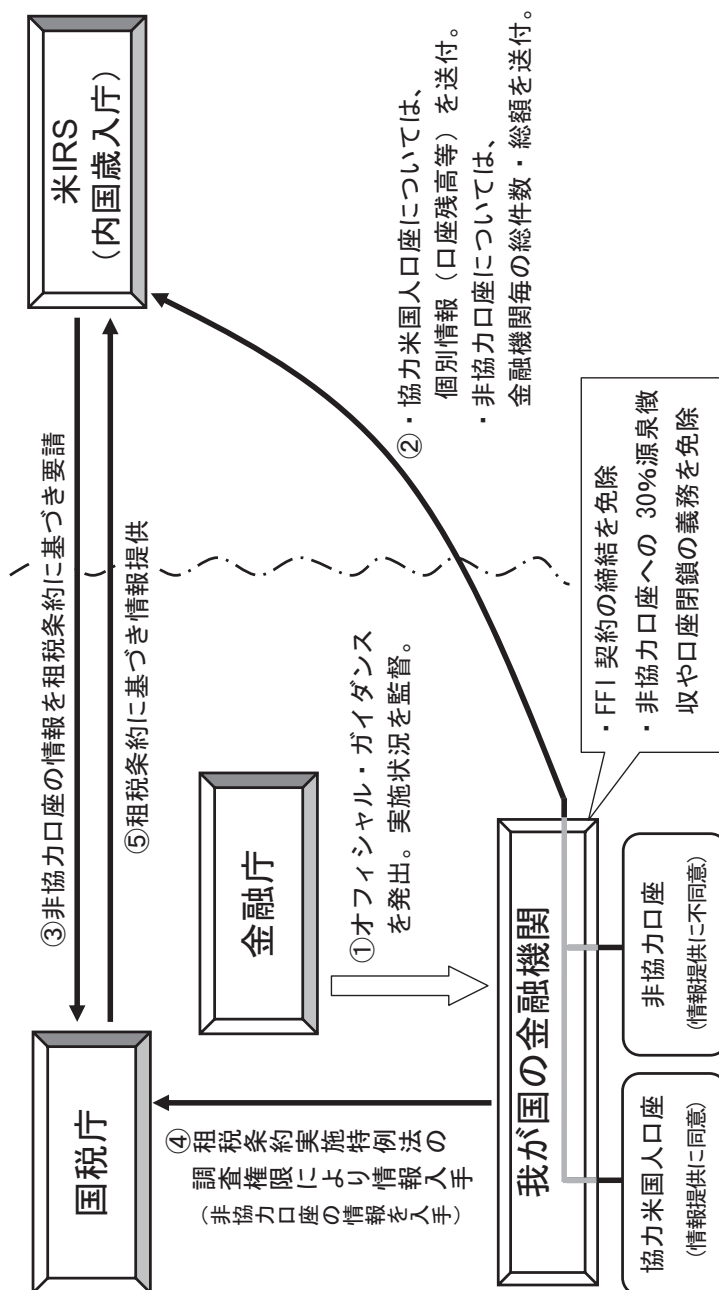
○ 国際課税に関しては、移転価格の観点からきちんと見なければならぬという面と、海外における健全な事業活動を適正に評価しなければならないという面がある。両者のバランスを適切にとる必要がある。

○ 事業再編などの際の契約の変更等について適切な文書化を求めるなど、無形資産に関して移転価格税制が執行できるための制度的なインフラに関する検討が必要となろう。



日米当局共同声明による米FATCAへの対応フレームワーク

今後、日本当局（財務省、国税庁、金融庁）と米当局（米財務省、内国歳入庁）による当局間取決めを作成・公表する予定



II. 枠組みの主要項目

- A. 米国当局（米財務省及び米IRS（内蔵入庁））及び日本当局（財務省、国税庁及び金融庁）は、枠組みに合意する見込みである。この枠組みに従って、一定の条件の下、

1. 日本当局は以下の内容に合意する見込みである。
 - a. 日本の金融機関（枠組みに従って適用除外となるFFI及びみなし連守FFIを除く）を指し、IRSに登録すること、及び金融機関が発出する要請文に従う意向を増強することとを定めるようする。当要請文は、FATCAの下での参加FFIが負う義務と整合的な内容であり、次の点を含む。日本の金融機関は、(i) 米国口座を特定すべく、FATCAに規定されるデュー・デリジェンス規則を適用する。(ii) FATCA規則に規定される時期と方法に則り、米国口座保有者から所望の情報が得られた場合、特定された米国口座について必要な情報を直接IRSに毎年報告する。(iii) FATCA規則に規定される時期と方法に則り、非協力口座の総数とその総額をIRSに毎年報告する。
 - b. 日本の金融機関により非協力口座として特定され総数・総額ベースで報告される米国口座に関する追加情報を求める米国の増徴のある当局による枠組みに基づいたグループ報告を受け付け、これに基幹なく応じる。日本の増徴のある当局は、要請された情報を、特定された日本の金融機関から入手し、2009年11月6日にワシントンで署名された「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」の第26条に基づき、米国の増徴のある当局に対し遅滞なくこれを提供する。
 2. 米国当局は以下の内容に合意する見込みである。
 - a. 日本の各FFIが米IRSに登録されるか、又は枠組み若しくは米IRSのガイドラインに基づき義務が免除される場合には、日本の懸念の金融機関は、別途、包括的FFI契約を米IRSとの間で直接結ぶ義務から免除される。
 - b. みなし連守又は総額リスクが低いいため適用除外と扱われる日本の金融機関又は事業体の特定のカテゴリ（特に特定の日本の年金基金を含む）を枠組みにおいて特定する。
 - c. IRSに登録しているか、又はFFI契約を結んでいる日本の金融機関であって、FATCAの要請と整合的なデュー・デリジェンス及び報告を実施する金融機関、又は枠組みに従ってみなし連守又は適用除外と扱われる日本の金融機関に対する支払いにつき、FATCA上の米国源泉徴収を免除する。(これら全ての金融機関は、適重、参加FFI、みなし連守FFI、又は適用除外のどれかに特定される。)
 - d. その他負担を軽減しFATCAの実施を簡素化する方策を提供する。

- B. さらに、枠組みの結果として、義務を履行する日本の金融機関は、下記事項の実施を求められなくなる見込みである。

1. 非協力的口座保有者の口座の開閉。
2. 以下の者へのパススルーペイメント（米国源泉所得等の支払い）に対する源泉徴収。非協力的口座保有者、IRSに登録している若しくはFFI契約を結んでいる日本のFFI、日本のFATCA適用外若しくはみなし連守FFI、又は米国が「FATCA実施のための政府間プロセスに係る合意」若しくは「FATCA実施の円滑化と国際的な税務コンプライアンスの向上のための政府間協力の枠組み等の合意」を実施に結んだ他国のFFI。

(以上)

2012年6月21日

FATCA実施の円滑化と国際的な税務コンプライアンスの向上のための政府間協力の枠組みに関する米国及び日本による共同声明（仮訳）

I. 基本枠組み

- A. 租税協定の相互協力における長年の緊密な二重課税を基礎として、日本及び米国は国際的な税務に立ち向かう上で協力関係を強化することを希望する。
- B. 2010年3月18日に米国はいわゆる外国口座報告コンプライアンス法（FATCA： Foreign Account Tax Compliance Act）を成立させ、外国金融機関（FFI: Foreign Financial Institutions）に対し、特定の口座についての報告義務を導入した。しかし、日本のFFIが、法的制約のために、FATCA上の報告、源泉徴収及び口座閉鎖を必ずしも全て履行することができないかもしれないという点を鑑み、FATCAは幾つかの課題を生じさせている。
- C. FATCA実施の円滑化のための政府間協力は、コンプライアンス上のこうした法的な課題に対処し、業務上の執行を簡素なものとし、FFIのコストを削減するであろう。
- D. FATCAの政策目的を促進するため、米国は、関心を示した国とともに、FATCA実施のための政府間プロセス（FFIによる自国政府への報告に続いて、当該政府は米国との自動的な情報交換を実施することを行う）か、もしくは、FATCA実施を円滑化するための政府間協力の枠組み（FATCAの要請と整合的な方法でFFIと米国の間の直接の報告を提供し、要請に基づく情報交換によって補足される枠組み）を採用する用意がある。
- E. 日本はFATCAの基本的な目的に賛同しており、FATCA実施の円滑化と国際的な税務コンプライアンスの向上のための政府間協力の枠組みを提議することに関心がある。米国は、日本の居住者が米国金融機関に保有する口座についての情報を既存の所得に関する租税条約に基づき収集し交換することにより、進んで日本と協力することを確認する。
- F. 米国及び日本は、中期的には、他のFATCAパートナー国及びOECDと協働して、報告及びデュー・デリジェンスの基準を含む自動的な情報交換の共通モデルを構築したいと考えている。このような協働は、最終的には全ての関係者の利益となる形で、コンプライアンスを向上させ、執行を円滑にすることであろう。米国及び日本は、金融機関及びその他の利害関係者のコンプライアンスコストを可能な限り低くすることを認識しており、より長期的には、他の協力的な国・地域とともに、報告及びデュー・デリジェンスに関する共通の基準を策定することに向け協働していくことにコミットしている。
- G. これらの考え方の下、米国及び日本の当局は、既存の米国と日本との間の二重課税条約に基づき、FATCA実施の円滑化と国際的な税務コンプライアンスの向上のための政府間協力の枠組みを構築することに合意した。